

杉並区業務継続計画 【震災編】

令和元年 6 月改定
杉並区

<目 次>

第1章 総則	1
1.1 杉並区業務継続計画に係る背景	1
1.2 杉並区業務継続計画とは	2
1.3 業務継続（COOP）と事業継続（BC）	3
1.4 業務継続の基本方針	4
1.5 杉並区業務継続計画の適用範囲、発動基準	5
1.6 地域防災計画との関係	6
1.7 災害受援計画等との関係	7
1.8 杉並区業務継続計画の構成	8
第2章 杉並区業務継続計画の運用	9
2.1 平常時の体制（計画の作成、改定等）	9
2.2 非常時の体制	10
第3章 非常時における業務継続のための体制確立	11
3.1 災害時における指揮命令系統の代行順位及び職員の参集体制	11
3.2 電気、水、食料等の確保	13
3.3 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	17
3.4 重要な行政データのバックアップ	19
3.5 安否確認	22
第4章 被害想定	23
4.1 区内の被害想定	23
4.2 主な防災活動拠点の被害想定	25
4.3 職員参集想定	30
第5章 杉並区における非常時優先業務	35
5.1 非常時優先業務の選定手法	37
5.2 非常時優先業務（通常業務）	39
5.3 災害対策本部業務	55
第6章 非常時優先業務実施における人員の確保対策	126
6.1 非常時優先業務における応援態勢の構築	126
6.2 他自治体からの応援職員の受け入れ	138
第7章 業務継続計画の定着・改定	144
7.1 計画の定着（研修・訓練等）	144
7.2 計画の継続的改善	145
第8章 業務資源の確保等に係る今後の取組	146
8.1 職員確保（勤務時間内の発災）	146

8.2 職員確保（勤務時間外の発災）	146
8.3 指揮命令系統の確立	147
8.4 安否確認	147
8.5 庁舎等（執務室）	148
8.6 電力	148
8.7 情報通信1（災害時優先電話を含む固定電話）	149
8.8 情報通信2（移動系防災無線【IP無線設備を含む】）	149
8.9 情報通信3（情報システム機能の確保）	150
8.10 執務環境（エレベーター）	151
8.11 執務環境（什器等）	151
8.12 食料・飲料水、生活用品の確保	152
8.13 トイレ	154
8.14 行政データのバックアップ	155
8.15 消耗品等	155
第9章 今後の展開	156

第1章 総則

1.1 杉並区業務継続計画に係る背景

平成 17 年 9 月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」においては、首都直下地震により発生する膨大な人的・物的被害のほか、我が国全体の国民生活、経済活動の支障、海外への被害の波及を低減するために、首都中枢機能の継続性確保が不可欠とし、首都中枢機関は首都中枢機能の継続性確保のための計画を作成することとしている。これを受け、平成 20 年 12 月の中央防災会議において、中央省庁が業務継続計画を策定したことが報告された。

東京都では、平成 20 年 11 月に「都政の BCP」として首都直下地震を想定した業務継続計画が公表されており、その後、平成 29 年 12 月に「東京都業務継続計画（都政の BCP）」として、近年の災害事例等を踏まえ、発災時における業務の継続性を高められた計画に改定された。

杉並区においても、平成 22 年 3 月に杉並区業務継続計画【震災編】を策定し、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災時の対応状況や「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、平成 26 年 5 月に杉並区業務継続計画【震災編】追補版を策定した。

平成 28 年 4 月 14 日及び 4 月 16 日に発生した熊本地震においては、複数回の強い揺れによって行政機関の庁舎が被災し、迅速な初動対応や持続可能な体制整備の必要性、他自治体等からの応援受入の重要性が改めて浮き彫りとなった。

東京湾北部地震が発生した場合には、杉並区全域にも重大な被害が発生すると考えられるが、区民の生命・財産・経済活動等を守ることは行政の最大の責務であり、大規模災害における杉並区役所の機能低下は最小限に止めなければならない。

このため、東京湾北部地震が発生した場合に応急対策等で中心的な役割を果たす杉並区役所の機能を継続し、区民の期待に応え区の責務を果たすためにも、熊本地震の教訓、近年の災害事例、国のガイドライン等を踏まえ、杉並区業務継続計画【震災編】を改定するものである。

今回の見直しでは、災害発生後の各段階における非常時優先業務の調査及びヒアリング等を実施し、災害対策本部業務及び非常時優先業務（通常業務）の業務内容や職員配置等の精査をすることで実効性の高い計画となるよう見直しを図った。

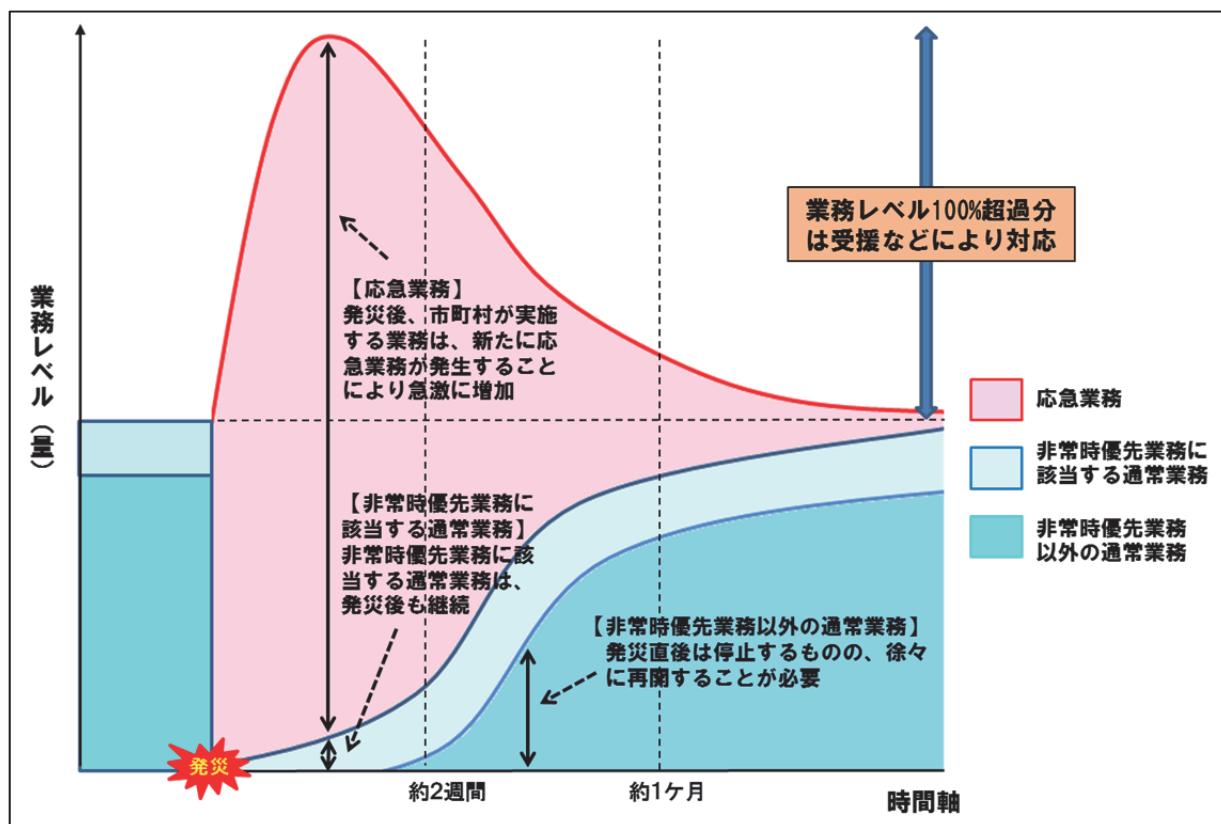
1.2 杉並区業務継続計画とは

杉並区業務継続計画とは、東京湾北部地震等の大規模災害が発生した場合に杉並区役所及び区職員も被災することで区役所機能が低下し、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（以下、「非常時優先業務」という。）として、災害対策本部業務を実施しながら継続しなければならない行政サービスの維持又は順次再開を目指し、区民の生命・財産等を守ることを目的として策定した計画である。

なお、業務継続計画実施におけるイメージは下記のとおりである。

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものになるため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることにより、迅速かつ着実に非常時優先業務を実施することが可能となる。

図 1-1 発災後に被災自治体が実施する業務の推移



※ 時間の経過とともに災害対策本部業務は縮小していくが、図 1-1 に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）

1.3 業務継続（COOP）と事業継続（BC）

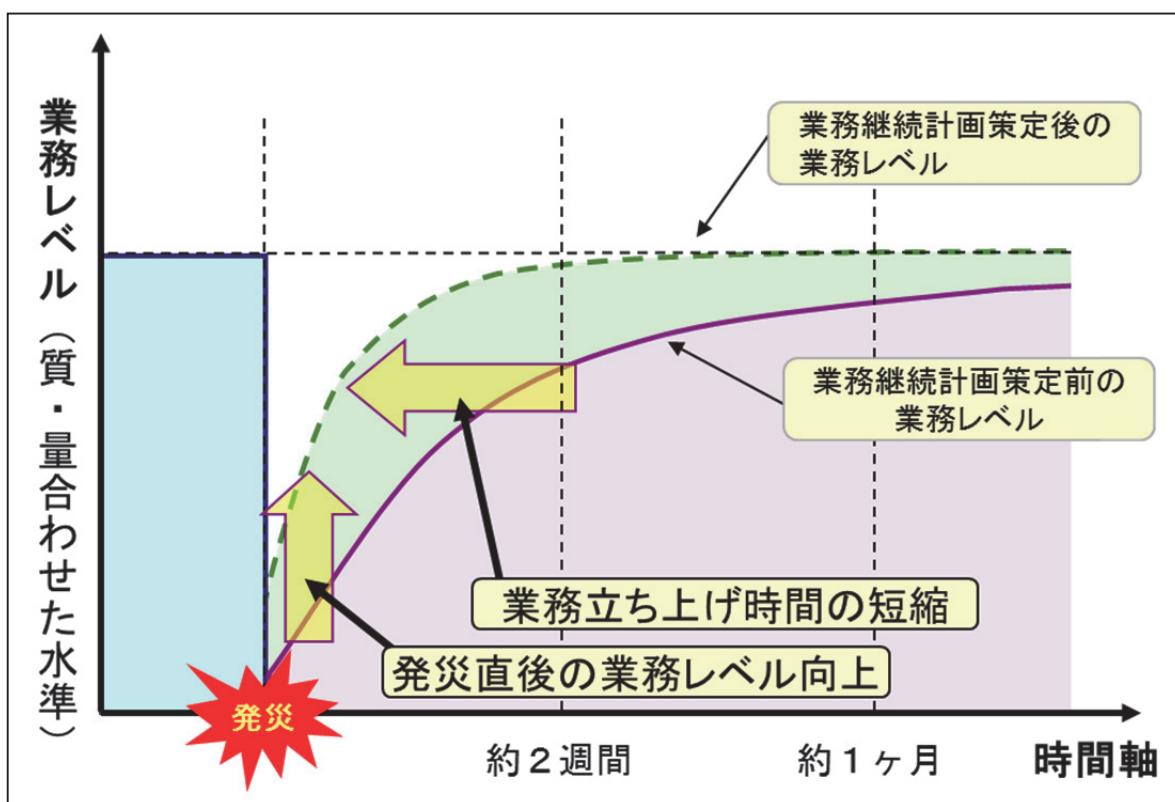
緊急時の重要業務の継続に係る取組を、米国では、民間企業を対象としたものは BC (Business Continuity : 事業継続) と呼び、行政機関を対象としたものは COOP (Continuity of Operation : 業務継続) と呼ぶことが多い。

民間企業の事業継続に係る計画の事業継続計画（BCP）と、行政機関の計画の業務継続計画はほとんど同じ意味で使われている場合が多く、特に日本国内では既に浸透した表現である BCP を行政に対しても使う場合がある。

首都直下地震対策大綱（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）等において、事業継続計画及び BCP (Business Continuity Plan) という用語を用いているが、中央省庁業務継続ガイドライン（内閣府）では改めて業務継続計画という用語を使用している。

このため、本計画では行政機関を対象としているため、「業務継続計画」という表現を使用する。

図 1-2 業務継続計画の策定に伴う効果



出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）

1.4 業務継続の基本方針

杉並区は、大規模災害時においても区民の生命・財産・経済活動等を守ることが重要な任務であり、その機能を継続するため、「3つの基本姿勢」に基づいて業務継続を図ることで、計画の実効性を確保する。

(1) 災害対応態勢の確立

大規模災害発生時に区民の生命、生活及び財産の保護並びに区役所機能への影響を最小化する観点から、災害の状況に応じた態勢を直ちに確立し、災害対策本部業務に従事する。

(2) 非常時優先業務を確実に実施

全庁を対象として抽出した非常時優先業務を確実に実施する。

また、事前の対策として、非常時優先業務の実施に必要な区職員等を確保するとともに、区職員等が不足する状況下においても確実に非常時優先業務を継続して実施できる体制を構築する。

(3) 通常業務は原則として休止

人的資源確保の観点から、発災後1週間は優先度の高くない通常業務を原則的に休止し、非常時優先業務を最優先して実施する。

1.5 杉並区業務継続計画の適用範囲、発動基準

東京湾北部地震等の大規模災害によって、杉並区に重大な被害が生じ、膨大な量の災害対応業務が発生するなど、業務継続に重大な支障を伴うと考えられる事象を杉並区業務継続計画発動の基準とする。

よって、風水害や事故災害等、大規模震災以外の危機事象が発生した場合でも、杉並区業務継続計画が参考となる場合には、杉並区業務継続計画に準拠して実施可能な非常時優先業務を執行するものとする。

【発動基準】

以下のいずれかの場合に、杉並区業務継続計画を発動する。

- ①区内で震度5強以上の地震が発生した場合（非常配備態勢に相当）
- ②区長が必要と認めた場合

【解除基準】

区内外の被害状況等を踏まえて、杉並区業務継続計画に基づく対応を継続する必要性が低いと区長等が判断した場合には、杉並区業務継続計画に基づく業務執行態勢を解除し、平時の業務執行態勢に切り替える。

1.6 地域防災計画との関係

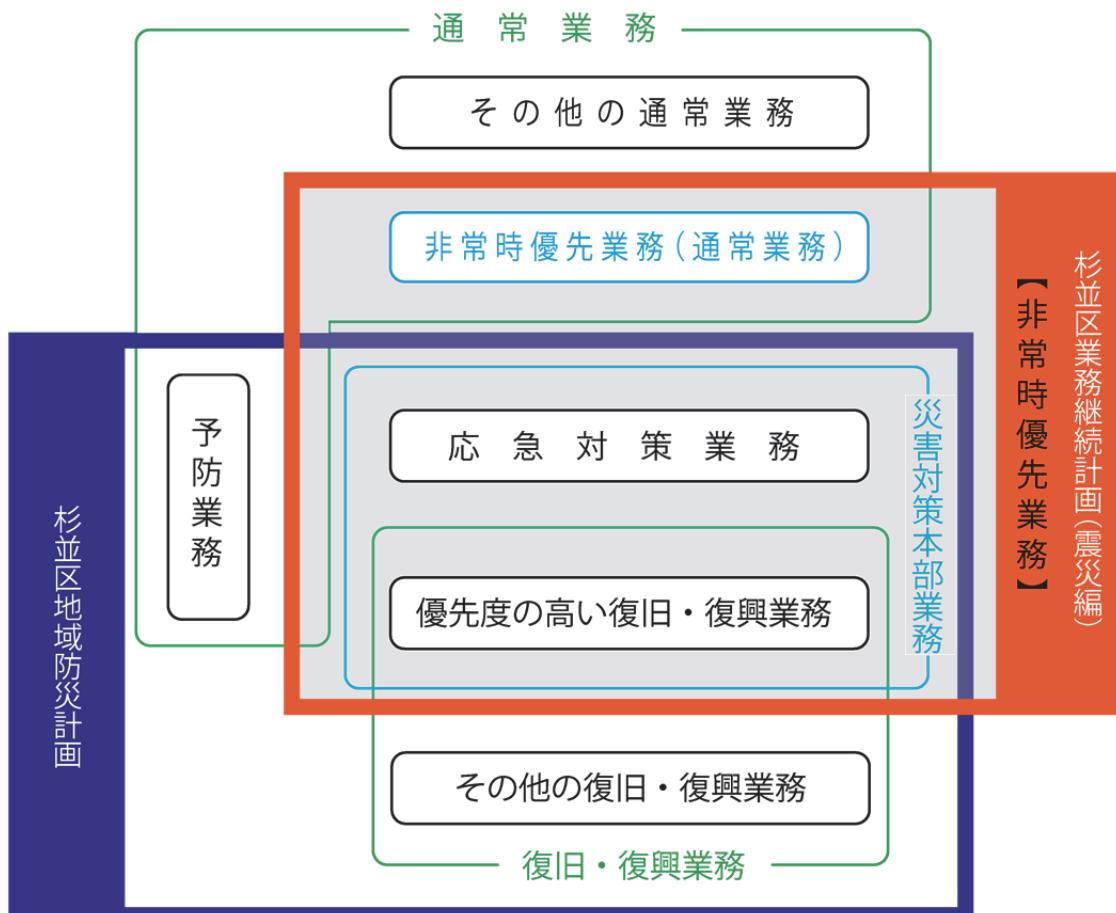
杉並区地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、都や区市町村、防災関係機関が連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画である。

一方、杉並区業務継続計画は、杉並区役所及び区職員も被災することで区役所機能が低下し、利用できる資源に制約がある状況下において実施する災害対策本部業務以外に、継続又は維持しなければならない通常業務についても網羅している。

つまり、杉並区業務継続計画は、職員が発災当初に実際に執行に努める業務に係る計画という意味で、より実用的な計画である。

なお、非常時優先業務は、非常時優先業務（通常業務）、災害対策本部業務（応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務）に分類できる。このうち、災害対策本部業務（応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務）は、杉並区地域防災計画でも扱う業務である。

図 1-3 杉並区地域防災計画と杉並区業務継続計画が対象とする業務の関係



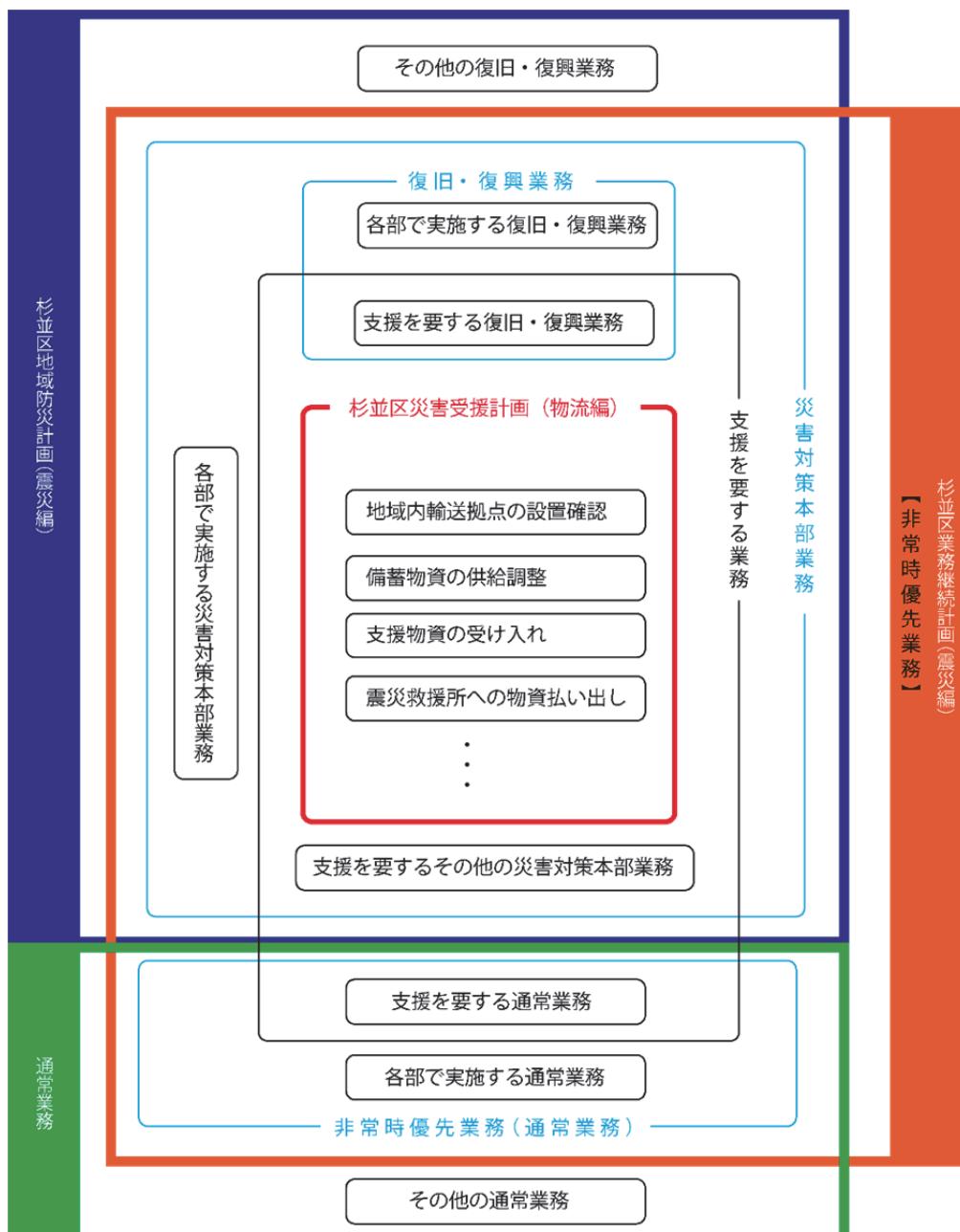
1.7 災害受援計画等との関係

杉並区では、大規模地震等により杉並区が被災した場合を想定し、区職員が協定自治体、物流事業者、ボランティア等の外部人材からの応援を円滑に受け入れ、連携して対応することにより、迅速かつ的確に支援物資を被災者に届ける体制を構築することを目的として、平成29年3月に杉並区災害受援計画（物流編）を策定した。

杉並区災害受援計画（物流編）では、杉並区地域防災計画（震災編）（平成27年修正）の下位計画として位置付け、杉並区業務継続計画【震災編】のほか、国や東京都等の計画等との整合を図り、杉並区における災害時の支援物資供給体制について定めている。

なお、令和元年に策定を予定している杉並区災害受援計画（人的支援編）において、支援を要する非常時優先業務と杉並区地域防災計画（震災編）で抽出する非常時優先業務を整合させることで、業務継続のために最も重要な人的資源の確保及び活用を図る。

図1-4 地域防災計画、業務継続計画、災害受援計画の関係



1.8 杉並区業務継続計画の構成

第1章では、業務継続の基本方針、地域防災計画等との関係等について記載する。

第2章では、杉並区業務継続計画実施における体制や発動基準等、計画の運用について記載する。

第3章では、指揮命令系統の確立、代替庁舎の特定、通信手段の確保等について記載する。

第4章では、区内の被害想定、庁舎の被害想定、勤務時間外における区職員の参集想定について記載する。

第5章では、大規模災害発生時に優先的に実施する非常時優先業務及び非常時優先業務の要員数について記載する。

第6章では、非常時優先業務実施における他自治体からの応援受け入れによる人員の確保対策を記載する。

第7章では、業務継続計画を策定した後の運用のため、計画の定着（研修・訓練等）や計画の改定・見直しについて記載する。

第8章では、平常時に事前に取り組むべき業務資源の確保対策について記載する。

第9章では、業務継続計画に係る今後の展開について記載する。

第2章 杉並区業務継続計画の運用

2.1 平常時の体制（計画の作成、改定等）

杉並区業務継続計画の作成にあたっては、全庁的な連携・調整、情報共有、整合性の確保及び共通する課題への対応等を図ることができるよう、以下の体制により区全体で検討することを基本とする。

(1) 杉並区防災対策推進会議

副区長を会長とし、各部長（担当部長を含む）・室長・局長を委員として構成する会議体で、全庁的な業務継続計画の策定全体を所掌する。

(2) 杉並区防災対策推進会議幹事会

危機管理室長を幹事長とし、各部の庶務を担当する課長級職員を幹事として構成する会議体で、杉並区防災対策推進会議からの下命事項について検討する。

(3) 防災計画等改定検討会

危機管理室長を会長とし、防災課長を副会長、各作業部会の座長・副座長、防災対策推進会議幹事会の各課長を会員として構成する会議体で、各作業部会の検討を統括し、全体調整及び進行管理を行う。

(4) 組織体制検討作業部会

防災課長を座長とし、各部からの代表者を会員として構成する会議体で、全ての計画等の基礎事項となる区災害対策本部の組織体制について検討する。

(5) 防災拠点検討作業部会

防災課長を座長とし、各部からの代表者を会員として構成する会議体で、公的施設の複合化や指定管理・委託化など施設再編整備計画の取組により、区の全体的な防災拠点の見直しの必要性があるため、防災拠点の再編について検討する。

(6) 災対業務検討作業部会

防災課長を座長とし、各部からの代表者を会員として構成する会議体で、既存計画・関連計画等との整合性の確保及び人的体制を担保する組織体制を考慮して、災対業務の精査・見直しの検討を行う。

(7) 災対マニュアル検討作業部会

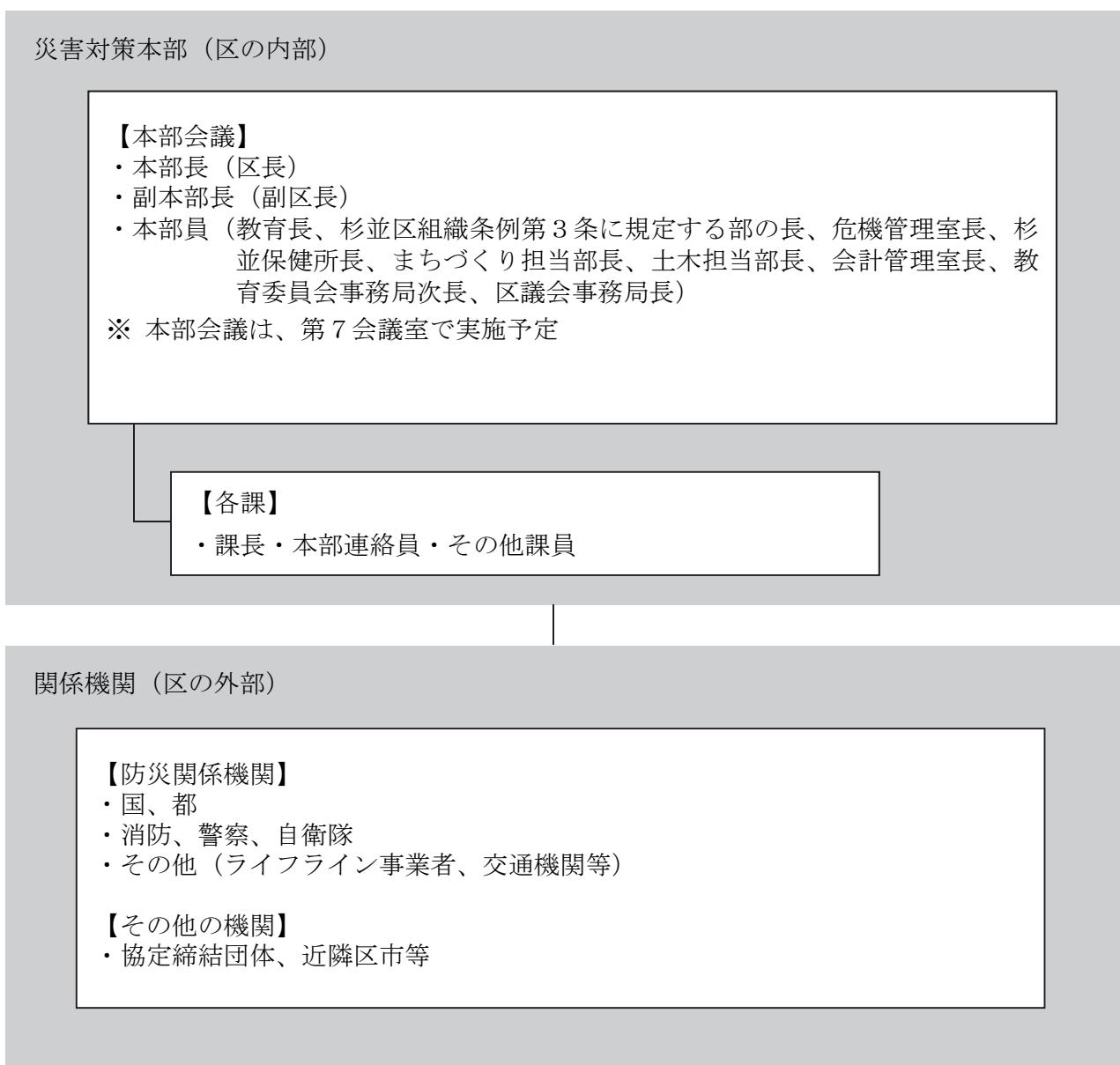
危機管理対策課長を座長とし、各部からの代表者を会員として構成する会議体で、災対業務の具体的行動を記載したマニュアル作成や改定支援について、検討する。

2.2 非常時の体制

業務継続計画が発動された場合には、地域防災計画で定められた以下の体制に速やかに移行し、非常時優先業務の開始・再開等に努める。

なお、非常時優先業務のうち、非常時優先業務（通常業務）については、平常時の組織における各課で実施することになるため、その体制下で実施可能かどうかについて、指揮命令系統等を踏まえて平常時に検証しておくものとする。

図 2-1 非常時の体制



第3章 非常時における業務継続のための体制確立

3.1 災害時における指揮命令系統の代行順位及び職員の参集体制

(1) 職員の参集体制

杉並区内で災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の区職員の参集体制については、次に記載のとおりである。

なお、勤務時間外に杉並区で震度5強以上の地震が発生した場合は、自動的に全職員が参集する。

表 3-1 杉並区の非常配備態勢

非常配備態勢の種別	時期	態勢
災害即応態勢	震度5弱の地震が発生した場合、又はその他の災害（地震以外の大災、爆発事故、鉄道事故など）に対処する必要があると区長が認めるとき。	被害状況の把握及び災害対応を行う。
非常配備態勢	震度5強以上の地震が発生した場合及び地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合、又は災害即応態勢では対応できない災害が発生した場合	震災救援所の開設を始め、必要に応じて救護・救助活動、又はその準備を行う。
情報監視態勢	災害即応態勢及び非常配備態勢の応急対策業務が終了したとき。	事態の収束及び二次災害等への警戒のための情報監視を行う。

○初動配備態勢要員

初動配備態勢要員に指名されている職員（※）は、杉並区に震度5強以上の地震があったことを知ったとき、初動配備先としてあらかじめ指定された場所に自主的に参集する。

なお、災害対策本部組織の要員が到着後、活動を引継ぎ、災害対策本部組織の指定された場所へ移動する。

（※） 本庁舎約40名、各地域区民センター約50名、各区立小・中学校約260名、杉並保健所等約10名

(2) 災害時における指揮命令系統の代行順位

災害発生後の参集状況によっては、指揮命令の決定権を有するものが直ちに指揮できる状況とは限らない可能性があるため、杉並区災害対策本部に関する規則第4条第2項に基づいて本部長の代行順序を記載するとともに、副本部長、各対策部長の代行順を位置付けた。

表 3-2 職務代行の順位

対象者	職務代行の順位			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
本部長（区長）	副区長 (総務部を担任 とする)	副区長	教育長	代表監査委員
副本部長（副区長）	教育長	代表監査委員	政策経営部長	総務部長
災対総務部長 (危機管理室長)	総務部長	会計管理室長	教育委員会事務 局次長	区議会事務局長
医療救護部長 (杉並保健所長)	健康推進課長	生活衛生課長	保健予防課長	地域保健・医療 連携担当課長
救援部長 (保健福祉部長)	区民生活部長	子ども家庭部長	地域活性化担当 部長	区民生活部参事
災対都市整備部長 (都市整備部長)	まちづくり担当 部長	土木担当部長	都市整備部参事	都市整備部管理 課長
災対清掃部長 (環境部長)	環境課長	ごみ減量対策課長	杉並清掃事務所長	方南支所担当課長

3.2 電気、水、食料等の確保

(1) 電力

「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月）」における東京湾北部地震での杉並区の停電率（25.2%、火災延焼のあるエリアは全面的に停電）や復旧状況等を踏まえ、発災直後から 3 日間は外部からの電力供給が停止し停電することを想定した場合、主な防災活動拠点における電力状況の現状を整理した。

主な防災活動拠点	非常用発電機 (稼働可能時間)	非常用発電機の適応範囲	非常時における対処
杉並区役所	あり (約 72 時間)	・ 照明は全体の約 25% ・ エレベーターは 4 号機のみ稼働 ・ エスカレーターには供給されない予定	・ 非常用発電機の起動を確認し、起動しない場合には速やかに対処する。 ・ 非常用発電機により発電している間は、電力の消費を抑制するために、蛍光灯の間引きや各部署への節電の呼びかけ等を行う。 ・ 電力事業者に対して、優先的な復旧及び必要に応じて発電機車の派遣等を要請
杉並保健所	あり (約 72 時間)	上下水道供給及び地下講堂電源	・ 非常用発電機の起動を確認し、起動しない場合には速やかに対処する。 ・ 非常用発電機により発電している間は、電力の消費を抑制するために、蛍光灯の間引きや各部署への節電の呼びかけ等を行う。 ・ 電力事業者に対して、優先的な復旧及び必要に応じて発電機車の派遣等を要請
杉並土木事務所	—	—	・ 非常用発電機の確保
杉並清掃事務所	—	—	・ 非常用発電機の確保
阿佐谷地域区民センター	あり (約 3 時間)	本館（非常灯・消火栓ポンプ）	・ 非常用発電機の起動を確認し、起動しない場合には速やかに対処する。 ・ 電力事業者に対して、優先的な復旧及び必要に応じて発電機車の派遣等を要請
井草地域区民センター	—	—	・ 非常用発電機の確保 (令和元年に非常用自家発電機を設置予定。)
永福和泉地域区民センター	—	—	・ 非常用発電機の確保 (令和元年に非常用自家発電機を設置予定。)

主な防災活動拠点	非常用発電機 (稼働可能時間)	非常用発電機の適応範囲	非常時における対処
荻窪地区区民センター	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の確保 (令和元年に非常用自家発電機を設置予定。)
高円寺地区区民センター (セシオン杉並)	あり (自家発電は、約2時間、コンパクトジェネレータは、72時間)	自家発電は、非常照明、消防ポンプ。コンパクトジェネレータは、バルーン照明等コンセントのみ。	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の起動を確認し、起動しない場合には速やかに対処する。 ・電力事業者に対して、優先的な復旧及び必要に応じて発電機車の派遣等を要請
高井戸地区区民センター (高井戸市民センター)	あり (約44時間)	4P-1(3) 「排煙ファン」/B1P-1-(10)「発電機室給排気ファン2系統」/A重油ポンプ「発電機燃料ポンプ」/EV-1「エレベーター1号機」/EV-2「エレベーター2号機」/災害用外部電気盤/B1P-1-(11)「非常用動力」	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の起動を確認し、起動しない場合には速やかに対処する。 ・非常用発電機により発電している間は、電力の消費を抑制するために、蛍光灯の間引きや各部署への節電の呼びかけ等を行う。 ・電力事業者に対して、優先的な復旧及び必要に応じて発電機車の派遣等を要請
西荻地区区民センター※ (勤労福祉会館)	あり	1階に2ヵ所、2階に1ヵ所 非常用電源コンセント有	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の起動を確認し、起動しない場合には速やかに対処する。 ・非常用発電機により発電している間は、電力の消費を抑制するために、蛍光灯の間引きや各部署への節電の呼びかけ等を行う。 ・電力事業者に対して、優先的な復旧及び必要に応じて発電機車の派遣等を要請

※令和元年6月からの大規模改修のため、令和2年10月（予定）まで上井草スポーツセンターを代替施設として使用。

(2) 飲料水、食料等

杉並区では、本庁舎内に区職員用の食料や飲料水等を備蓄しており、また、地下に設置されている深井戸から受水槽と飲用高架水槽に飲用可能な水を供給している。

本項目では、主な防災活動拠点における飲料水と食料の備蓄状況の現状を整理した。

なお、阪神・淡路大震災では、神戸市には発災当日中に全国からの食料等が到着しており、東京湾北部地震で杉並区が被災した場合でも、数日以内には外部から飲料水や食料等が到着することも考えられることから、本業務継続計画では、発災後3日間の食料や飲料水等は備蓄品や受水槽等及び東京都からの支援物資で対応し、発災後4日目以降は全国からの応援物資等による確保を想定している。

また、「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月）」では、断水率が24.9%となっており、東京都水道局では、国が設定した復旧目標日数（都内全域30日、首都中枢機関等3日）を前提としている。

主な防災活動拠点	食料	飲料水
杉並区役所	1620 食	29000 リットル（中棟・西棟受水槽） 2400 リットル（災害備蓄倉庫） 【地下水活用システムによる深井戸からの直接給水も可能】
杉並保健所	340 食	360 リットル
杉並土木事務所	—	—
杉並清掃事務所	—	—
阿佐谷地区区民センター	2760 食 ※帰宅困難者用物品との兼用	1500 リットル ※帰宅困難者用物品との兼用
井草地区区民センター	2760 食 ※帰宅困難者用物品との兼用	2100 リットル ※帰宅困難者用物品との兼用
永福和泉地区区民センター	—	—
荻窪地区区民センター	2100 食 ※帰宅困難者用物品との兼用	—
高円寺地区区民センター (セシオン杉並)	—	—
高井戸地区区民センター (高井戸市民センター)	600 食 ※帰宅困難者用物品との兼用	900 リットル ※帰宅困難者用物品との兼用
西荻地域区民センター※ (勤労福祉会館)	1360 食 ※帰宅困難者用物品との兼用	6482 リットル ※帰宅困難者用物品との兼用

備蓄の無い施設及び不足する施設については、施設内への備蓄を検討していく。

※令和6月からの大規模改修のため、令和2年10月（予定）まで上井草スポーツセンターを代替施設として使用。

(3) トイレ

水道が復旧した場合でも、施設内部の配管被害等による断水や、下水道の配管被害等による利用禁止等も考えられるため、水洗トイレの利用は大きく制限されると想定し、主な防災活動拠点における簡易トイレ等の備蓄状況の現状を整理した。

主な防災活動拠点	仮設トイレ（基）	備蓄トイレ（回数）
杉並区役所	—	—
杉並保健所	—	—
杉並土木事務所	—	—
杉並清掃事務所	—	—
阿佐谷地区区民センター	—	3000回分 ※帰宅困難者用物品との兼用
井草地区区民センター	—	3000回分 ※帰宅困難者用物品との兼用
永福和泉地区区民センター	—	—
荻窪地区区民センター	—	3000回分 ※帰宅困難者用物品との兼用
高円寺地区区民センター (セシオン杉並)	—	—
高井戸地区区民センター (高井戸市民センター)	—	—
西荻地区区民センター※ (勤労福祉会館)	21基 ※第二次救援所用物品との兼用	6000回分 ※帰宅困難者用物品との兼用

備蓄の無い施設及び不足する施設については、施設内への備蓄を検討していく。

※令和元年6月からの大規模改修のため、令和2年10月（予定）まで上井草スポーツセンターを代替施設として使用。

3.3 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

災害時においては、固定電話及び携帯電話は通信の途絶等によりつながりにくくなることが想定される。

その際には、災害時優先電話、地域防災行政無線等を活用して、迅速に防災活動拠点間や震災救援所等と通信を確保する必要があるため、状況に応じて適切な通信手段を選択できるよう整理した。

(1) デジタル地域防災無線

設置場所	タイプ（数量）	電源の継続時間（電源の種類）
本庁舎防災課無線室	統制台（1）	①約40時間（庁舎の非常用発電機） ②約20時間（直流蓄電装置） 注）①が使えない場合に②を利用
	副統制台（1）	
	携帯型（39）	約20時間（蓄電池のみ）
	半固定型（2）	約20時間（本体蓄電池）
区有車（杉並区役所）	車載型（33）	車両運行時使用可能
地域区民センター	半固定型（14）	7台：約40時間（本体蓄電池+非常用蓄電池） 7台：約20時間（本体蓄電池）
杉並保健所、保健センター	半固定型（6）	約20時間（本体蓄電池）
	携帯型（15）	約20時間（本体蓄電池）
	車載型（3）	車両運行時使用可能
杉並土木事務所、緑地公園事務所	半固定型（4）	約20時間（本体蓄電池）
	携帯型（5）	約20時間（本体蓄電池）
	車載型（3）	車両運行時使用可能
杉並清掃事務所 (方南支所・高円寺車庫含む)	半固定型（3）	約20時間（本体蓄電池）
区立小中学校等（震災救援所）	半固定型（67）	約40時間（本体蓄電池+非常用蓄電池）
防災関係機関	半固定型（37）	約20時間（本体蓄電池）

(2) MCA 無線

設置場所	タイプ（数量）	電源の継続時間（電源の種類）
本庁舎防災課無線室	半固定型（1）	①約40時間（庁舎の非常用発電機） ②約20時間（本体蓄電池） 注）①が使えない場合に②を利用
	携帯型（33）	約6時間・小電力モード約16時間（蓄電池）
地域区民センター	携帯型（7）	約6時間・小電力モード約16時間（蓄電池）

設置場所	タイプ（数量）	電源の継続時間（電源の種類）
杉並保健所、保健センター	半固定型（1）	約20時間（本体蓄電池）
	携帯型（6）	約6時間・小電力モード約16時間（蓄電池）
本庁土木計画課	携帯型（1）	約6時間・小電力モード約16時間（蓄電池）
杉並土木事務所、公園緑地事務所	携帯型（4）	約6時間・小電力モード約16時間（蓄電池）
杉並清掃事務所 (方南支所・高円寺車庫含む)	半固定型（4）	約20時間（本体蓄電池）
	携帯型（3）	約6時間・小電力モード約16時間（蓄電池）
	車載型（53）	車両運行時使用可能
区立小中学校等（震災救援所等）	携帯型（67）	約6時間・小電力モード約16時間（蓄電池）

（3）災害時優先電話

設置場所	数量	備考
区役所	18台	防災センター等
学校関係	72台	震災救援所等
地域区民センター	7台	
杉並保健所	2台	
保健センター	5台	
清掃事務所関連施設	3台	
体育館等	5台	上井草スポーツセンター含む
その他区施設	57台	保育園、児童館、福祉事務所等

3.4 重要な行政データのバックアップ

庁内で通常業務に利用されている行政データのうち、非常時優先業務（通常業務）におけるバックアップの現状を整理した。

所管部署	業務名	重要データのバックアップ先	実施頻度
総務部人事課	人事給与システム維持管理等人事管理事務	バックアップデータを事業者が保管	月1回
総務部経理課	災害に関する契約事務 (主管部・課契約を除く)	東京電子自治体共同運営電子調達サービス	随時
区民生活部区民課	ホストコンピュータシステム(住民基本台帳システム、印鑑登録システム)の運用管理 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理	庁舎内及び外部データセンター	月1回保管
区民生活部区民課	戸籍関係受付	庁舎内(小型システムを含む)	日次
区民生活部課税課	地方税に係る減免措置等(期限の延長・減免申請)に係る事務	庁舎内	毎日夜間
産業振興センター	商店街支援	商店街支援業務に係る電子データを庁舎内で保管、紙媒体の資料を執務室内で保管	随時
産業振興センター	農業の育成・支援 (農地の被害調査等)	各所管にて保管(紙媒体)	随時
区民生活部 スポーツ振興課	施設利用に関すること (さざんかねっと「集会施設利用予約システム」)	外部データセンター	毎日
区民生活部地域課	施設利用に関すること (さざんかねっと「集会施設利用予約システム」)	外部データセンター	毎日
保健福祉部 国保年金課	国民健康保険証、後期高齢者医療保険証再発行事務	庁舎内(小型システムを含む)	2週間に1回
保健福祉部 障害者施策課	心身障害者医療費助成	紙台帳、庁舎内	日次
保健福祉部 障害者施策課	障害者総合支援システム管理	庁舎内	毎日
保健福祉部 障害者施策課	障害福祉サービス、障害児通所支援の支給決定・給付等事務の総括(区役所等の業務再開への対応)	庁舎内	毎日

所管部署	業務名	重要データのバックアップ先	実施頻度
保健福祉部 高齢者在宅支援課	地域包括支援センター委託業務外 (災害時における想定外事業)に関する調整	庁舎内	相談の都度
保健福祉部 高齢者在宅支援課	一時的に家族、住家から離れてしまった認知症高齢者等の保護	庁舎内	随時
保健福祉部 高齢者在宅支援課	高齢者緊急通報システム運営業務	庁舎内	内容変更の都度
保健福祉部 介護保険課	介護保険サービス提供事業者等からの応急援護に関する相談	各サービス事業者 (利用者個人情報)	随時
保健福祉部 杉並福祉事務所 荻窪事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復	庁舎内及び紙文書など	随時
保健福祉部 杉並福祉事務所 荻窪事務所	生活保護事務 (保護費支給事務、医療業務、及び問い合わせ対応)	庁舎内及び紙文書など	随時
保健福祉部 杉並福祉事務所 荻窪事務所	地域たすけあいネットワーク(地域の手)等に登録していない障害者の心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応	所内の保管庫	月～金
保健福祉部 杉並福祉事務所 荻窪事務所	中国残留邦人等への支援 (支援費支給事務、医療業務、及び問い合わせ対応・システム回復)	所内書庫及び庁舎内	毎日
保健福祉部 杉並福祉事務所 荻窪事務所	生活保護システムの再開に係る業務	庁舎内	毎日
保健福祉部 杉並福祉事務所 荻窪事務所	事務所機能の回復及び事務所機能の回復の前提となる複合施設(ウェルファーム杉並)の機能の回復	庁舎内及び所内書庫等	随時
保健福祉部 杉並福祉事務所 高円寺事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復	庁舎内及び紙文書など	随時
保健福祉部 杉並福祉事務所 高円寺事務所	生活保護事務 (保護費支給事務、医療業務、及び問い合わせ対応)	庁舎内及び紙文書など	随時
保健福祉部 杉並福祉事務所 高円寺事務所	地域たすけあいネットワーク(地域の手)等に登録していない障害者の心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応	所内の保管庫	月～金
保健福祉部 杉並福祉事務所 高井戸事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復	庁舎内及び紙文書など	随時
保健福祉部 杉並福祉事務所 高井戸事務所	生活保護事務 (保護費支給事務、医療業務、及び問い合わせ対応)	庁舎内及び紙文書など	随時

所管部署	業務名	重要データのバックアップ先	実施頻度
保健福祉部 杉並福祉事務所 高井戸事務所	地域たすけあいネットワーク(地域の手)等に登録していない障害者の心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応	所内の保管庫	月～金
都市整備部住宅課	区営住宅等の入居者管理に関する緊急応答業務 (入居者の安否確認を含む)	庁舎内	随時
都市整備部住宅課	区営住宅等の使用料収納に関する業務	庁舎内	随時
都市整備部 市街地整備課	不燃化促進住宅維持管理 (入居者の安否確認)	庁舎内、紙媒体	随時
都市整備部 土木計画課	水防対策(水防情報システムの被害確認及び復旧)	庁舎内	随時
会計管理室会計課	会計・物品管理事務(公金取扱事務)	外部データセンター	週1回
会計管理室会計課	会計・物品管理事務(資金管理)	外部データセンター	週1回
教育委員会事務局 庶務課	杉並区教育委員会の運営 (教育委員会の運営)	庁舎内	1日数回
教育委員会事務局 庶務課	教育委員会事務局の庶務事務 (事務局の運営)	庁舎内	1日数回
教育委員会事務局 庶務課	学校人事・給与事務	庁舎内	1日数回
教育委員会事務局 庶務課	学校職員人件費	庁舎内	1日数回
教育委員会事務局 教育人事企画課	教育職員人事事務 (教職員の安否確認)	庁舎内	随時
教育委員会事務局 学務課	学齢簿システムの維持管理	庁舎内	随時
教育委員会事務局 学務課	就学事務(学齢簿の調整・管理、転入学の相談、児童生徒の就学援助)	庁舎内	随時
監査委員事務局	監査委員・事務局の運営 (住民監査請求)	庁舎内	随時
区議会事務局	区議会議員報酬(報酬等の支出) (区議会議員報酬等の支払業務)	庁舎内	随時

3.5 安否確認

発災時の初動態勢が確立したとしても、非常時優先業務を迅速かつ着実に遂行するためには、その業務に実際に従事できる人員の確保が必要である。このため、いち早く参集可能な人員の把握と職員の安否確認をすることが重要である。

(1) 職員の参集・安否確認

休日・夜間等勤務時間外に発災した場合において、区長は、必要があると認めたときは、職員に対し非常呼集を発令する。非常呼集の指令は「職員非常呼集要綱」に基づき、継送電話、又は職員非常参集システムによるメール等により行う。指令を受けた職員は、速やかに連絡網による指令の継送及び参集システムによる参集の可否及び安否の情報を返信しなければならない。

各部は職員の参集情報を集約し、災対総務部職員班に報告することになっている。安否の確認ができない職員に対しては、非常呼集連絡網によって、継続して安否確認を行う。

(2) 職員の家族の安否確認

勤務時間内に発災した場合には、職員は職場において非常時優先業務に従事することになるが、安心して職務に専念するためには、普段から家族でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認しておくことが重要である。

第4章 被害想定

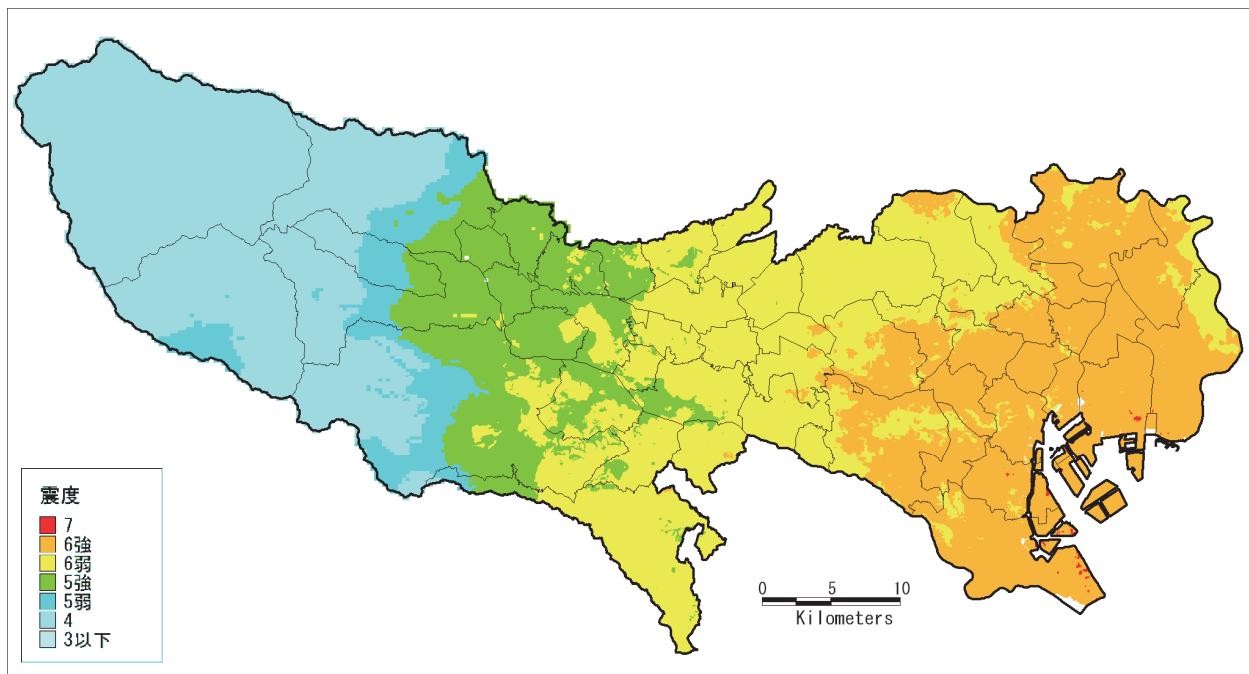
4.1 区内の被害想定

杉並区業務継続計画では、重大な被害影響が生じ、業務継続に支障を伴うと考えられる「首都直下地震等による東京の被害想定（東京都、平成 24 年 4 月）」のなかで掲げている 4 つの想定地震のうち、杉並区での被害が最大となる「東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）」を想定地震とする。

図 4-1 東京湾北部地震の被害想定

		杉並区の被害想定（東京湾北部地震 M7.3）	
		冬の早朝（5時）	冬の夕方（18時）
被 害 想 定	前提条件	震源地 規模 季節 震度	東京湾北部地域 M7.3 冬の早朝 5時頃 風速=8m/秒 6弱(47.3%)、6強(52.7%)
	建物被害	全壊	3,692 棟 3,692 棟
	地震火災	出火件数	9 件 37 件
		焼失棟数（倒壊建物を含む）	3,688 棟 23,028 棟
		焼失棟数（倒壊建物を含まず）	3,577 棟 22,339 棟
被 害 想 定	人的被害	死者 重傷 軽傷 死傷者計	333人(うち、建物被害 227 人、 火災被害 99 人、その他 7 人) 651 人 4,386 人 5,370 人 556人(うち、建物被害131 人、 火災被害 416 人、その他 9 人) 895 人 3,954 人 5,405 人
	ライフライ ン 被害(%)	上水道（断水率）	24.9% 24.9%
		下水道（下水道管きょ被害率）	26.0% 26.0%
		ガス（供給停止率）	46.3-99.8% 46.3-99.8%
		電力（停電率）	9.9% 25.2%
避 難 者 発 生 数	通信（不通率）	96,664 人	176,369 人
		-	92,357 人

図 4-2 震度分布（東京湾北部地震、M7.3）



出典：首都直下地震等による東京の被害想定

※区では、平成 29～30 年度に区独自の「地震被害シミュレーション」の結果を公表したが、業務継続計画内における被害想定については、杉並区地域防災計画との整合を図るために、都が公表している「首都直下地震等による東京の被害想定（東京都、平成 24 年 4 月）」の被害想定を使用する。

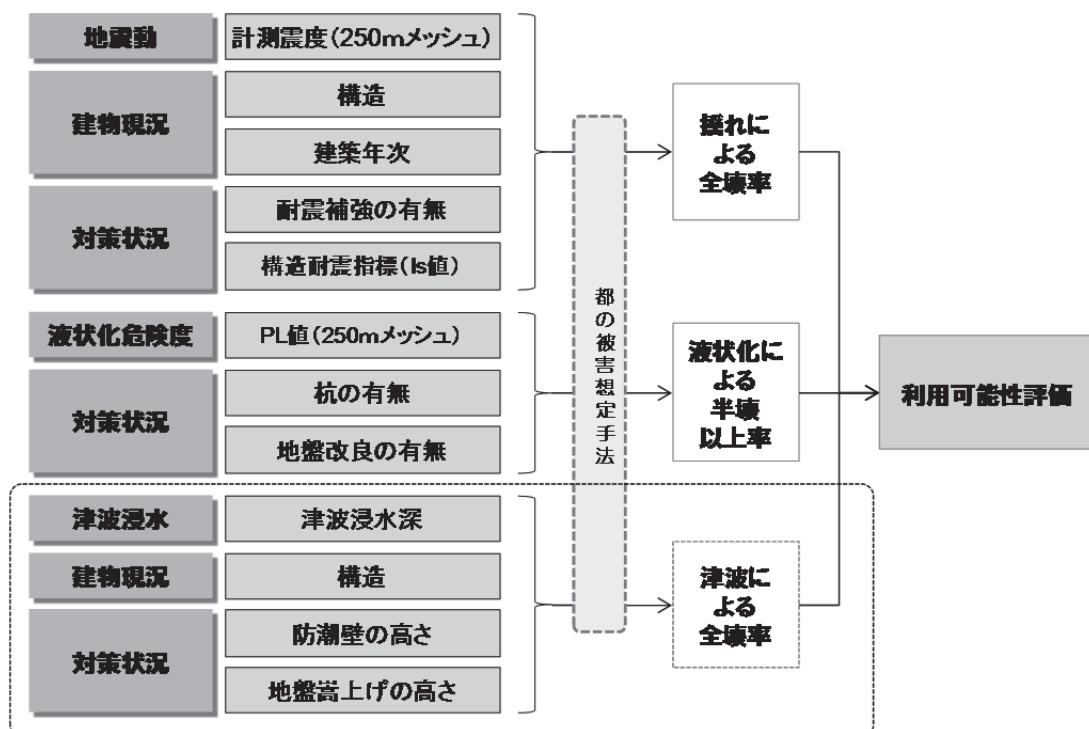
4.2 主な防災活動拠点の被害想定

(1) 主な防災活動拠点の被害想定と建物の利用可能性の評価

非常時優先業務に必要な主要な防災活動拠点（区役所、保健所、杉並土木事務所、杉並清掃事務所、各地域区民センター）については、「首都直下地震等による東京の被害想定（東京都 平成24年4月）」において用いられた建物被害想定手法（下図参照）に基づき、地震動（計測震度）及び液状化（PL値）による建物被害想定を実施して、各建物の利用可能性を評価した。

その際、耐震性を表す建物の構造（木造・非木造）、建築年次、耐震補強の実施状況等の特性を確認し、「首都直下地震等による東京の被害想定（東京都 平成24年4月）」で算出された地震動（計測震度）、液状化危険度（PL値）を、250mメッシュ単位で把握して、各施設の立地場所と照合させた。

主な防災活動拠点の建物被害想定の実施フロー



※ 地震動（計測震度）、液状化危険度（PL値）、津波浸水（津波浸水深）は東京都被害想定のデータに準じた。建物現状（建物構造、建築年次）、対策状況（耐震補強の有無、Is値等）は、杉並区所有データを可能な範囲で適用した。

(参考) 東京都による建物被害想定手法（概要の抜粋）

[首都直下地震等による東京の被害想定(東京都 平成24年4月) 第3部 被害想定手法]

- 木造建物、非木造建物、非木造建物の構造別・築年次別に、過去の地震による計測震度と全壊率の相関曲線を作成し、これを基に建物被害を計算する。
- 全壊率は、旧築年、中築年、新築年の3区分を設定しており、建築基準法改正のうち建物構造上、重要な年を境目としている。（昭和36年：木造壁率の基準強化、昭和46年RC造帯筋の基準強化、昭和56年新耐震基準の導入）

■本庁舎の利用可能性

西棟、中棟、東棟ともに、鉄骨鉄筋コンクリート造で、且つ新耐震基準（昭和56年施行）またはそれに準ずる基準で建築されており、震度6強程度の揺れに対する十分な耐震性能を有している。このため、庁舎の利用が困難となるような重大な被害が発生する可能性は低く、杉並区業務継続計画では被災後も利用可能と想定する。

■その他の防災活動拠点の利用可能性

杉並区内の揺れは最大で震度6強と想定されており、対象とした施設は非木造建物で新耐震基準を満たした建物であるため、建物自体に重大な被害が発生する可能性は低い。

このため、杉並区業務継続計画では、本庁舎以外の防災活動拠点についても被災後も利用可能と想定する。ただし、施設の一部が利用困難となることも想定し、その場合の業務の実施方法や避難者の収容方法等を検討しておくことが重要である。

なお、いずれの施設においても、震度6強の揺れにより、建物内での出火、天井や内壁・窓ガラス等の非構造物の落下・破損、什器等の屋内収容物の移動・転倒などにより被害の発生が生じる可能性がある。そのため、平時における什器等の固定、窓ガラスの飛散防止等の屋内における防災措置を事前に講じておくと共に、執務空間が被害を受けた際の安全確認や環境復旧・復元等、2次被害を防止するための体制を確保することが重要となる。

(2) ICTインフラ資源の被害想定

○被害想定の概要

ア 本庁

インターネットや庁内イントラネット、各種情報システムのサーバ等の地震対策（サーバ室内に設置された大型汎用コンピュータは固定等）のほか、保守業者の対応等を考慮して、インターネット等に関する業務資源としての利用可能性を想定した。

その結果、発災後に大型汎用コンピュータは保全措置としてシャットダウンするが、再起動にあたっては、データの不整合等の問題が発生しないよう保守業者が来るまで起動させないため、保守業者の到着までの期間や作業、外部からの電力供給等を考慮して、本業務継続計画では発災後4日目以降に利用可能と想定する（発災後3日間は利用困難）。このため、発災後3日間程度はインターネット・各種業務システム等は利用せずに、手作業等により業務継続を図ることを前提として、業務継続に係る準備等を行う。

イ 本庁以外の施設（地域区民センター、震災救援所等）

本庁舎以外の施設においても、サーバ等が停止し、復旧するまでは各種システムが使用できなくなる可能性があることから、非常時優先業務で使用する資料等については事前に紙等で準備しておくことが重要である。また、発電機等の操作方法（備蓄されている場合）や防災行政無線の使用方法、災害時特設公衆電話の設置場所、設置方法（設置されている場合）、災害時優先電話に指定されている回線等を確認することにより、災害時でも施設機能の維持や情報収集が実施できるように日頃から設備を確認しておく必要がある。

○杉並区ICT-BCP（ICTインフラ資源編）における被害想定（抜粋）

ア 施設

杉並区業務継続計画における区本庁舎の被害想定は以下のとおりである。

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造、かつ、新耐震基準又はそれに準ずる基準で建築されており、庁舎の利用が困難となるような重大な被害が発生する可能性は低い。

このことを踏まえ、ICTインフラ資源に係る各種施設への被害についても当該想定に準じることとする。

なお、コンピュータ室には二酸化炭素消火設備を設置しているため、広範囲の火災及び消火に伴う水損は発生しないと想定する。加えて、CVCF室には可燃物は置いておらず、床壁面はコンクリート造のため、火災は発生しないと想定する。

イ 機器

① 震動に係る想定

コンピュータ室に設置する機器は、全て震度6強までの揺れに耐えるよう設計及び設置されているため、倒壊は発生しないと想定する。

ネットワーク機器のうち各フロアに設置するフロアスイッチについては、専用の盤内に固定設置しているため、倒壊は発生しないと想定する。無線LAN親機についても天井に固定されて

いることから、落下は発生しないと想定する。

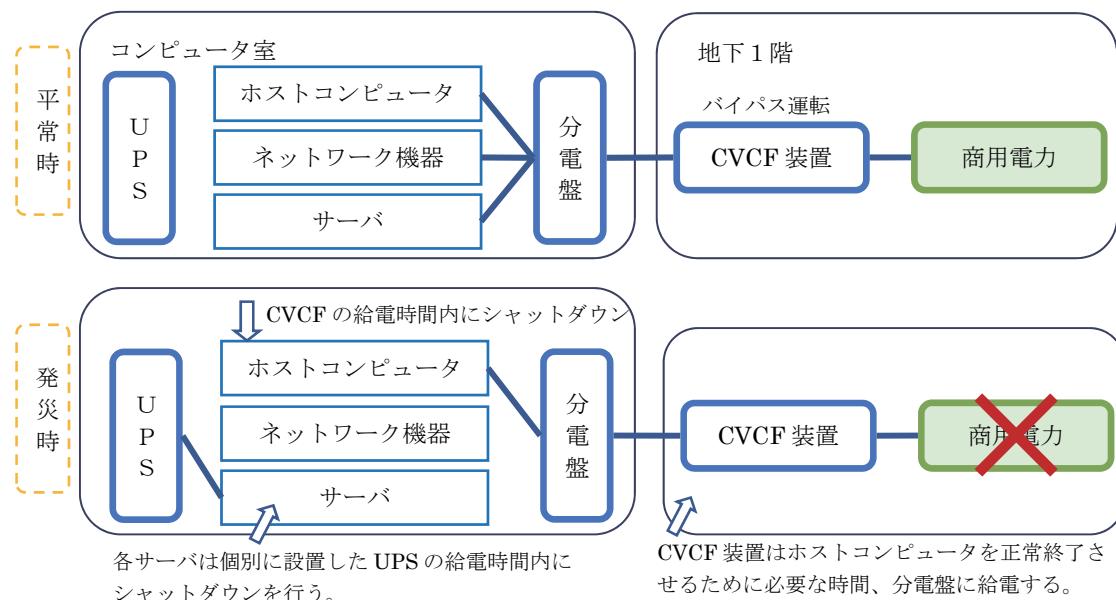
住民情報系及び内部情報系パソコン・プリンタについては、設置場所によっては落下及び破損する可能性はあるものの、被害は限定的なものに止まるものと想定する。

② 停電に係る想定

発災直後は外部からの電力供給が停止し、非常用発電機から防災設備や一部の照明、赤コンセントなどに限り電力が供給されるが、本庁舎の維持管理に係る最低限の電力しか賄えないため、ホストコンピュータやサーバ等の ICT インフラ資源への電力供給は行われない見込みである。

このような災害時の停電に備えて、コンピュータ室に設置する主要な機器には CVCF 装置（定電圧定周波数装置）や UPS（無停電電源装置）から一定の品質を保った電力を供給する仕組みを整備しており、機器を安全に停止できるものと想定する。

なお、CVCF 装置又は UPS から電力が供給されないネットワーク機器等については、一部で停電による破損等が発生する可能性があるものの、被害は限定的なものに止まるものと想定する。



ウ 回線

住民情報系及び内部情報系ネットワークに係るコンピュータ室とフロア間を繋ぐ光ファイバーケーブルについては、庁舎の倒壊及び破損が発生しないことから、使用可能と想定する。フロア内の LAN ケーブルのうち、床下及び天井裏に配線されているものは、光ファイバーケーブルと同様の理由で使用可能と想定する。床上に配線されているものについては、一部破損する可能性はあるものの、被害は限定的なものに止まるものと想定する。

インターネット及び LGWAN 回線については、庁舎には終端装置のみが設置されており、それ以外は外部施設に設置されている。終端装置については、コンピュータ室に設置されているため、倒壊及び破損は発生しないと想定する。外部施設については、全て地震、風水害その他自然災害の影響を極力排除した立地及び設備を備えていることを要件としているため、こちらも発災時において運用可能と想定する。

工 要員

① 業務時間中

緊急対応要員、委託事業者（常駐 SE 及びオペレータ）は、情報政策課執務室にすみやかに参集可能と想定する。また、委託事業者（保守員）についても、SLA 等により、1時間以内に必要な要員は参集可能と想定する。

② 業務時間外・休日

緊急対応要員は、近接地在住者が中心であるため1時間以内に要員の半数が、翌日早朝にはほぼ全員が参集可能と想定する。委託事業者については、SLA 等に特別の定めがある場合を除き、翌日早朝から参集可能と想定する。ただし、要員の参集に関しては、本人の負傷、来庁者・職員の手当て、家族の安否確認等のため、直ちに業務に従事できない可能性があることに留意する必要がある。

4.3 職員参集想定

勤務時間外に東京湾北部地震が発生した場合の参集可能な職員数を算定した。

(1) 前提条件

平成30年度災害時における配備態勢別職員動員表(3,703名)を活用し、居住地区から勤務先所在地の参集予測を行った。なお、初動配備態勢要員も他の職員と同様に一度所属している施設に参集することを前提とした。

(配備要員については、常勤職員・再任用(フルタイム・短時間)職員の合計)

すべての交通機関が途絶していることを前提として、参集手段を「徒歩のみ」とする。

職員が自宅から参集場所に向かう際に、地震の揺れによる被害から生じる事象(道路被害、道路閉塞、火災、避難者や徒歩帰宅者等による道路混雑等)により、移動速度が大幅に遅くなることが想定されるため、この影響を考慮して、徒歩の移動速度を「3km/h」に設定する。

家族の安否確認等、出発までに要する準備時間(30分)を加える。

また、杉並区常勤・再任用職員の居住地割合は、次の表のとおりである。

表4-1 杉並区常勤・再任用職員の居住地割合

杉並区内	隣接区市	それ以外
約32.9%	約24.3%	約42.8%

※平成30年度災害時における配備態勢別職員動員表から算定

【参集不能率】

職員の自宅が被災したり、職員自身やその家族等が死傷したりすることを考慮して、各時系列の段階において、「首都直下地震等による東京の被害想定(東京湾北部地震 冬18時)」及び「阪神・淡路大震災時の状況」に基づいて参集不能率を設定の上、参集予測人数に乗じる。

なお、統一化を図るため隣接区市及びそれ以外に在住の職員についても、同様の参集不能率を適用する。

表4-2 区職員における被災等の影響から生じる参集不能の割合

参集不能となる要素	期間		
	1時間から24時間	24時間から3日	3日から7日
自宅の焼失、全半壊	13.5%		
家族の死亡又は重傷	上記に含む	0.84%	0.84%
職員の死亡又は重傷	上記に含む	1.03%	1.03%
現場での救助活動	5.5%		
長期休暇、休職等	8.36%	8.36%	8.36%
合計	27.36%	10.23%	10.23%

ア 職員自身が被災する影響（概要）

＜災害発生直後から 24 時間まで＞

- 被害を受けた職員及び参集職員のうち現場で救助活動を行う職員を参集困難とする。

・被害想定における家屋の全壊率（1.1%（3,692棟））、半壊率（3.7%（11,803棟））

※平成 25 年住宅・土地統計調査結果の杉並区における住宅総数（340,730棟）に基づき

割合（全壊率、半壊率）を算定

・被害想定における家屋の焼失率（8.7%（3,398棟））

・災害現場で救助活動を行う職員の割合（5.5%）

※阪神・淡路大震災の芦屋市職員に対するアンケート結果に基づいた割合

出典：（財）消防科学総合センター地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編

＜24 時間から 72 時間まで＞

- 死亡あるいは重傷を負った職員及び家族が死亡あるいは重傷を負った職員を参集困難とする。

・死亡率（0.11%（556人））、負傷又は重傷率（0.92%（4,849人））

※首都直下地震等による東京の被害想定が公表された平成 24 年 4 月時点における区内人口 528,706 人に基づき割合（死亡率及び負傷又は重傷率）を算定。

・家族における死亡又は重傷率（0.84%）

＜72 時間以降＞

- 死亡あるいは重傷を負った職員及び家族が死亡あるいは重傷を負った職員を参集困難とする。

・死亡率（0.11%（556人））、負傷又は重傷率（0.92%（4,849人））

※首都直下地震等による東京の被害想定が公表された平成 24 年 4 月時点における区内人口 528,706 人に基づき割合（死亡率及び負傷又は重傷率）を算定。

・家族における死亡又は重傷率（0.84%）

イ 長期休暇、休職等の割合（概要）

杉並区職員白書 2017（平成 29 年 9 月）から、育児休業、介護休暇、長期病気休暇及び休職により参集できない職員の割合を算出する。

「2 職員数の推移」より、平成 24 年度から平成 28 年度における 5 年間の平均値：3551 名を以下の割合を算出するための区職員数とする。

＜育児休業＞

- 「4 職員数の推移」より、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間の平均値：58 名（1.63%）

＜介護休暇＞

- 「6 介護休暇」より、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間の平均値：104 名（2.93%）

＜長期病気休暇、休職＞

- 「2 長期（30 日以上）病気休暇取得者数、病気休職（91 日以上）者数」より、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間の平均値（病気休暇取得者数）：81 名（2.28%）

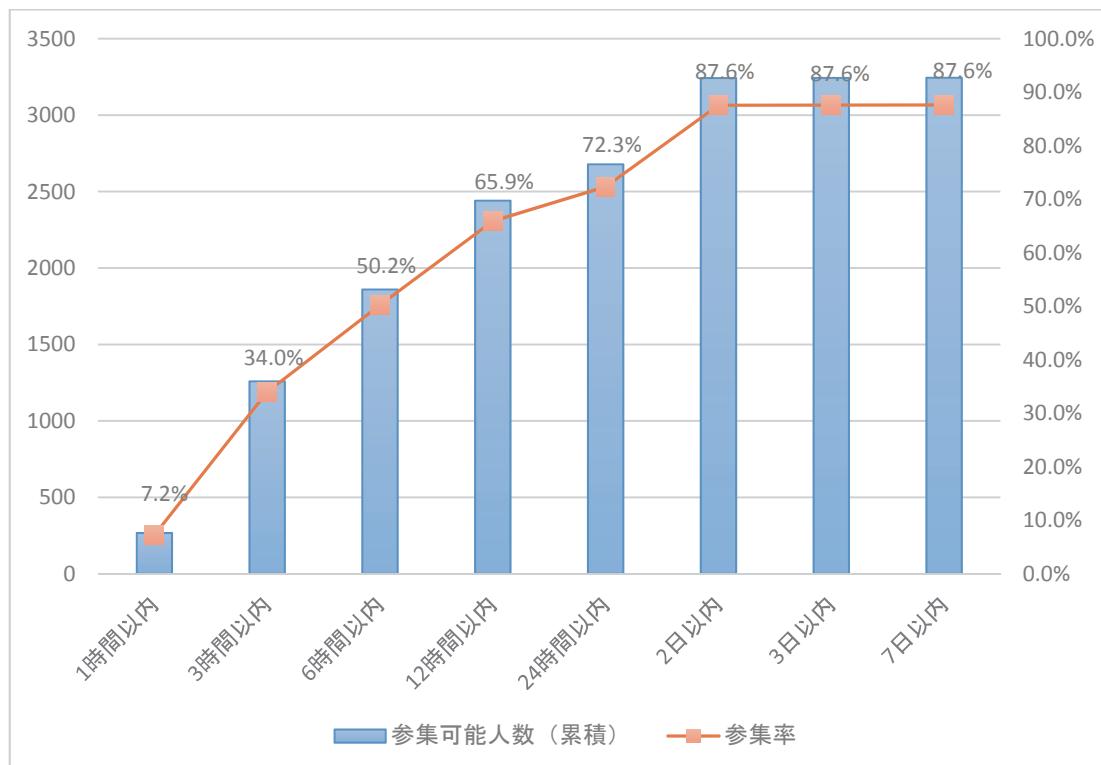
- 「2 長期（30 日以上）病気休暇取得者数、病気休職（91 日以上）者数」より、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間の平均値（休職者数）：54 名（1.52%）

(2) 参集想定結果（全体）

前提条件及び参集不能率を踏まえて、参集可能人数を災害発生後の時系列で検討した。

災害発生後 1 時間以内に参集可能な区職員は 7.2%、6 時間以内で全体の約 5 割、1 日経過後で約 7 割の区職員が参集可能と想定した。

表 4-3 災害発生後における参集可能人数の時系列推移



区分	参集可能人数（累積）	参集率
1時間以内	267	7.2%
3時間以内	1,259	34.0%
6時間以内	1,860	50.2%
12時間以内	2,441	65.9%
24時間以内	2,679	72.3%
2日以内	3,243	87.6%
3日以内	3,244	87.6%
7日以内	3,245	87.6%

※平成 30 年度災害時における配備態勢別職員動員表から算定

(3) 参集想定結果（部別）

災害発生後における参集可能人数の時系列推移をもとに、部別の参集人数を想定した。

3時間以内では、全体で26%から39%の人数が参集し、24時間以内では、全体で70%以上の区職員が参集可能と想定した。

表 4-4 災害発生後における参集可能人数の時系列推移（部別）

上段：人数
下段：参集可能率

部名	参集時間								全体
	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	2日以内	3日以内	7日以内	
総務部	22	83	126	167	180	218	218	218	250
	8.8%	33.2%	50.4%	66.8%	72.0%	87.2%	87.2%	87.2%	
政策経営部	9	21	33	52	56	68	68	68	78
	11.5%	26.9%	42.3%	66.7%	71.8%	87.2%	87.2%	87.2%	
区民生活部	54	139	211	277	301	364	364	364	415
	13.0%	33.5%	50.8%	66.7%	72.5%	87.7%	87.7%	87.7%	
保健福祉部	136	758	1,063	1,332	1,405	1,702	1,702	1,703	1,942
	7.0%	39.0%	54.7%	68.6%	72.3%	87.6%	87.6%	87.6%	
都市整備部	13	84	145	192	228	277	277	277	316
	4.1%	26.6%	45.9%	60.8%	72.2%	87.7%	87.7%	87.7%	
環境部	5	21	52	124	186	225	225	225	257
	1.9%	8.2%	20.2%	48.2%	72.4%	87.5%	87.5%	87.5%	
教育委員会事務局	28	153	230	297	323	389	390	390	445
	6.3%	34.4%	51.7%	66.7%	72.6%	87.4%	87.6%	87.6%	
総計	267	1,259	1,860	2,441	2,679	3,243	3,244	3,245	3,703

※平成30年度災害時における配備態勢別職員動員表から算定

(4) 参集想定結果（管理職）

前提条件を踏まえて、参集可能人数（管理職）を災害発生後の時系列で想定した。

表 4-5 参集可能人数（管理職）の時系列推移（参集不能率を反映）

区分	参集可能人数（累積）	参集率
1 時間以内	4	2.9%
3 時間以内	37	26.6%
6 時間以内	60	43.2%
12 時間以内	90	64.7%
24 時間以内	101	72.7%
2 日以内	122	87.8%
3 日以内	122	87.8%
7 日以内	122	87.8%

※平成 30 年度災害時における配備態勢別職員動員表から算定

第5章 杉並区における非常時優先業務

災害対策本部組織に関する見直し、ライフライン関係の具体的な被害想定、杉並区 ICT-BCP（ICT インフラ資源編）（平成 30 年 2 月）における想定を踏まえて、災害時に実施する業務を時系列で絞り込み、非常時優先業務を選定する。

表 5-1 ライフライン関係の具体的な被害想定

項目	区内の被害
電気	発災直後から停電発生 72 時間後から順次供給再開
ガス	発災直後からガス供給停止 30 日後から順次供給再開
上水道	発災直後から給水停止 7 日後から順次供給再開
固定電話	発災直後から輻輳時の通信規制で一週間程度繋がりにくい
携帯電話	発災直後から輻輳時の通信規制で一週間程度繋がりにくい

表 5-2 本庁舎における ICT インフラ資源の被害想定

項目	本庁舎の被害
インターネット・各種業務システム等	発災直後の停電に伴い、システム停止 外部からの電力供給の再開等により、4 日目から復旧
非常用発電機	外部から電力供給が再開されるまでの間、電力の供給対象は、消火栓ポンプやスプリンクラー等の防災設備及び照明（約 25%）、エレベータ、赤コンセントに制限

(1) 非常時優先業務の選定結果（概要）

非常時優先業務の選定結果の概要は、次のとおりである。

表 5-3 非常時優先業務の選定結果（平成 30 年度調査結果）

区分		業務数
非常時優先業務		308 件
内 訳	災害対策本部業務	251 件
	非常時優先業務（通常業務）	57 件

※平成 30 年度に実施した調査結果から算定

表 5-4 非常時優先業務の選定結果（平成 26 年度調査結果）

区分		業務数
非常時優先業務		223 件
内 訳	災害対策本部業務	129 件
	非常時優先業務（通常業務）	94 件

出典）杉並区業務継続計画【震災編】追補版

表 5-5 業務開始目標別の非常時優先業務数

業務開始目標時間	非常時優先業務数	災害対策本部業務数（内数）	非常時優先業務（通常業務）数（内数）
発災当日（1 日）	206 件	177 件	29 件
1 日後から 3 日まで	65 件	43 件	22 件
3 日後から 1 週間まで	21 件	15 件	6 件
1 週間後から 2 週間まで	11 件	11 件	—
2 週間後から 1 ヶ月まで	2 件	2 件	—
1 ヶ月以降	3 件	3 件	—
合計	308 件	251 件	57 件

※平成 30 年度に実施した調査結果から算定

5.1 非常時優先業務の選定手法

(1) 非常時優先業務（通常業務）の選定手法

杉並区業務継続計画【震災編】追補版で選定した非常時優先業務のうち、非常時優先業務（通常業務）を対象に非常時優先業務（通常業務）の選定調査を実施した。

杉並区業務継続計画【震災編】追補版では、業務開始目標時間が2週間以内の業務を非常時優先業務の対象としていたが、今回の調査では、発災当日から1週間までの期間に絞り込んで非常時優先業務（通常業務）の見直しを図った。

なお、1週間以降に順次再開する通常業務については、平成31年度に策定を予定している杉並区災害受援計画（人的支援編）で全庁調査等を実施することで対象となる通常業務を抽出する。

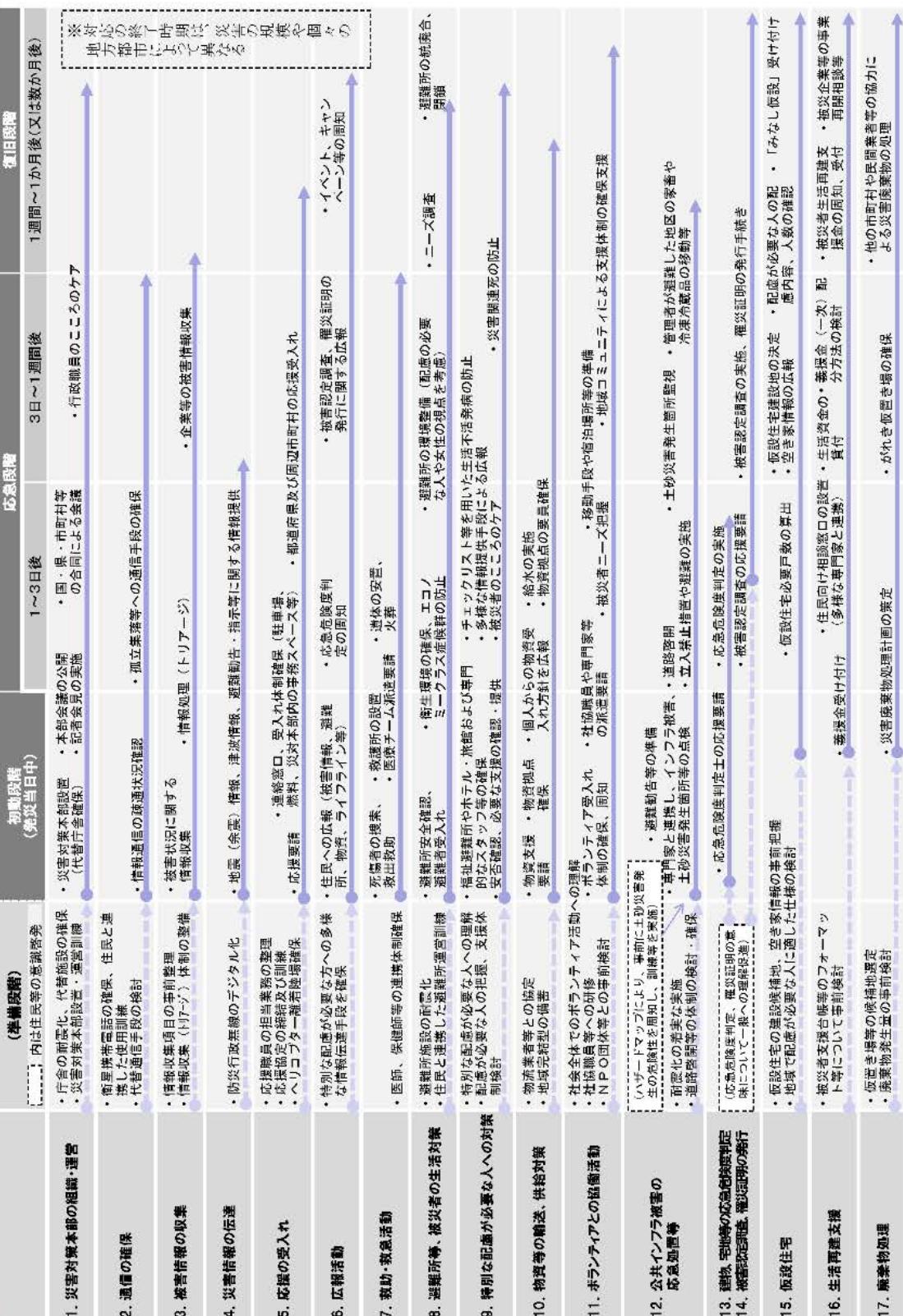
(2) 災害対策本部業務の選定手法

杉並区災害対策本部の分掌事務、杉並区地域防災計画（震災編）、杉並区震災復興マニュアル等に基づいて見直した杉並区災害対策本部業務の分掌事務を対象に、災害対策本部業務の選定調査を実施し、調査の対象期間を発災当日から1ヶ月以降までとして、杉並区災害対策本部の分掌事務ごとに時系列での対応期間、実施概要、想定人数等を精査した。

なお、「地方都市等における地震対応のガイドライン」（平成25年8月内閣府）、他自治体における災害対策本部業務のタイムライン事例を災害対策本部業務の見直しに係る参考資料として各班（各課）に配布し、検討を実施した。

地方都市等における地震対応のガイドライン

図 5-6 発災時に地方公共団体が実施すべき 17 の対策項目



出典：地方都市等における地震対応のガイドライン（平成 25 年 8 月内閣府）

5.2 非常時優先業務（通常業務）

○非常時優先業務（通常業務）の確認方法

課の単位で実施する非常時優先業務（通常業務）について、部局ごとに時系列の観点で整理した業務一覧と業務単位で開始時期と割当人数を整理したタイムラインの2種類を記載している。

なお、平成30年度に実施した非常時優先業務（通常業務）調査の結果を整理した。

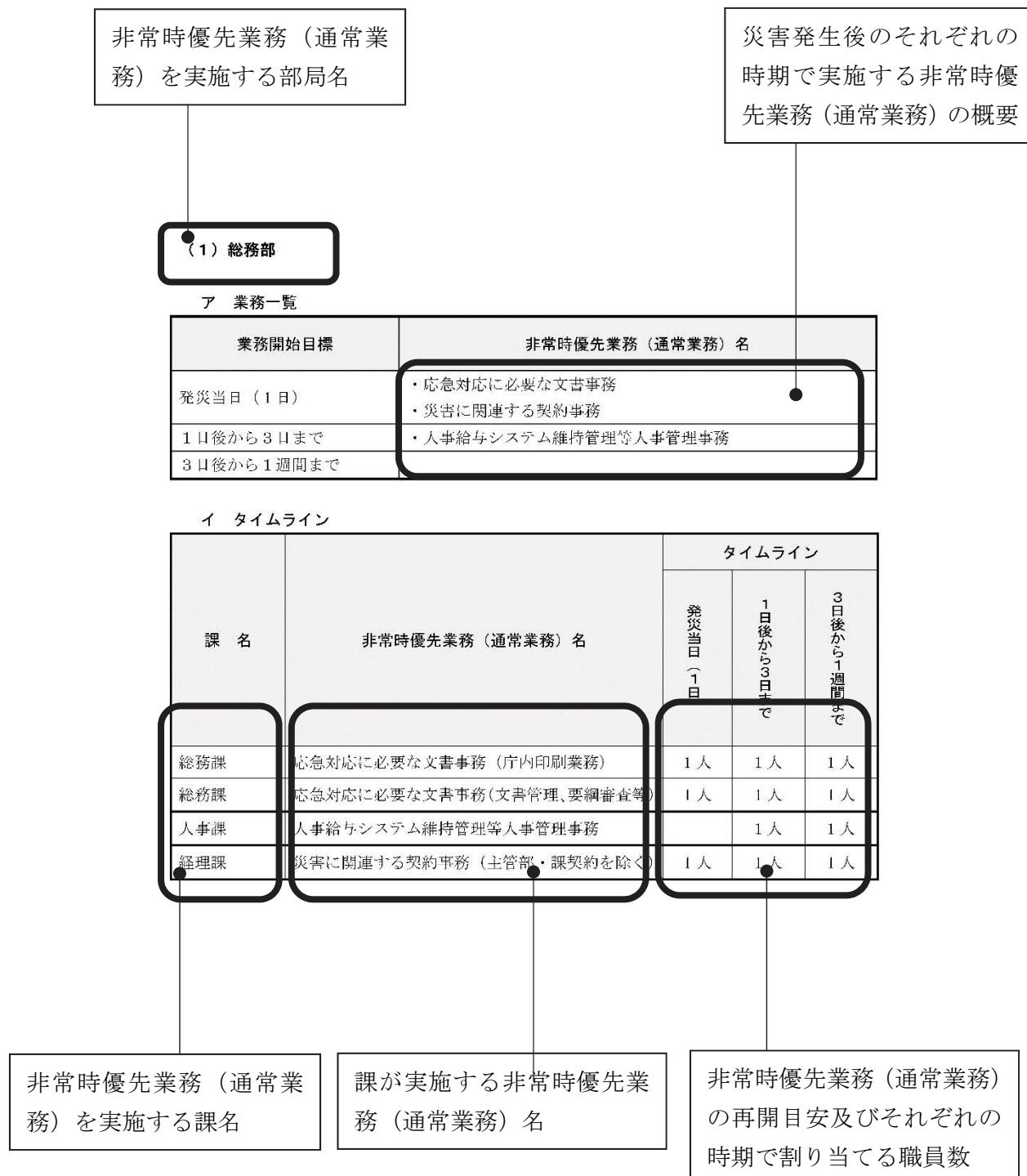


表 5-7 業務開始目標別の非常時優先業務（通常業務）

業務開始目標時間	非常時優先業務（通常業務）数
発災当日（1日）	29件
1日後から3日まで	22件
3日後から1週間まで	6件
合計	57件

※平成30年度に実施した調査結果から算定

(1) 総務部

ア 業務一覧

業務開始目標	非常時優先業務（通常業務）名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対応に必要な文書事務 ・災害に関連する契約事務
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・人事給与システム維持管理等人事管理事務
3日後から1週間まで	

イ タイムライン

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
総務課	応急対応に必要な文書事務（府内印刷業務）	1人	1人	1人
総務課	応急対応に必要な文書事務（文書管理、要綱審査等）	1人	1人	1人
人事課	人事給与システム維持管理等人事管理事務		1人	1人
経理課	災害に関連する契約事務（主管部・課契約を除く）	1人	1人	1人

(2) 区民生活部

ア 業務一覧

業務開始目標	非常時優先業務（通常業務）名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・区民事務所の機能回復・外来者対応 ・施設との連絡調整 ・施設利用に関すること【スポーツ振興課、地域課】
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ホストコンピュータシステムの運用管理 ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理 ・戸籍関係受付 ・住民票の写し等証明書の交付 ・住民基本台帳記録管理 ・印鑑登録事務 ・地方税に係る減免措置等に係る事務 ・商店街支援 ・農業の育成・支援
3日後から1週間まで	

イ タイムライン

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
区民課	ホストコンピュータシステム(住民基本台帳システム、印鑑登録システム)の運用管理 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理		3人	3人
区民課	戸籍関係受付		6人	6人
区民課	住民票の写し等証明書の交付		4人	4人
区民課	住民基本台帳記録管理		2人	2人
区民課	印鑑登録事務		4人	4人
区民課	区民事務所の機能回復・外来者対応	6人	6人	6人
課税課	地方税に係る減免措置等（期限の延長・減免申請）に係る事務		1人	1人

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
産業振興センター	商店街支援		1人	1人
産業振興センター	農業の育成・支援（農地の被害調査等）		1人	1人
スポーツ振興課	施設との連絡調整	1人	1人	1人
スポーツ振興課	施設利用に関すること (さざんかねっと「集会施設利用予約システム」)	2人	2人	2人
地域課	施設利用に関すること (さざんかねっと「集会施設利用予約システム」)	2人	2人	2人

(3) 保健福祉部

ア 業務一覧

業務開始目標	非常時優先業務（通常業務）名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆう館、高齢者活動支援センターの運営業務 ・地域包括支援センター委託業務外に関する調整 ・介護保険サービス提供事業者等からの応急援護に関する相談 ・他の業務実施の前提になる事務所機能の回復 【高円寺事務所、高井戸事務所、荻窪事務所】 ・生活保護事務【高円寺事務所、高井戸事務所、荻窪事務所】 ・地域たすけあいネットワーク(地域の手)等に登録していない障害者的心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応【高円寺事務所、高井戸事務所、荻窪事務所】 ・中国残留邦人等への支援【荻窪事務所】 ・生活保護システムの再開に係る業務【荻窪事務所】 ・事務所機能の回復及び事務所機能の回復の前提となる複合施設（ウェルファーム杉並）の機能の回復【荻窪事務所】
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者医療費助成 ・障害者総合支援システム管理 ・障害福祉サービス、障害児通所支援の支給決定・給付等事務の総括 ・一時的に家族、住家から離れてしまった認知症高齢者等の保護 ・高齢者緊急通報システム運営業務
3日後から1週間まで	・国民健康保険証、後期高齢者医療保険証再発行事務

イ タイムライン

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
国保年金課	国民健康保険証、後期高齢者医療保険証再発行事務			10人
障害者施策課	心身障害者医療費助成		2人	2人
障害者施策課	障害者総合支援システム管理		1人	1人

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
障害者施策課	障害福祉サービス、障害児通所支援の支給決定・給付等事務の総括（区役所等の業務再開への対応）		1人	2人
高齢者施策課	ゆうゆう館、高齢者活動支援センターの運営業務	2人	2人	2人
高齢者在宅支援課	地域包括支援センター委託業務外（災害時における想定外事業）に関する調整	1人	1人	1人
高齢者在宅支援課	一時的に家族、住家から離れてしまった認知症高齢者等の保護		1人	1人
高齢者在宅支援課	高齢者緊急通報システム運営業務		2人	2人
介護保険課	介護保険サービス提供事業者等からの応急援護に関する相談	2人	2人	2人
杉並福祉事務所 荻窪事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復	1人	1人	1人
杉並福祉事務所 荻窪事務所	生活保護事務（保護費支給事務、医療業務、及び問い合わせ対応）	5人	5人	5人
杉並福祉事務所 荻窪事務所	地域たすけあいネットワーク（地域の手）等に登録していない障害者の心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応	1人	1人	1人
杉並福祉事務所 荻窪事務所	中国残留邦人等への支援（支援費支給事務、医療業務、及び問い合わせ対応・システム回復）	1人	1人	1人
杉並福祉事務所 荻窪事務所	生活保護システムの再開に係る業務	1人	1人	1人
杉並福祉事務所 荻窪事務所	事務所機能の回復及び事務所機能の回復の前提となる複合施設（ウェルファーム杉並）の機能の回復	1人	1人	1人
杉並福祉事務所 高円寺事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復	1人	1人	1人
杉並福祉事務所 高円寺事務所	生活保護事務（保護費支給事務、医療業務、及び問い合わせ対応）	5人	5人	5人
杉並福祉事務所 高円寺事務所	地域たすけあいネットワーク（地域の手）等に登録していない障害者の心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応	1人	1人	1人

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
杉並福祉事務所 高井戸事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復	1人	1人	1人
杉並福祉事務所 高井戸事務所	生活保護事務（保護費支給事務、医療業務、及び問い合わせ対応）	5人	5人	5人
杉並福祉事務所 高井戸事務所	地域たすけあいネットワーク（地域の手）等に登録していない障害者的心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応	1人	1人	1人

(4) 杉並保健所

ア 業務一覧

業務開始目標	非常時優先業務（通常業務）名
発災当日（1日）	
1日後から3日まで	・精神保健対策
3日後から1週間まで	

イ タイムライン

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
保健予防課	精神保健対策（23条通報）（警察官からの通報）		2人	2人

(5) 子ども家庭部

ア 業務一覧

業務開始目標	非常時優先業務（通常業務）名
発災当日（1日）	該当業務なし※災害対策本部組織下で災害対策本部業務に従事
1日後から3日まで	
3日後から1週間まで	

イ タイムライン

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
	該当業務なし※災害対策本部組織下で災害対策本部業務に従事			

(6) 都市整備部

ア 業務一覧

業務開始目標	非常時優先業務（通常業務）名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・区営住宅等の入居者管理に関する緊急応答業務 ・不燃化促進住宅維持管理
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・水防対策
3日後から1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・区営住宅等の使用料収納に関する業務

イ タイムライン

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
住宅課	区営住宅等の入居者管理に関する緊急応答業務 (入居者の安否確認を含む)	2人	2人	2人
住宅課	区営住宅等の使用料収納に関する業務			1人
市街地整備課	不燃化促進住宅維持管理 (入居者の安否確認)	2人	2人	2人
土木計画課	水防対策 (水防情報システムの被害確認及び復旧)		1人	1人

(7) 会計管理室

ア 業務一覧

業務開始目標	非常時優先業務（通常業務）名
発災当日（1日）	・会計・物品管理事務
1日後から3日まで	
3日後から1週間まで	

イ タイムライン

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災 当日 (1日)	1日後 から 3日まで	3日後 から 1週間まで
会計課	会計・物品管理事務（公金取扱事務）	6人	6人	6人
会計課	会計・物品管理事務（資金管理）	1人	1人	1人

(8) 教育委員会事務局

ア 業務一覧

業務開始目標	非常時優先業務（通常業務）名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館（地域館含む）の施設及び図書資料き損防止のための安全管理業務
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区教育委員会の運営 ・教育委員会事務局の庶務事務 ・学校人事・給与事務 ・学校職員人件費 ・教育職員人事事務 ・学校再開に向けた保健・給食事務
3日後から1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵資料の適正管理 ・就学事務 ・学齢簿システムの維持管理

イ タイムライン

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
庶務課	杉並区教育委員会の運営（教育委員会の運営）		1人	1人
庶務課	教育委員会事務局の庶務事務（事務局の運営）		1人	1人
庶務課	学校人事・給与事務		1人	1人
庶務課	学校職員人件費		1人	1人
教育人事企画課	教育職員人事事務（教職員の安否確認）		1人	1人
学務課	学齢簿システムの維持管理			1人
学務課	就学事務（学齢簿の調整・管理、転入学の相談、児童生徒の就学援助）			1人
学務課	学校再開に向けた保健・給食事務		2人	2人
生涯学習推進課	収蔵資料の適正管理			1人
中央図書館 (地域館含む)	中央図書館（地域館含む）の施設及び図書資料き損防止のための安全管理業務	10人	10人	10人

(9) 選挙管理委員会事務局

ア 業務一覧

業務開始目標	非常時優先業務（通常業務）名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都の選挙及び国民投票、国民審査延期調整業務 ・区の選挙延期調整業務
1日後から3日まで	
3日後から1週間まで	

イ タイムライン

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
—	国、都の選挙及び国民投票、国民審査延期調整業務 区の選挙延期調整業務	2人	2人	2人

(10) 監査委員事務局

ア 業務一覧

業務開始目標	非常時優先業務（通常業務）名
発災当日（1日）	
1日後から3日まで	
3日後から1週間まで	・監査委員・事務局の運営

イ タイムライン

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
—	監査委員・事務局の運営（住民監査請求）	1人	1人	1人

(11) 区議会事務局

ア 業務一覧

業務開始目標	非常時優先業務（通常業務）名
発災当日（1日）	
1日後から3日まで	
3日後から1週間まで	・区議会議員報酬

イ タイムライン

課名	非常時優先業務（通常業務）名	タイムライン		
		発災当日（1日）	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
—	区議会議員報酬（報酬等の支出）（区議会議員報酬等の支払業務）			1人

5.3 災害対策本部業務

○災害対策本部業務の確認方法

災害対策本部体制下で実施する災害対策本部業務について、時系列の観点で整理した業務一覧と業務単位で開始時期と割当人数を整理したタイムラインの2種類を記載している。

なお、平成30年度に実施した災害対策本部業務調査の結果を整理した。

災害対策本部業務を実施する部名		災害発生後のそれぞれの時期で実施する災害対策本部業務の概要
(1) 災対総務部		災害発生後のそれぞれの時期で実施する災害対策本部業務の概要
ア 業務一覧		
業務開始目標	災害対策本部業務名	
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none">・班員等の招集に関する事項。（各班共通事項）・応援職員の受け入れに関する事項。（各班共通事項）・班員等の参集状況の報告に関する事項。（各班共通事項）・応援職員の受入れに関する事項。（各班共通事項）・関係機関との連絡調整及び報告に関する事項。（各班共通事項）・応援職員の受入れに関する事項。（各班共通事項）・部内の職員の参集状況の集約に関する事項。・東京都災害対策本部及び防災関係機関との調整に関する事項。・部内の受援ニーズに関する事項。・部内所管業務に対する応援職員の受入れに関する事項。・本部長室の庶務及び他部との連絡調整に関する事項。・本部活動の把握及び総括統制に関する事項。・部内各班の連絡調整に関する事項。・部所管施設における被害状況等の集約に関する事項。・災害情報等の報告に関する事項。・部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に関する事項。・他の部、班に属さない事項。・本部指令の伝達及び各部からの情報収集に関する事項。・東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関する事項。・問合せに対する回答及び情報収集に関する事項。・災害情報の収集及び整理・伝達に関する事項。・防災行政無線の統制に関する事項。・防犯対策に関する情報発信に関する事項。・コンピュータ等の保全に関する事項。・ホームページに関する事項。・本部職員の動員及び服務に関する事項。・職員の参集状況のとりまとめに関する事項。・本部職員の健康管理に関する事項。・区役所本庁舎の保全に関する事項。・区役所本庁舎及び周辺地域における区民への対応及び誘導に関する事項。・虫両の調達及び配布に関する事項。・車両及び燃料の調達に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関する事項。	
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none">・応援職員の受入れに関する事項。（各班共通事項）・広報車の運行に関する事項。・義援金の出納及び保管に関する事項・義援金の受付に関する事項・応急教育に関する事項。・社会教育施設における被害状況の収集に関する事項。・私立学校における被害状況の収集に関する事項。・臨時相談窓口の設置準備及び運営の調整に関する事項。・被災者総合相談窓口の設置準備及び運営の調整に関する事項。・受援本部の設置に関する事項。・応援職員の派遣要請に関する事項。・災害対策本部全体の受援ニーズの把握に関する事項。・応援職員の受入れ調整に関する事項。	

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以上
総務班	直員等の召集に関すること。 (各班共通) 各班の参集状況に關すること。 (各班共通事項) 部内の職員の参集状況の集約に關すること。	割当人数 4人 必要人数 5人 要受援人数 1人	想定内容	・延員の召集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況の把握	・未参集隊員の安否確認 ・部内職員の召集状況の確認			
総務班	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項) 東京都消防本部及び防災調査係による調査に對すること。	割当人数 6人 必要人数 8人 要受援人数 2人	想定内容	・使用する又は不使用している資材等の作業者に対する確認申請 ・関係機関に対する回復・変換・報告(東京都への応接申請、報告及び協定への承認申請・確認等含む)	・必要に応じて、関係機関に対しての災害対策の実施状況の報告 ・東京都及び消防本部、防災調査係等からの情報の収集			
総務班	部内職員の受け入れに關すること。 (各班共通事項) 部内の交換ニーズに關すること。 部内外所管業務に対する応接職員の手配に關すること。	割当人数 3人 必要人数 6人 要受援人数 3人	想定内容	・部内に必要な業務の整理、応接要請、応接職員の受け入れ対応 ・収集した情報への引継ぎ				
総務班	へ都民宮の庶務及び他部との連絡に關すること。 部活動の把握及び統合統制に関すること。 部内各班の連絡調整に關すること。	割当人数 7人 必要人数 10人 要受援人数 3人	想定内容	・本部長室、区役所、区本部担当者の通知 ・本部長公職の指揮 ・本部長公職の指揮 ・必要に応じて、各部への報告要請、情報収集 ・各部への情報伝達指揮				
	直近着地等における被害状況等の事に關すること。 各班の報告等の報告に關すること。 部内の災害対策本部業務実施状況の実績及び報告に關すること。	割当人数 7人 必要人数 10人 要受援人数 3人	想定内容	・区施設及び区内の部所管施設における報告 ・報告申請 ・報告申請及び情報の集約、報告処理 ・部内各部				
災害対策本部業務の時系列における実施概要								
班が実施する災害対策本部業務名								
災害対策本部業務を実施する班名			災害対策本部業務に対する割当で職員数、業務に必要な人数、受援が必要な人数					

表 5-8 業務開始目標別の災害対策本部業務

業務開始目標時間	災害対策本部業務数
発災当日（1日）	117 件
1日後から3日まで	43 件
3日後から1週間まで	15 件
1週間後から2週間まで	11 件
2週間後から1ヶ月まで	2 件
1ヶ月以降	3 件
合計	251 件

※平成30年度に実施した調査結果から算定

(1) 災対総務部

ア 業務一覧

業務開始目標	災害対策本部業務名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・班員等の招集に関する事項。（各班共通事項） ・応援職員の受け入れに関する事項。（各班共通事項） ・班員等の参集状況の報告に関する事項。（各班共通事項） ・関係機関との連絡調整及び報告に関する事項。（各班共通事項） ・部内の職員の参集状況の集約に関する事項。 ・東京都災害対策本部及び防災関係機関との調整に関する事項。 ・部内の受援ニーズに関する事項。 ・部内所管業務に対する応援職員の受入れに関する事項。 ・本部長室の庶務及び他部との連絡調整に関する事項。 ・本部活動の把握及び総括統制に関する事項。 ・部内各班の連絡調整に関する事項。 ・部所管施設における被害状況等の集約に関する事項。 ・災害情報等の報告に関する事項。 ・部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に関する事項。 ・他の部、班に属さない事項。 ・本部指令の伝達及び各部からの情報収集に関する事項。 ・東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関する事項。 ・問合せに対する回答及び情報収集に関する事項。 ・災害情報の収集及び整理・伝達に関する事項。 ・防災行政無線の統制に関する事項。 ・防犯対策に関する情報発信に関する事項。 ・コンピュータ等の保全に関する事項。 ・ホームページに関する事項。 ・本部職員の動員及び服務に関する事項。 ・職員の参集状況のとりまとめに関する事項。 ・本部職員の健康管理に関する事項。 ・区役所本庁舎の保全に関する事項。 ・区役所本庁舎及び周辺地域における区民への対応及び誘導に関する事項。 ・車両の調達及び配車に関する事項。 ・車両及び燃料の調達に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関する事項。
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の受け入れに関する事項。（各班共通事項） ・広報車の運行に関する事項。 ・義援金の出納及び保管に関する事項 ・義援金の受付に関する事項 ・応急教育に関する事項。 ・社会教育施設における被害状況の収集に関する事項。 ・私立学校における被害状況の収集に関する事項。 ・臨時相談窓口の設置準備及び運営の調整に関する事項。 ・被災者総合相談窓口の設置準備及び運営の調整に関する事項。 ・受援本部の設置に関する事項。 ・応援職員の派遣要請に関する事項。 ・災害対策本部全体の受援ニーズの把握に関する事項。 ・応援職員の受け入れ調整に関する事項。
3日後から1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報に関する事項。 ・報道機関との連絡に関する事項。

業務開始目標	災害対策本部業務名
3日後から1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・区有施設等の被災度区分判定の実施に関すること。 ・仮設住宅の建設及び撤去に関すること。 (区は、仮設住宅の工事監理) ・労働者の供給に関すること。
1週間後から2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財における被害状況の収集に関すること。
2週間後から1ヶ月まで	
1ヶ月以降	

イ タイムライン

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以降
総務班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。(各班共通事項) 班員の参集状況の集約に関するこ と。部内の職員の参集状況に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 5人 1人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認 ・部内職員の参集状況の確認および集約		
総務班	関係機関との連絡調整及び報告に關 すること。 (各班共通事項) 東京都災害対策本部及び防災関係機 関との調整に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 8人 2人	想定内容	・事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知・要請・報告 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告 ・東京都及び協定先、防災関係機関等 からの情報の収集	・東京都への応援要請、報告及び協定先への応援要請・調整等を含む)	
総務班	応援職員の受け入れに關すること。 (各班共通事項) 部内の受援ニーズに關すること。 部内所管業務に対する応援職員の受 入れに關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 6人 3人	想定内容	・部内の応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応 ・収集した情報の受継ぎ		
総務班	本部長室の庶務及び他部との連絡調 整に關すること。 本部活動の把握及び総括統制に關す ること。 部内各班の連絡調整に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	7人 10人 3人	想定内容	・本部長室、区災害対策本部の設置準備 ・区本部設置の通知、区本部標示の掲出 ・本部長室の指示事項の各部へ伝達、各部への報告要請、情報収集 ・本部長会議の準備、招集通知 ・必要に応じて、防災関係機関からの情報取集を指令情報班に指示		
総務班	部所管施設における被害状況等の集 約に關すること。 災害情報等の報告に関するこ と。 部内の災害対策本部業務実施状況の 集約及び報告に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	7人 10人 3人	想定内容	・区施設及び区内の災害情報の収集 ・部所管施設における被害状況、災害情報等の収集 ・災害情報、被害情報等の集約、報告準備 ・部内各班への業務実施状況の報告要請及び情報の集約、報 告準備		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
総務班	他の部、班に属さないこと。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・議員対応 ・案件に応じて、人員を配置し、対応	・激甚災害指定時ににおける、関係書類の作成及び提出 ・激甚災害に関する調査報告資料の作成 ・(災害救助法適用の場合) 報告資料の作成及び情報収集		
指令情報班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。(各班共通事項) 応援職員の受け入れに関するこ と。(各班共通事項) 関係機関との連絡調整及び報告に 関するこ。と。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	10人 10人 0人	想定内容 ・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応 ・未参集職員の安否確認 ・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			
指令情報班	本部指令の伝達及び各部から的情報 収集に関するこ。と。 東京都災害対策本部及び防災関係機 関との連絡に関するこ。と。	割当人数 必要人数 要受援人数	16人 16人 0人	想定内容 ・本部指令の各部への伝達 ・都に被害状況、活動状況等報告 ・災害救助法に基づく報告			
指令情報班	問合せに対する回答及び情報収集に 関するこ。と。 災害情報の収集及び整理・伝達に 関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	20人 20人 0人	想定内容 ・警察署、消防署、職員、区民等からの被害状況・救出・救助に関する情報の収集 ・区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体及び一般住民に対する災害情報の周知 ・救出・救助活動を支援(情報伝達) ・警察署、自衛隊、関係機関等の協力のもと遭体及び行方不明者の情報収集実施 ・死亡時の状況についてできるだけ情報を収集			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	1週間から 2週間まで	1週間後から 2ヶ月まで	2ヶ月後から 1ヶ月まで
指令情報班	防災行政無線の統制に関する情報発信にすること。 防犯対策に関する情報発信にすること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・地域防災無線の通信制限の実施 ・防犯対策の実施	・防災無線を利用した情報収集・発信 ・安全ハトロール隊による防犯ハトロール及び情報収集・発信	1ヶ月以後
		割当人数 必要人数 要受援人数	23人 23人 0人	想定内容	・委託事業者への収集依頼 ・ＩＣＴインフラ資源の状況確認・保全措置・復旧に向けた開設機関との調整、復旧作業	・商用電力の復旧等に係る情報確認 ・商用電力の復旧等の確認後、ホストコンピュータ、ネットワーク復旧措置	
指令情報班	コンピュータ等の保全に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告	・未参集職員の安否確認	
		割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告	・未参集職員の安否確認	
広報班	班員等の招集にすること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。(各班共通事項) (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応	
		割当人数 必要人数 要受援人数	4人 4人 0人	想定内容			
広報班	災害広報に関するこ と。 (各班共通事項) 応援職員の受け入れに関するこ と。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 0人	想定内容	・臨時広報紙の発行(被害情報、震災救援所、物資、ライフライン等) ・住民への広報(被害認定調査、災証明の発行、融資情報、求人等)		
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・被災状況の記録 ・震災救援所等へ災害関連情報を提示		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
広報班	ホームページに関すること。 報道機関との連絡に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・外国语による災害情報の提供			
		割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容		・ホームページやSNSを活用した広報	・報道機関への情報提供	
		割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容			・国・都、関係機関と連携した情報収集と広報活動	
職員班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告			
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容		・未参集職員の安否確認		
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容				
職員班	関係機関との連絡調整及び報告に開 すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知			
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
職員班	応援職員の受け入れに関するこ と。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 15人 9人	想定内容				
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 7人 5人	想定内容	・職員の被災状況の確認 ・職員の参集状況の集約及び報告			
		割当人数 必要人数 要受援人数			・職員の健康管理及び心のケア			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
庁舎・車両管理班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 班員の参集状況の確認及び集約 班員の参集状況適宜報告	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認			
庁舎・車両管理班	関係機関との連絡調整及び報告に すること。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 (必要に応じて) 関係機関に対する 災害対策の実施状況の報告	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知			
庁舎・車両管理班	応援職員の受け入れに関するこ と。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 (必要に応じて) 応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
庁舎・車両管理班	区役所本庁舎の保全に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	8人 8人 0人	想定内容 被災状況の調査及び安全確認、出火防止措置や安全対策 (区有施設点検班による本庁舎の点検への協力)	・施設利用者の保護・安全確保・避難誘導、怪我等の応急措置 ・電気・ガス・水道等、災害対策本部としての庁舎機能の復旧・維持			
庁舎・車両管理班	区役所本庁舎及び周辺地域における 区民への対応及び誘導に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	19人 19人 0人	想定内容 ・本庁舎周辺地域住民への震災救援所等の案内 ・青梅街道等庁舎付近を通じて帰宅する等の帰宅困難者対応	・本庁舎周辺地域住民への震災救援所等の案内 ・本庁舎1階に設置した、災害時臨時公衆電話の維持・管理			
庁舎・車両管理班	車両の調達及び配車に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・災害応急対策に使用する車両に関する調整・管理	・災害時臨時公衆電話の維持・管理			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
庁舎・車両管理班	車両及び燃料の調達に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・車両及び燃料の供給に係る協力団体への支援要請			
区有施設点検班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況直報			
区有施設点検班	関係機関との連絡調整及び報告に関するこ と。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			
65 区有施設点検班	応援職員の受け入れに関するこ と。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
区有施設点検班	区有施設等の点検及び応急危険度判定に 対するこ と。 災対都市整備部本部庶務班との連絡 調整に 関するこ と。 区有施設点検班の庶務に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	45人 45人 0人	想定内容	・震災救援所等の救援・救護活動の拠点となる施設の応急危険度判定を実施			
区有施設点検班	区有施設等の被災度区分判定の実施に 関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	10人 10人 0人	想定内容	・被災した区有施設等の残存耐震性能を把握し、継続使用等をするためどの ような補修・補強をしたら良いか詳細に調べて判定し、復旧の方法を決定す る。			
区有施設点検班	区有施設等の応急補修を行うにあたっての現場確認、応急補修工事内容検討、工事発注	割当人数 必要人数 要受援人数	8人 8人 0人	想定内容	・区有施設等の応急補修を行いうにあたっての現場確認、応急補修工事内容検討、工事発注			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
区有施設点検班 義援金班	仮設住宅の建設及び撤去に関すること。 (区は、仮設住宅の工事監理)	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 5人 0人	想定内容	・東京都から応急仮設住宅の工事監理の依頼を受け、東京都に協力して工事監理を行う。			
	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関すること。 (各班共通事項) 関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・必要に応じて 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告 ・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認			
	義援金の出納及び保管に関すること。 義援金の受付に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 5人 0人	想定内容	・義援金の受付・集集 ・義援金の受け付け状況の報告 ・義援金の保管 ・義援金の受付窓口を開設 ・振込による義援金受付用の銀行口座の開設			
	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関すること。 (各班共通事項) 関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項) 応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	8人 8人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認 ・関係機関に対する周知 ・関係機関に対する災害対策の実施状況の報告 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	1週間から 1週間まで	2週間後から 2週間まで	1ヶ月まで
応急教育班	社会教育施設における被害状況の収集に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	11人 11人 0人	想定内容	・幼児・児童・生徒及び教職員の安全確認 ・児童・生徒の保護者又は緊急引き取り者への引き渡し	・対策本部を立ち上げ下校した児童・生徒の把握 ・震災救援所の業務支援	・教育活動再開に向けた活動 ・教材、学用品の調達及び支給
		割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・社会教育施設の被災状況の把握	・図書館の被災状況の把握	・文化財の被害状況の調査・報告
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・私立学校の被災状況の把握	・未参集職員の安否確認	・文化財の被害状況の調査・報告
応急教育班	文化財における被害状況の収集に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告	・未参集職員の安否確認	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告	・未参集職員の安否確認	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告
		割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告	・未参集職員の安否確認	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	1週間から 1週間まで	2週間後から 2週間まで	1ヶ月まで	1ヶ月以後
復興計画班	災害対策予算に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	10人 10人、 0人	想定内容	・財政需要見込額等の算定及び補正 ・予算執行方針の策定、執行　・予算見積り方針の策定等 ・起債に関する手続、国庫補助金等の寺例措置の要望 ・基金創設の決定 ・基金創設に係る予算措置			
		割当人数 必要人数 要受援人数	6人 6人、 0人	想定内容	・緊急に必要とされる用地の確保とその利用状況の把握 ・用地需要の集約と用地確保利用計画の策定		・一般的な用地の確保・調整	
		割当人数 必要人数 要受援人数	6人 6人、 0人	想定内容	・震災復興準備室の設置 ・震災復興本部の設置 ・震災復興本部運営に係る態勢構築 ・復興本部会議の招集 ・震災復興本部会議の運営、震災復興事業の進行管理(随時)			
復興計画班	震災復興準備室の設置に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 6人、 0人	想定内容				
		割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況遅宜報告	・未参集職員の安否確認 ・専門相談員の安否の確認・業務従事可能か確認 【委託】 ・総合案内業務の懇親の委託元の相談再開の可否の確認 ・司法書士相談の委託元の相談再開の可否の確認		

班名	業務名（分掌事務）	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
被災者相談班	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。（各班共通事項）	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 4人 3人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調査要請（臨時相談窓口→総合相談窓口） ※長机・椅子・模造紙・筆記用具・様式・諸用紙	・関係機関に対する周知（弁護士会・杉並法曹会・社会保険労務士会等） ・司法書士会・行政書士会・社会保険労務士会等）	1ヶ月以降
		割当人数 必要人数 要受援人数	1人 3人 2人	想定内容	・（必要に応じて）関係機関に対する災害対策の実施状況の報告（東京都） ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応		
		割当人数 必要人数 要受援人数	3人	想定内容	・区民の被災状況及び問合せ内容、件数の把握	【府内・外】 ・災害総務部指令情報班に寄せられる電話での問合せ内容を確認する。 【関係機関】 ・隣接する行政機関等の問い合わせや相談状況を把握する。 （東京都、中野区、練馬区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市） ・関係機関の相談体制や相談内容等の把握 (弁護士会・税理士会・司法書士会・行政書士会・土地家屋調査士会・宅建杉並支部等・労務士会)	
被災者相談班	相談ニーズの把握に関すること	必要人数 要受援人数	5人 2人	想定内容	相談関係機関への問い合わせ等の有無や内容、相談体制について把握する。		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
被災者相談班	臨時相談窓口の設置準備及び運営の調整に關すること。 被災者総合相談窓口の設置準備及び運営の調整に關すること。	割当人数 5人			・臨時相談窓口の設置準備(必要な資機材、レイアウト等の調整)		
	必要人数 30人、 想定内容				・災対総務部を通じて、救援部とも調整を行い、臨時相談窓口に必要な人員を招集する。 ・相談窓口体制の最終調整を行い、日程調整、当番表等を作成する。 ・相談状況の把握と実績を確認し、報告する。		
受援班	班員等の招集に關すること。 (各班共通事項) 班員等の収集状況の報告に關すること。 (各班共通事項)	要受援人数 25人			・臨時相談窓口かわ被災者総合相談窓口への切替の準備。 それに伴う調整を実施。 ・災対総務部指令情報班を通じて、救援部とも調整を行ない被災者総合相談窓口に必要な人員を招集する。 ・被災者の意見・要望をとりまとめ、報告すること。		
	必要人数 2人	割当人数 2人	想定内容	・班員の収集状況の確認及び集約 ・班員の収集状況宜報告	・未収集職員の安否確認		
受援班	関係機関との連絡調整及び報告に關すること。(各班共通事項)	要受援人数 0人	割当人数 2人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告		
受援班	応援職員の受け入れに關すること。 (各班共通事項)	要受援人数 0人	割当人数 2人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)		1日後から 3日まで		1週間後から 2週間まで	
受援班	受援本部の設置に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 9人 7人	想定内容				
		割当人数 必要人数 要受援人数	3人 6人 3人	想定内容				
		割当人数 必要人数 要受援人数	4人 8人 4人	想定内容				
受援班	災害対策本部全体の受援ニーズの把握に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 4人 2人	想定内容				
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 4人 2人	想定内容				
		割当人数 必要人数 要受援人数	3人 6人 3人	想定内容				
受援班	応援職員の受入れ調整に關すること。							
受援班	労働者の供給に關すること。							

(2) 医療救護部

ア 業務一覧

業務開始目標	災害対策本部業務名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・班員等の招集に関すること。（各班共通事項） ・班員等の参集状況の報告に関すること。（各班共通事項） ・関係機関との連絡調整及び報告に関すること。（各班共通事項） ・応援職員の受入れに関すること。（各班共通事項） ・医療救護部全体の連絡調整に関すること。 ・国、都その他の防災関係機関及び区内医療機関に関する情報収集、連絡調整に関すること。 ・区災害医療コーディネーターと連携した医療救護活動の統括に関すること。 ・医師会等に対する医療救護活動の要請に関すること。 ・DMA T等や医療救護に係るボランティアの受入れに関すること。 ・災害医療活動拠点支所の設置に関すること。 ・医療チームの派遣を要請すること。 ・部内の職員の参集状況の集約に関すること。 ・部所管施設における被害状況等の集約に関すること。 ・災害情報等の報告に関すること。 ・部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に関すること。 ・部内各班の連絡調整に関すること。 ・震災救援所等における衛生管理に関すること。 ・感染症対策に関すること。 ・防疫活動に関すること。 ・獣医師会等との連絡調整及び負傷動物救護所に関すること。 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導に関すること。 ・動物の一時保護及び飼い主の搜索に関すること。 ・各種検査に関すること。 ・（緊急）医療救護所の設置運営に関すること。 ・医薬品・医療資材の調達供給に関すること。 ・災害拠点病院等への搬送体制の確保に関すること。 ・各種健康相談に関すること。 ・巡回診療に関すること。 ・健康相談に関すること。
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・精神医療業務拠点の設置に関すること。 ・部内の受援ニーズの把握に関すること。 ・部内所管業務に対する応援職員の受入れに関すること。
3日後から1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設診療所の設置準備に関すること。
1週間後から2週間まで	
2週間後から1ヶ月まで	
1ヶ月以降	

イ タイムライン

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
情報・庶務班	班員等の招集に關すること。 (各班共通事項) 班員等の參集状況の報告に關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 班員の參集状況の確認及び集約 班員の參集状況適宜報告	・班員の參集状況の確認及び集約 ・未參集職員の安否確認		
情報・庶務班	關係機関との連絡調整及び報告に關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の ・關係機関に対する周知 ・(必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告	・使用する又は不足している資材等の ・關係機関に対する周知 ・(必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告		
情報・庶務班	応援職員の受け入れに關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応		
情報・庶務班	医療救護部全体の連絡調整に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・緊急医療救護所との連絡調整に關すること	・緊急医療救護所との連絡調整に關すること		
情報・庶務班	国、都その他他の防災關係機関及び区内医療機関に關する情報収集、連絡調整に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・医療救護体制が不足する場合には、 ・都地域災害医療コードイネーターと調整を行ふほか、都に対し応援を要請 ・後方医療機関、医師会等へ無線により被災状況を把握	・医療救護体制が不足する場合には、 ・都地域災害医療コードイネーターと調整を行ふほか、都に対し応援を要請 ・後方医療機関、医師会等へ無線により被災状況を把握		
情報・庶務班	区災害医療コードイネーターと連携した医療救護活動の統括に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・区災害医療コードイネーターの助言を受け、区内医療救護活動を統括・調整 ・都と連携した感染症患者の受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保	・区災害医療コードイネーターの助言を受け、区内医療救護活動を統括・調整 ・都と連携した感染症患者の受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保		
情報・庶務班	医師会等に対する医療救護活動の要請に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請	・医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)		1日後から 3日まで		1週間から 2週間まで	
情報・庶務班	D M A T 等や医療救護に係るボランティアの受入れに関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・ D M A T などの配置調整に関すること			
情報・庶務班	災害医療活動拠点支所の設置に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請			
情報・庶務班	仮設診療所の設置準備に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・ 仮設診療の設置の必要性について検討 ・ 仮設診療の設置場所の決定等 ・ 医師会や大規模病院等の調整			
情報・庶務班	医療チームの派遣を要請すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・ 派遣が必要な医療機関の調査			
情報・庶務班	精神医療業務拠点の設置に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・ 精神保健業務の拠点の設置 ・ 東京 D P A T の受け入れ対応			
情報・庶務班	部内の職員の参集状況の集約に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容				
情報・庶務班	部所管施設における被害状況等の集約に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)		1日後から 3日まで		1週間後から 2週間まで	
情報・庶務班	災害情報等の報告に関する事。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・災害情報のとりまとめに関すること			
情報・庶務班	部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に関する事。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容				
情報・庶務班	部内各班の連絡調整に関する事。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容				
情報・庶務班	部内の受援ニーズの把握に関する事。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容				
情報・庶務班	部内所管業務に対する応援職員の受け入れに関する事。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容				
衛生班	班員等の招集に関する事。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関する事。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況直報	・未参集職員の安否確認		
衛生班	関係機関との連絡調整及び報告に関する事。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・使用する又は不としている資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)		1日後から 3日まで		3日後から 1週間まで	
衛生班	応援職員の受入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
		割当人数 必要人数 要受援人数	42人 42人 0人	想定内容	・2人1組で全般災救援所を巡回 ・衛生上の注意事項の周知等 ・聞き取り調査	・2人1組で全般災救援所を巡回 ・生活環境、健康の問題把握 ・巡回班以外は健患病発生時に備え待機 ・必要に応じて防疫班を編成し対応		
衛生班	震災救援所等における衛生管理に関すること。 感染症対策に関すること。 防疫活動に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	42人 42人 0人	想定内容	・2人1組で全般災救援所を巡回 ・衛生上の注意事項の周知等 ・聞き取り調査	・2人1組で全般災救援所を巡回 ・動物飼育状況等の問題把握 ・巡回班以外は健患病発生時に備え待機 ・必要に応じて防疫班を編成し対応		
		割当人数 必要人数 要受援人数	5人 5人 0人	想定内容	・獣医師会との連絡調整	・負傷動物設置救援所等を巡回 ・動物飼育状況等の問題把握 ・東京都動物愛護相談センター、ボランティアとの連絡調整 ・ボランティアと連携し適正飼養支援、一時保護動物の東京都への引き渡し		
衛生班	獣医師会等との連絡調整及び負傷動物救援所に關すること。 震災救援所等における動物の適正飼養の指導に関すること。 動物の一時保護及び飼い主の連絡に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 5人 0人	想定内容	・2人1組で全般災救援所を巡回 ・負傷動物救援所設置 ・支援	・2人1組で全般災救援所を巡回 ・衛生上の注意事項の周知等 ・聞き取り調査	・必要に応じて各種検査対応	
		割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・2人1組で全般災救援所を巡回 ・衛生上の注意事項の周知等 ・聞き取り調査			
衛生班	各種検査に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	0人 0人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認			
		割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容				
茨錆保健活動班	班員等の招集に關すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 4人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			
		割当人数 必要人数 要受援人数	4人 4人 0人	想定内容				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
茨錆保健活動班	応援職員の受入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
茨錆保健活動班	(緊急) 医療救護所の設置運営に関する事項。 医薬品・医療資材の調達供給に関する事項。 医療施設等への搬送体制の確保に関する事項。 各種健康相談に関する事項。 巡回診療に関する事項。	割当人数 必要人数 要受援人数	24人 48人 24人	想定内容 ・災害拠点病院等の敷地内に緊急医療救護所を設置・運営 ・負傷者等の搬送 ・薬品・医療資材の調達供給	・震災救援所に応じて医療救護所を設置 ・震災による心的外傷後ストレス障害(PTSD)や避難生活の長期化による不安・不眠等に対する健康相談所等の開設 ・被災住民に対する健康に関する相談の実施 ・健康相談に関する窓口の設置 ・保健活動班による震災救援所等の巡回診療等を実施		
高井戸保健活動班	班員等の招集に関する事項。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関する事項。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認			
高井戸保健活動班	関係機関との連絡調整及び報告に関する事項。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 4人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
高井戸保健活動班 (各班共通事項)			割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れに対応			
高井戸保健活動班 (緊急)医療救護所の設置運営に関すること。 医薬品・医療資材の調達供給に関すること。 災害拠点病院等への搬送体制の確保に關すること。 各種健康相談に関すること。 巡回診療に關すること。		19人	割当人数 必要人数 要受援人数	19人 38人 19人	想定内容 ・災害拠点病院等の敷地内に緊急医療救護所を設置・運営 ・負傷者等の搬送	・震災救援所に必要に応じて医療救護所を設置 ・医薬品・医療資材の調達供給		
高円寺保健活動班 (各班共通事項) 班員等の招集に關すること。 班員等の参集状況の報告に關すること。(各班共通事項)		3人	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況簡宜報告 ・未参集職員の安否確認			
高円寺保健活動班 関係機関との連絡調整及び報告に關すること。(各班共通事項)		4人	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 4人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
高円寺保健活動班 (各班共通事項)			割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
高円寺保健活動班 (緊急)医療救護所の設置運営に関する事項		18人	割当人数 必要人数 要受援人数	18人 36人 18人	想定内容 ・災害拠点病院等の敷地内に緊急医療救護所を設置・運営 ・負傷者等の搬送 ・医薬品・医療資材の調達供給	・震災救護所に必要に応じて医療救護所を設置	・震災による心的外傷後ストレス障害(PTSD)や避難生活の長期化による不安・不眠等に対する健康相談所等の開設 ・被災住民に対する健康に関する相談の実施 ・健康・栄養相談等を実施 ・健康相談に関する窓口の設置	
高円寺保健活動班						・保健活動班による震災救援所等の巡回診療等を実施		

(3) 救援部

※各震災救援所（65箇所）については、それぞれの初動要員を含めた8名態勢でタイムラインを検討した。また、震災救援所の運営は8名のみでは不可能なので、震災救援所運営連絡会役員や、地域の協力者と共同で運営をすることが基本となる。

ア 業務一覧

業務開始目標	災害対策本部業務名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・班員等の招集に関する事項。（各班共通事項） ・班員等の参集状況の報告に関する事項。（各班共通事項） ・救援隊本隊、災害対策本部との連絡調整及び報告に関する事項。（震災救援所共通事項） ・応援職員の受入れに関する事項。（各班共通事項） ・関係機関との連絡調整及び報告に関する事項。（各班共通事項） ・部内の職員の参集状況の集約に関する事項。 ・部内所管業務に対する応援職員の受入れに関する事項。 ・各救援隊等に対する連絡・調整に関する事項。 ・帰宅困難者の支援に関する事項。 ・災害時要配慮者に関する事項。 ・民間福祉施設（協定している社会福祉法人等）の統括及び福祉救援所開設の要請に関する事項。 ・救出・救助活動の支援に関する事項。 ・部所管施設における被害状況等の集約に関する事項。 ・災害情報等の報告に関する事項。 ・部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に関する事項。 ・部内各班の連絡調整に関する事項。 ・部内の受援ニーズの把握に関する事項。 ・支援物資の輸送に関する事項。 ・救援物資の調達・受入・輸送等に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関する事項。 ・支援物資の受入れに関する事項。 ・支援物資の調達計画に関する事項。 ・応急保育に関する事項。 ・応急育成に関する事項。 ・災害遭児等の一時保護に関する事項。 ・救援隊本隊の設置、管理及び運営に関する事項。 ・震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に関する事項。 ・庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（さんじゅ阿佐ヶ谷、マイルドハート高円寺ぼのぼの、マイルドハート高円寺なでしこ）との連絡調整に関する事項。 ・広域避難場所の避難状況の把握に関する事項。 ・広域避難場所の管理に関する事項。 ・広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送致に関する事項。 ・避難誘導に関する事項。 ・帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関する事項。 ・第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関する事項。 ・第二次救援所の開設管理及び運営に関する事項。 ・災害時要配慮者の保護に関する事項。 ・生活相談に関する事項。

業務開始目標	災害対策本部業務名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（杉並育成園すだちの里すぎなみ、介護老人保護施設シーダウォーク）との連絡調整に関すること。 ・遺体収容所の開設及び運営に関すること。 ・遺品の管理に関すること。 ・遺体の搬送に関すること。 ・遺体の安置保管及び火葬で使用する物資の調達に関すること。 ・広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入送致に関すること。 ・庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（介護老人保健施設ウェルファー）との連絡調整に関すること。 ・震災救援所、第二次救援所の統括に関すること。 ・庶務班及び震災救援所、第二次救援所との連絡調整に関すること。 ・救援物資等についての連絡調整に関すること。 ・第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。 ・庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（南陽園、第二南陽園、第三南陽園、浴風園、松風園、ケアハウス本館、多目的ホール、認知症介護研究・研修東京センター、さんじゅ久我山）との連絡調整に関すること。 ・遺体の安置・保管及び火葬で使用する物資の調達に関すること。 ・庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（ブース記念病院老人保健施設グレイス）との連絡調整に関すること。 ・庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（上井草園、サンフレンズ善福寺）との連絡調整に関すること。 ・福祉救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。 ・福祉救援所の開設・管理及び運営に関すること。 ・震災救援所の設置、管理及び運営に関すること。 ・救援物資の他の資機材の運搬・管理に関すること。 ・救助活動の支援及び被害状況の把握に関すること。 ・被災者の受入れ及び応急保育に関する事 (応急保育については、支援所員で対応) ・避難動物の受入れに関する事。 ・被災者に対する給食及び生活用品の支給等に関する事。 ・負傷者等の搬送に関する事。 ・遺体の収容及び引渡しに関する事。
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体収容所に係る応援要請に関する事。 ・ボランティア活動拠点の開設及び運営に関する事。 ・遺体及び行方不明者の捜索及び死亡時の状況記録の取りまとめに関する事。 ・避難者支援に向けた協定締結団体等への要請に関する事。 ・区立福祉施設の改修等に関する事。 ・外国人への支援に関する事。 ・地域内輸送拠点の管理・運営に関する事。 ・義援物資に関する事。 ・物資流通の把握に関する事。 ・住家被害認定調査に関する事。 ・市立幼稚園等における被害状況の収集に関する事。 ・救援物資等についての連絡調整に関する事。 ・相談窓口の設置に関する事。

業務開始目標	災害対策本部業務名
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者ニーズの収集に関すること。 ・応急給水活動に関すること。 ・所管地域における被害情報の収集に関すること。 ・地域内輸送拠点の支援に関すること。 ・応援職員の受入れに関すること。（各班共通事項） ・避難者相談窓口の設置に関すること。
3日後から1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ボランティア及び語学ボランティアの受入れに関すること。 ・遺体の処理に関すること ・火葬に係る特例許可証の発行に関すること。 ・消費者相談等の実施に関すること。 ・要員の応援要請に関すること。 ・都、自治体スクラム支援会議参加自治体、協定締結団体等に対する物資の調達要請に関すること。
1週間後から2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の区外避難に関すること。 ・災害援護資金等の貸付、災害弔慰金等の支給に関すること。 ・被災者台帳の作成及び情報提供に関すること。 ・義援金の配分に関すること。 ・り災証明の交付に向けた情報整理に関すること。 ・り災証明の交付体制の整備に関すること。 ・り災証明の交付に向けた情報整理に関すること。
2週間後から1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明及び被災証明の交付に関すること。
1ヶ月以降	

イ タイムライン

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	1週間まで	1週間後から 2週間まで	2ヶ月まで
庶務班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。(各班共通事項) 班員の参集状況の集約に關す ること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認		
	関係機関との連絡調整及び報告に關 すること。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告		
庶務班	応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項) 部内所管業務に対する応援職員の受 入れに関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応		
	各救援隊等に対する連絡・調整に開 すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	8人 8人 0人	想定内容	・遭体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施 ・移送先における震災救援所管理者を決定し、移送先へ派遣		
庶務班	帰宅困難者の支援に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 5人 0人	想定内容	・駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ・都や交通事業者などからの情報により、徒步帰宅者を誘導などの支援 ・事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒步帰宅を支援		
	災害時要配慮者に関すること。 民間福祉施設(協定している社会福 祉法人等)の統括及び福祉救援所開 設の要請に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・第二次救援所・福祉救援所の開設及び障害者の入所等の実態把握 ・入所の需要及び収容施設の実態把握 ・ひとり暮らし高齢者及び障害者等の実態把握及び訪問支援体制の整備		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)		1日後から 3日まで		1週間後から 2週間まで	
庶務班	遺体収容所に係る応援要請に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容				
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容				
庶務班	ボランティア活動拠点の開設及び運営に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容				
		割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人	想定内容				
庶務班	一般ボランティア及び語学ボランティアの受け入れに関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容				
		割当人数 必要人数 要受援人数	3人 15人 415人	想定内容				
庶務班	避難者の区外避難に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	0人 0人 400人	想定内容				
		割当人数 必要人数 要受援人数	5人 5人 0人	想定内容				
庶務班	遺体及び行方不明者の捜索及び死亡時の状況記録の取りまとめに関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	9人 9人 0人	想定内容				
		割当人数 必要人数 要受援人数	9人 9人 0人	想定内容				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
庶務班	避難者支援に向けた協定締結団体等への要請に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	協定締結先の協力を得て理容サービスの提供を実施 ・都に炊き出し等について要請			
庶務班	災害援護資金等の貸付、災害弔慰金等の支給に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	7人 28人 21人	想定内容		・災害援護資金、応急小口資金等の貸付 ・災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 ・被災者生活再建支援金の支給 ・被災者台帳への記録		
庶務班	被災者台帳の作成及び情報提供に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 7人 5人	想定内容		・被災者台帳の作成・整備 ・被災者台帳情報の提供(他自治体) ・本人同意を得た台帳情報の提供(本庁及び関係機関)		
庶務班	義援金の配分に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	7人 28人 21人	想定内容		・(仮称) 義援金配分委員会の設置 ・義援金の配分決定 ・義援金の申請受付、支給 ・被災者台帳への記録		
庶務班	区立福祉施設の改修に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人	想定内容		・区立福祉施設の改修の準備および改修		
庶務班	外国人への支援に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 6人 5人	想定内容		・外国人被災状況の把握 ・外国语による情報提供 ・区の語学ボランティア等の確保 ・外国人への差別が発生しないため注意喚起		
庶務班	消費者相談等の実施に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容		・消費生活相談等の実施		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
庶務班	仮設住宅の入居者調査及び巡回相談に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 10人、 7人	想定内容			
庶務班	部所管施設における被害状況等の集約に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・社会福祉施設等の復旧調査			
庶務班	災害情報等の報告に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・収集した災害情報等の報告 ・被害状況、活動状況等の報告			
86 庶務班	部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に關すること。 部内各班の連絡調整に關すること。 部内の受援ニーズの把握に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 5人 0人	想定内容 ・部内の業務実施状況の集約と報告、部内各班の連絡調整、部内各班の受援ニーズの把握			
物資班	班員等の招集に關すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人	想定内容 ・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認			
物資班	関係機関との連絡調整及び報告に關すること。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			
物資班	応援職員の受け入れに關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
物資班	支援物資の輸送に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	10人 20人 10人	想定内容 ・支援物資の輸送 ・防災関係機関と事務所に対する物資の配達				
物資班	救援物資の調達・受入・輸送等に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人	想定内容 ・応急対策業務の要請				
物資班	地域内輸送拠点の管理・運営に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	21人 70人 49人	想定内容 ・支援物資受入拠点における荷受け・管理・出荷調整・仕分け・配分 ・地域内輸送拠点への職員派遣、運営 ・各震災救援所への救援物資の配分調整				
物資班	支援物資の受入れに関すること。 支援物資の調達計画に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 10人 4人	想定内容 ・調達計画の策定	↑ ・ブッシュ型支援 ・ブル型支援			
物資班	義援物資に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 20人 15人	想定内容 ・受付等の広報	↑ ・義援物品の保管及び配分			
物資班	物資流通の把握に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人	想定内容 ・物資の流通に関する情報の把握・情報提供				
物資班	要員の応援要請に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人	想定内容 ・地城内輸送拠点における要員応援要請の実施				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
物資班	都、自治体スクラム支援会議参加自治体、協定締結団体等に対する物資の調達要請に関すること。	想定内容						
被害調査班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関すること。 (各班共通事項)	必要人數 要受援人數	1人 2人 1人	割当人數 必要人數 要受援人數	1人 1人 0人	想定内容 ・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認	想定内容 ・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認	都、自治体スクラム支援会議参加自治体等に対する物資の調達、支援自治体との連絡調整
被害調査班	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項)	想定内容						
被害調査班	応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項)	必要人數 要受援人數	1人 0人	割当人數 必要人數 要受援人數	1人 1人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応	想定内容 ・被害認定調査計画の策定 ・調査員、資機材の鷲澤 ・システム稼動状況の確認 ・調査研修の実施 ・調査の実施	調査の実施
被害調査班	住家被害認定調査に関すること。	想定内容						
被害調査班	り災証明の交付に向けた情報整理に関すること。	想定内容						
被害調査班	り災証明の交付体制の整備に関すること。	想定内容						

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)		1日後から 3日まで		1週間後から 2週間まで	
被害調査班	り災証明の交付に向けた情報整理に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 3人 2人	想定内容				
応急保育班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況通報			・調整会議の開催 ・火災被害の共有 ・証明書の運用検討
応急保育班	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			
応急保育班	応援職員の受け入れに関するこ と。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握 ・応援要請、応援職員の受け入れ対応			
応急保育班	心急保育に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	22人 22人 0人	想定内容	・残留園児の保護及び保護者への引き渡し ・災害対策の実施			
応急保育班	心急保育に関するこ と。	要受援人数	0人	想定内容	・災害の規模、園児、職員及び施設設備等の被害状況を把握及び報告 ・保育園の復旧 ・登園できない児童の把握			・需要及び保育施設の実態把握 ・保育施設への一時入所及び緊急保育

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
応急保育班	応急育成に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	10人 10人 0人	想定内容 ・適切な緊急避難の措置 ・残留児童の保護及び保護者への引き渡し ・防災対策を実施	想定内容 ・災害の規模、児童・職員及び施設設備の被害状況を把握及び報告 ・児童の被害状況を調査及び報告 ・通所できない児童の把握 ・児童館・学童クラブの復旧	想定内容 ・災害遭見等の受入れ及び一時保護	想定内容 ・災害遭見等の引継ぎ
応急保育班	災害遭見等の一時保護に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 5人 0人	想定内容 ・災害遭見等の受入れ及び一時保護	想定内容 ・災害遭見等の引継ぎ	想定内容 ・被災状況の把握	想定内容 ・被災状況の把握
応急保育班	市立幼稚園等における被害状況の収 集に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 4人 0人	想定内容 ・被災状況の把握	想定内容 ・隊員の参集状況の確認及び集約 ・隊員の参集状況商宜報告	想定内容 ・未参集職員の安否確認	想定内容 ・未参集職員の安否確認
阿佐谷救援隊本隊	隊員等の招集に關すること。 (各班共通事項) 隊員等の参集状況の報告に關するこ と。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・隊員の参集状況の確認及び集約 ・隊員の参集状況商宜報告	想定内容 ・未参集職員の安否確認	↑	↑
阿佐谷救援隊本隊	関係機関との連絡調整及び報告に關 すること。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 3人 1人	想定内容 ・使用者又は不足している資材等の救援部専務班に対する調達要請 ・救援部専務班及び災害対策本部に対する災害対策の実施状況の報告	↑	↑	↑

班名	業務名（分掌事務）	想定人数	タイムライン						
			発災当日 (1日)		1日後から 3日まで		1週間後から 2週間まで		2週間後から 1ヶ月まで
阿佐谷救援隊本隊	応援職員の受入れに關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 15人、 11人、	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応				
阿佐谷救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に關すること。 震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援隊の統括に關すること。 扶助班及び震災救援所、第二次救援所、民間富澤救援所、区立施設の福祉救援所、民閑富澤救援所（さんじゅ阿佐ヶ谷、マイドハート高円寺”ほのぼの”、マイルドハート高円寺”なでしこ”）との連絡調整に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	13人、 20人、 7人	想定内容	・救援隊本隊の設置、施設の安全点検、執務室の準備（無線機の設置等）、設置後の開設の報告	・震災救援所からの要請・報告のとりとめ、救援部庶務班及び災害对策本部への報告 ・福祉救援所の開設状況の確認（災害対策本部から的情報）、福祉救援所との避難者受け入れに関する調整 ・震災救援所への福音救援所の開設状況連絡、避難者の移送に関する指示・報告 ・情報部隊による情報収集	・福音救援所への職員派遣（情報収集員）		
阿佐谷救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に關すること。 広域避難場所の管理に關すること。 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送致に關すること。 避難誘導に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 10人、 7人	想定内容	・広域避難場所等の避難状況の確認、確認結果の報告（善福寺川緑地・和田堀公園（西地区）一帯、馬橋公園（一時避難地）） ・避難者に対する情報提供 ・必要に応じてかまどベンチの使用（設置箇所に限る） ・震災救援所の開設情報の提供及び受け先の震災救援所に対する連絡 ・広域避難場所等及び震災救援所への避難誘導（関係機関と協力）				
阿佐谷救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	12人、 25人、 13人、	想定内容	・不足物資の情報収集（震災救援所から） ・救援物資等に関する情報の提供（震災救援所へ）				
阿佐谷救援隊本隊	り災証明及び被災証明の交付に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	15人、 30人、 15人、	想定内容	・り災証明発行のための準備（システムの確保、システムの立上げ等） ・り災証明・被災証明の交付				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
阿佐谷救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。 帰宅困難者の支援に関すること。	割当人数 12人、 必要人数 20人、 要受援人数 8人	想定内容	・一時滞在施設の準備・開設及び開設状況の報告 ・帰宅困難者の受け入れ及び救援物資等の配給 ・帰宅困難者に対する情報提供及び誘導 ・帰宅困難者を利用可能な交通機関や代替輸送手段等に誘導	・一時滞在施設の開設及び周知		
		割当人数 12人、 必要人数 25人、 要受援人数 13人	想定内容	・相談窓口の設置、相談内容のとりまとめ ・譲り受けた避難者の支援物資等ニーズ情報の収集			
		割当人数 4人、 必要人数 5人、 要受援人数 1人	想定内容	・給水拠点(馬橋公園、善福寺川緑地センター広場)における給水活動の実施 ・車両輸送による給水活動の実施 ・仮設給水栓による給水活動の実施			
阿佐谷救援隊本隊	相談窓口の設置に関すること。 避難者ニーズの収集に関すること。	割当人数 4人、 必要人数 5人、 要受援人数 1人	想定内容	・所管地域の被害情報の収集及び報告	・所管地域の被害情報の収集及び報告		
		割当人数 3人、 必要人数 10人、 要受援人数 7人	想定内容	・第二次救援所設置準備及び開設、開設状況の報告	・第二次救援所設置準備及び開設、開設状況の報告		
		割当人数 5人、 必要人数 20人、 要受援人数 15人	想定内容	・災害備蓄倉庫からの資材等の搬送 ・避難者の受け入れ、要配慮者の保護 ・避難者情報の収集・報告 ・避難者に対する生活相談の実施	・災害備蓄倉庫からの資材等の搬送 ・避難者の受け入れ、要配慮者の保護 ・避難者情報の収集・報告 ・避難者に対する生活相談の実施		
阿佐谷救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数 1人、 必要人数 2人、 要受援人数 1人	想定内容	・隊員の参集状況の確認及び集約 ・隊員の参集状況報告	・隊員の参集状況の確認及び集約 ・隊員の参集状況報告 ・未参集職員の安否確認		

班名	業務名（分掌事務）	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
井草救援隊本隊	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。（各班共通事項）	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 3人 1人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の救援部隊本部に対する災害対策の実施状況の報告			1ヶ月以降
		割当人数 必要人数 要受援人数	3人 15人 12人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
井草救援隊本隊	応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	10人 20人 10人	想定内容 ・救援隊本隊の設置、施設の安全点検、執務室の準備（無線機の設置等）、設置後の開設の報告 ・災災救援所からの要請・報告のとりまとめ、救援部隊本部への報告 ・福祉救援所からの情報（災害対策本部ととの難者受入れに関する調整 ・災災救援所への富祉救援所の開設状況連絡、難避者の移送に関する指示・報告 ・情報部隊による情報収集	・救援隊本隊の設置、施設の安全点検、執務室の準備（無線機の設置等）、設置後の開設の報告 ・災災救援所からの要請・報告のとりまとめ、救援部隊本部への報告 ・福祉救援所との難者受入れに関する調整 ・情報部隊による情報収集	・福祉救援所への職員派遣（情報収集員）	
		割当人数 必要人数 要受援人数	5人 10人 5人	想定内容 ・遺体収容所の開設（妙正寺体育館）、開設状況の報告、震災救援所及び区民に対する周知 ・遺体の安置・保管及び火葬する際に必要な物資の調達要請	・遺体の洗浄等の一括対応、遺体の腐敗防止対策の徹底 ・遺体及び遺留品の作成後の納棺対応（写真の撮影や氏名札の貼付等） ・遺品・遺留品の管理 ・検視・検案を終えた遺体の火葬許可証の発行（特別許可証の発行も含む） ・震災救援所から遺体収容所へ火葬場への遺体搬送のための指置 ・遺族に遺骨・遺留品等の引き渡し		
井草救援隊本隊	遺体収容所の開設及び運営に関すること。 遺品の管理に関すること。 遺体の搬送すること。 遺体の安置・保管及び火葬で使用する物資の調達に関すること。	必要人数 要受援人数	10人 5人	想定内容 ・遺体収容所の開設（妙正寺体育館）、開設状況の報告、震災救援所及び区民に対する周知 ・遺体の安置・保管及び火葬する際に必要な物資の調達要請	・遺体の洗浄等の一括対応、遺体の腐敗防止対策の徹底 ・遺体及び遺留品の作成後の納棺対応（写真の撮影や氏名札の貼付等） ・遺品・遺留品の管理 ・検視・検案を終えた遺体の火葬許可証の発行（特別許可証の発行も含む） ・震災救援所から遺体収容所へ火葬場への遺体搬送のための指置 ・遺族に遺骨・遺留品等の引き渡し		
					・身元不明遺体の確認、行方不明者の相談対応の実施 ・身元不明の遺骨・遺留品の一時保管		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン						
			発災当日 (1日)		3日後から 1週間まで		1週間後から 2週間まで		2週間後から 1ヶ月まで
井草救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に関すること。 広域避難場所の管理に関すること。 広域避難場所と震災救援所間ににおける避難者の受入・送致に関するこ と。 避難誘導に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 10人、 7人	想定内容	・広域避難場所等の避難状況の確認、 ・避難者に対する情報提供 ・必要に応じてかまどベンチの使用 (設置箇所に限る) ・震災救援所の開設情報の提供及び受け入れ先の震災救援所に対する連絡 ・広域避難場所等及び震災救援所への避難誘導 (関係機関と協力)				
井草救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	10人、 25人、 15人、	想定内容	・不足物資の情報収集 (震災救援所から) ・救援物資等に関する情報の提供 (震災救援所へ)				
井草救援隊本隊	災証明及び被災証明の交付に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	11人、 30人、 19人、	想定内容				・り災証明発行のための準備 (スベー スの確保、システムの立上げ等) ・り災証明・被災 証明の交付	
井草救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管 理及び運営に関するこ と。 帰宅困難者の支援に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	10人、 20人、 10人、	想定内容	・一時滞在施設の準備・開設及び開設状況の報告 ・帰宅困難者の受け入れ及び救援物資等の配給 ・帰宅困難者に対する情報提供及び誘導 ・帰宅困難者を利用可能な交通機関や代替輸送手段等に説明				
井草救援隊本隊	相談窓口の設置に関するこ と。 避難者ニーズの収集に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	10人、 25人、 15人、	想定内容			・一時滞在施設の開設、閉鎖の報告及び周知		
井草救援隊本隊	心、急給水活動に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 5人 3人	想定内容	・震災救援所にて把握した避難者の支援物資等ニーズ、情報の収集 ・相談窓口の設置、相談内容のとりまとめ・報告				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
井草救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 10人、 8人	想定内容	・所管地域の被害情報の収集及び報告			
井草救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関わること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 20人、 15人	想定内容	・第二次救援所設置準備及び開設、開設状況の報告 ・災害備蓄倉庫からの資材等の搬送 ・避難者の受け入れ、要配慮者の保護 ・避難者情報の収集・報告 ・避難者に対する生活相談の実施			
永福和泉救援隊本隊	隊員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 隊員等の参集状況の報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人	想定内容	・隊員の参集状況の確認及び集約 ・隊員の参集状況直報 ・未参集職員の安否確認			
永福和泉救援隊本隊	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 3人 2人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の救援部庶務班に対する調達要請 ・救援部庶務班及び災害対策本部に対する災害対策の実施状況の報告			
永福和泉救援隊本隊	応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 15人、 13人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。 震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援隊の統括に関するこ と。 永福和泉救援隊本隊	救援隊本隊の設置、施設の安全点検、執務室の準備（無線機の設置等）、設置後の開設の報告	10人	・救援隊本隊の設置、施設の安全点検、執務室の準備（無線機の設置等）、設置後の開設の報告				
必要人数 要受援人数	想定内容 要件	20人 10人	・震災救援所からの要請・報告のとりどりと ・震災救援所の開設状況の確認（災害対策本部から的情報）、福祉救援所との避難者受入れに関する調整 ・震災救援所への福祉救援所の開設状況連絡、避難者の移送に関する指示・報告 ・情報部隊による情報収集 ・福祉救援所への職員派遣（情報収集員）				
広域避難場所の避難状況の把握に関すること。 広域避難場所の管理に関するこ と。 広域避難場所と震災救援所間におけ る避難者の受入・送致に関するこ と。 避難誘導に関するこ と。	想定内容 要件	2人 10人 8人	・広域避難場所等の避難状況の確認、確認結果の報告（善福寺川緑地・和田堀公園（西地区）一帯、明大和泉校舎一帯） ・避難者に対する情報提供 ・必要に応じてかまどベンチの使用（設置箇所に限る） ・震災救援所の開設情報の提供及び受け入れ先の震災救援所に対する連絡 ・広域避難場所等及び震災救援所への避難誘導（関係機関と協力）				
救援物資等についての連絡調整に関するこ と。 地域内輸送拠点の支援に関するこ と。	想定内容 要件	10人 25人 15人	・不足物資の情報収集（震災救援所から） ・救援物資等に関する情報の提供（震災救援所へ） ・物資班からの要請に基づく地域内輸送拠点（永福体育馆）への人員派遣 ・地域内輸送拠点における活動支援（荷物整理、荷卸し等）				
り災証明及び被災証明の交付に関するこ と。	想定内容 要件	10人 30人 20人	・り災証明発行のための準備（スベースの確保、システムの立上げ等） ・り災証明・被災証明の交付				
帰宅困難者一時滞在施設の設置、管 理及び運営に関するこ と。 帰宅困難者の支援に関するこ と。	想定内容 要件	10人 20人 10人	・一時滞在施設の準備・開設及び開設状況の報告 ・帰宅困難者の受け入れ及び救援物資等の配給 ・帰宅困難者に対する情報提供及び説明 ・帰宅困難者を利用可能な交通機関や代替輸送手段等に説明 ・一時滞在施設の閉鎖、閉鎖の報告及び周知				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
永福和泉救援隊本隊	相談窓口の設置に関すること。 避難者ニーズの収集に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	10人 25人 15人	想定内容	・震災救援所にて把握した避難者の支援物資等ニーズ情報の収集 ・相談窓口の設置、相談内容のとりまとめ・報告		
永福和泉救援隊本隊	応急給水活動に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 5人 3人	想定内容	・給水拠点(和泉市庄調整所)における給水活動の実施 ・車両輸送による給水活動の実施 ・仮設給水柱による給水活動の実施		
永福和泉救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 10人 8人	想定内容	・所管地域の被害情報の収集及び報告		
永福和泉救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 20人 15人	想定内容	・第二次救援所設置準備及び開設、開設状況の報告 ・災害備蓄庫からの資材等の搬送 ・避難者の受け入れ、要配慮者の保護 ・避難者情報の収集・報告 ・避難者に対する生活相談の実施		
茨稚救援隊本隊	隊員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 隊員等の参集状況の報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人	想定内容	・隊員の参集状況の確認及び集約 ・隊員の参集状況簡易報告 ・未参集職員の安否確認		
茨稚救援隊本隊	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 3人 1人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の救援部庶務班に対する調達要請 ・救援部庶務班及び災害対策本部に対する災害対策の実施状況の報告		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
茨錆救援隊本隊	応援職員の受入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 15人、 11人、	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
茨錆救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に 関すること。 震災救援所、第二次救援所の統括に 関すること。 震災救援所と、第一次救援所、第二次救援 所との連絡・調整に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	10人、 20人、 10人、	想定内容	・救援隊本隊の設置、施設の安全点検、執務室の準備（無線機の設置等）、設置後の開設の報告 ・震災救援所からの要請・報告のとりまとめ、救援部庶務班及び災害対策本部への報告 ・震災救援所への開設状況の確認（災害対策本部からの情報）、福祉救援者との避難者受入れに関する調整 ・情報部隊による情報収集 【※管轄部隊内に福祉救援所は無いが、管轄する震災救援所で福祉救援所への避難が必要な人がいる場合は、他の救援隊本隊や福祉救援所との調整を行う。】			
茨錆救援隊本隊	遺体収容所の開設及び運営に 関すること。 遺品の管理に關すること。 遺体の搬送に關すること。 遺体の安置・保管及び火葬で使用する 物資の調達に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 10人、 5人	想定内容	・遺体収容所の開設（茨錆体育馆）、開設状況の報告、震災救援所及び区民に対する周知 ・遺体の安置・保管及び火葬する際に必要な物資の調達要請	・遺体の洗浄等の一括対応、遺体の腐敗防止対策の徹底 ・遺体及び遺留品処理表の作成後の納棺対応（写真の撮影や氏名札の貼付等） ・遺品・遺留品の管理 ・検視・検索を終えた遺体の火葬許可証の発行（特例許可証の発行も含む） ・震災救援所から遺体収容所、遺体収容所から火葬場への遺体搬送のための措置 ・遺族に遺骨・遺留品等の引き渡し	・身元不明遺体の確認、行方不明者の相談対応の実施 ・身元不明の遺骨・遺留品の一時保管	
茨錆救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に 関すること。 広域避難場所の管理に關すること。 広域避難場所と震災救援所間における 避難者受入・送致に關すること。 避難誘導に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 10人、 8人	想定内容		・広域避難場所等の避難状況の確認、確認結果の報告（シャーレル茨錆一帯） ・避難者に対する情報提供 ・震災救援所の開設情報の提供及び受け入れ先の震災救援所に対する連絡 ・広域避難場所及び震災救援所への避難誘導（関係機関と協力）		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
茨稚救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関すること。	必要人数 割当人数 要受援人数 10人 25人 15人	想定内容 ・不足物資の情報収集(震災救援所から) ・救援物資等に関する情報の提供(震災救援所へ)				
茨稚救援隊本隊	災証明及び被災証明の交付に関すること。	必要人数 割当人数 要受援人数 30人 12人 18人	想定内容 ・り災証明発行のための準備(スペースの確保、システムの立上げ等) ・り災証明・被災証明の交付				
茨稚救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。 帰宅困難者の支援に関すること。	必要人数 割当人数 要受援人数 20人 12人 8人	想定内容 ・一時滞在施設の準備・開設及び開設状況の報告 ・帰宅困難者の受け入れ及び救援物資等の配給 ・帰宅困難者に対する情報提供及び説明 ・帰宅困難者を利用可能な交通機関や代替輸送手段等に誘導	・一時滞在施設の開設及び開設状況の報告 ・帰宅困難者の受け入れ及び救援物資等の配給 ・帰宅困難者に対する情報提供及び説明 ・帰宅困難者を利用可能な交通機関や代替輸送手段等に誘導			
茨稚救援隊本隊	相談窓口の設置に関すること。 避難者ニーズの収集に関すること。	必要人数 割当人数 要受援人数 25人 12人 13人	想定内容 ・震災救援所にて把握した避難者の支援物資等ニーズ情報の収集 ・相談窓口の設置、相談内容のとりまとめ・報告				
茨稚救援隊本隊	応急給水活動に関すること。	必要人数 割当人数 要受援人数 5人 2人 3人	想定内容 ・車両輸送による給水活動の実施 ・仮設給水栓による給水活動の実施				
茨稚救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。	必要人数 割当人数 要受援人数 10人 2人 8人	想定内容 ・所管地域の被害情報の収集及び報告				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
荻窪救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 20人 15人	想定内容	・第二次救援可設置準備及び開設、開設状況の報告 ・災害備蓄倉庫からの資材等の搬送 ・避難者の受け入れ、要配慮者の保護 ・避難者情報の収集・報告 ・避難者に対する生活相談の実施		
高井戸救援隊本隊	隊員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 隊員等の参集状況の報告に関するこ と。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・隊員の参集状況の確認及び集約 ・隊員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認		
高井戸救援隊本隊	関係機関との連絡調整及び報告に すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の救援部専務班に対する調達要請 ・救援部専務班及び災害対策本部に対する災害対策の実施状況の報告		
高井戸救援隊本隊	応援職員の受け入れに すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 15人 9人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れに対応		
高井戸救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に 関すること。 震災救援所、第二次救援所、区立施 設の福祉救援所の統括に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	13人 20人 7人	想定内容	・救援隊本隊の設置、施設の安全点検、専務室の準備（無線機の設置等）、設置後の開設の報告 ・震災救援所からの要請・報告のとりどり、救援部専務班及び災害対策本部への報告 ・福祉救援所の開設状況の確認（災害対策本部からの情報）、福祉救援所この避難者受入れに関する指示・報告 ・震災救援所への情報収集 ・情報部隊による情報収集 ・福祉救援所への職員派遣（情報収集員）		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
高井戸救援隊本隊	遺体収容所の開設及び運営に関すること。 遺品の管理に関すること。 遺体の搬送に関すること。 遺体の安置・保管及び火葬で使用する物資の調達に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 10人 4人	遺体収容所の開設（大宮前体育館） ・遺体の安置・保管及び火葬する際に必要となる物資の調査 想定内容	開設状況の報告、震災救援所及び区民に対する周知 ・遺体及び遺留品処理表の作成後の納付対応（写真の撮影や氏名札の貼付等） ・遺品・遺留品の管理 ・検視・検索を終えた遺体の火葬許可証の発行（特例許可証の発行も含む） ・震災救援所から遺体収容所、遺体取容所へ遺体搬送のための措置 ・遺族に遺骨・遺留品等の引き渡し	・遺体の洗浄等の一括対応、遺体の腐敗防止対策の徹底 ・身元不明遺体の確認、行方不明者の相談対応の実施 ・身元不明の遺骨・遺留品の一時保管	
高井戸救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に関すること。 広域避難場所の管理に関すること。 広域避難場所と震災救援所間ににおける連絡の受入・送致に関するこ と。避難導導に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 10人 6人	・広域避難場所等の避難状況の確認、確認結果の報告（柏の富公園一帯、久我山二丁目地区グランド一青、高井戸駅一帯 塚山公園（一時避難地） ・避難者に対する情報提供 ・マンホールトイの設置、必要に応じてかまびんチの使用（設置箇所に限る） ・震災救援所の開設情報の提供及び震災救援所への避難誘導（関係機関と協力） 想定内容	・不足物資の情報収集（震災救援所から） ・救援物資等に関する情報の提供（震災救援所へ） ・物資搬入の要請に基づく地域内輸送点（岩崎通信機株式会社）への人員派遣 ・地域内輸送拠点における活動支援（荷物整理、荷卸し等）		
高井戸救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関すること。 地域内輸送拠点の支援に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	15人 25人 10人	想定内容			
高井戸救援隊本隊	火災証明及び被災証明の交付に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	17人 30人 13人	想定内容			
高井戸救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管 理及び運営に関するこ と。帰宅困難者の支援に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	15人 20人 5人	想定内容	・一時滞在施設の準備・開設及び開設状況の報告 ・帰宅困難者の受け入れ及び救援物資等の配給 ・帰宅困難者に対する情報提供及び説明 ・帰宅困難者を利用可能な交通機関や代替輸送手段等に誘導 ・一時滞在施設の閉鎖、閉鎖の報告及び周知	・り災証明・被災 証明の交付	

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
高井戸救援隊本隊	相談窓口の設置に関すること。 避難者ニーズの収集に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	15人 25人 10人	想定内容	・震災救援所にて把握した避難者の支援物資等ニーズ情報の収集 ・相談内容のとりまとめ・報告		
高井戸救援隊本隊	応急給水活動に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 5人 1人	想定内容	・給水拠点(昭栄公園)における給水活動の実施 ・車両輸送による給水活動の実施 ・仮設給水栓による給水活動の実施		
高井戸救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 10人 6人	想定内容	・所管地域の被害情報の収集及び報告		
高井戸救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	7人 20人 13人	想定内容	・第二次救援所設置準備及び開設、開設状況の報告 ・災害備蓄倉庫からの資材等の搬送 ・避難者の受け入れ、要配慮者の保護 ・避難者情報の収集・報告 ・避難者に対する生活相談の実施		
高円寺救援隊本隊	隊員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 隊員等の参集状況の報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・隊員の参集状況の確認及び集約 ・隊員の参集状況簡易報告 ・未参集職員の安否確認		
高円寺救援隊本隊	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の救援部庶務班に対する調達要請 ・救援部庶務班及び災害対策本部に対する災害対策の実施状況の報告		

班名	業務名（分掌事務）	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)		1日後から 3日まで		3日後から 1週間まで	
高円寺救援隊本隊	応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 15人、 9人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れに対応			1ヶ月まで 1ヶ月以後
高円寺救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。 震災救援所の統括に関すること。 区立施設の福祉救援所、第二次救援所、区立施設の福利班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、第三次救援所、民間福祉救援所（ベース記念病院老人保健施設グレイス）との連絡調整に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	15人 20人、 5人	想定内容	・救援隊本隊の設置、施設の安全点検、勤務室の準備（無線機の設置等）、設置後の開設の報告 ・震災救援所からの要請・報告のとりどりめ、救援隊本部及び災害対策本部への報告 ・震災救援所の開設状況の確認（災害対策本部からの情報）、福祉救援所との避難者受入れに関する調整 ・情報部隊による情報収集 ・福祉救援所への福社救援所の開設状況連絡、避難者の移送に関する指示・報告 ・福祉救援所への職員派遣（情報収集員）			
高円寺救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に関すること。 広域避難場所の管理に関すること。 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受け入・送致に関すること。 避難誘導に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	8人 10人、 2人	想定内容	・広域避難場所等の避難状況の確認、確認結果の報告（和田堀公園（東地区）一帯、蚕糸の森公園一帯、コーシャハイム中野新生町・立正佼成会大聖堂一帯、妙法寺一帯、中野区役所一帯） ・避難者に対する情報提供 ・マンホールトイの設置、必要に応じてかまどベンチの使用（設置箇所に限る） ・震災救援所の開設情報の提供及び受け入れ先の震災救援所への避難誘導（関係機関と協力） ・広域避難場所等及び震災救援所への活動支援（荷物整理、荷卸し等）			
高円寺救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関すること。 地域内輸送拠点の支援に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	15人、 25人、 10人	想定内容	・不足物資の情報収集（震災救援所から） ・救援物資等に関する情報の提供（震災救援所へ） ・物資班からの要情に基づく地域内輸送拠点（高円寺体育館）への人員派遣 ・地域内輸送拠点における活動支援（荷物整理、荷卸し等）			
高円寺救援隊本隊	り災証明及び被災証明の交付に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	17人、 30人、 13人、	想定内容	・り災証明発行のための準備（システムの確保、システムの立て上げ等） ・り災証明・被災証明の交付			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
高円寺救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。 帰宅困難者の支援に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数 15人、 20人、 5人	想定内容	・一時滞在施設の準備・開設及び被救援物資等の配給 ・帰宅困難者の受け入れ及び救援物資等の配給 ・帰宅困難者に対する情報提供及び誘導 ・帰宅困難者を利用可能な交通機関や代替輸送手段等に誘導	・一時滞在施設の開設の報告及び周知		
高円寺救援隊本隊	相談窓口の設置に関すること。 避難者ニーズの収集に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数 15人、 25人、 10人	想定内容	・震災救援所にて把握した避難者の支援物資等ニーズ情報の収集 ・相談窓口の設置、相談内容のとりまとめ・報告			
高円寺救援隊本隊	応急給水活動に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数 4人、 5人、 1人	想定内容	・給水拠点(和田堀公園、蚕糸の森公園)における給水活動の実施 ・車両輸送による給水活動の実施 ・仮設給水栓による給水活動の実施			
高円寺救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数 6人、 10人、 4人	想定内容	・所管地域の被害情報の収集及び報告			
高円寺救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数 7人、 20人、 13人	想定内容	・第二次救援所設置準備及び開設、開設状況の報告 ・災害備蓄倉庫からの資材等の搬送 ・要配慮者の受け入れ、要配慮者情報の収集・報告 ・避難者に対する生活相談の実施			
西荻救援隊本隊	隊員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 隊員等の参集状況の報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数 2人、 2人、 0人	想定内容	・隊員の参集状況の確認及び集約 ・隊員の参集状況通報 ・未参集職員の安否確認			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
西荻救援隊本隊	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の救援部庶務班及び災害対策本部に対する調達要請 ・救援部庶務班及び災害対策本部に対する災害対策の実施状況の報告				
西荻救援隊本隊	応援職員の受け入れに関すること。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 15人 11人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応				
西荻救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。 震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に関すること。震災救援所と、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、第二次救援所、民間福祉救援所(上井草園、サンフレンズ善福寺)との連絡調整に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	12人 20人 8人	想定内容 ・救援隊本隊の設置、施設の安全点検 ・救援隊本隊の設置、施設の安全点検 ・震災救援所からの要請・報告のとりまとめ、救援部庶務班及び災害対策本部への報告 ・福祉救援所の開設状況の確認(災害対策本部からの情報)、福祉救援所との避難者受入れに関する調整 ・震災救援所への福祉救援所の開設状況連絡、避難者の移設に関する指示・報告 ・情報部隊による情報収集 ・福祉救援所への職員派遣(情報収集員)				
西荻救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に関すること。 広域避難場所の管理に関すること。 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送致に関すること。 避難誘導に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 10人 4人	想定内容 ・広域避難場所等の避難状況の確認、確認結果の報告(善福寺公園・東京女子大学一帯、井草八幡宮一帯、桃井原っぱ公園一帯) ・避難者に対する情報提供 ・マンホールトイレの設置、必要に応じてかまどベンチの使用(設置箇所に限る) ・震災救援所の開設情報を提供及び受け先の震災救援所への避難誘導(関係機関と協力) ・広域避難場所及び震災救援所への連絡説明				
西荻救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関すること。 地域内輸送拠点の支援に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	12人 25人 13人	想定内容 ・不足物資の情報収集(震災救援所から) ・救援物資等に関する情報の提供(震災救援所へ) ・物資班からの要請に基づく地域内輸送拠点(上井草スマートセンター)への人員派遣 ・地域内輸送拠点における活動支援(荷物整理、荷卸し等)				
西荻救援隊本隊	り災証明及び被災証明の交付に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	13人 30人 17人	想定内容 ・り災証明発行のための準備(システムの確保、システムの立上げ等) ・り災証明・被災証明の交付				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
西荻救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。 帰宅困難者の支援に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数 13人、 20人、 7人	想定内容	・一時滞在施設の準備・開設及び開設状況の報告 ・帰宅困難者の受け入れ及び救援物資等の配給 ・帰宅困難者に対する情報提供及び誘導 ・帰宅困難者を利用可能な交通機関や代替輸送手段等に誘導	・一時滞在施設の開鎖、閉鎖の報告及び周知		
西荻救援隊本隊	相談窓口の設置に関すること。 避難者ニーズの収集に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数 13人、 25人、 12人	想定内容	・震災救援所にて把握した避難者の支援物資等ニーズ情報の収集 ・相談窓口の設置、相談内容のとりまとめ・報告			
西荻救援隊本隊	応急給水活動に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数 5人、 5人、 0人	想定内容	・給水拠点(杉並浄水場、上井草給水所)における給水活動の実施 ・車両輸送による給水活動の実施 ・仮設給水栓による給水活動の実施			
西荻救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数 4人、 10人、 6人	想定内容	・所管地域の被害情報の収集及び報告			
西荻救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数 5人、 20人、 15人	想定内容	・第二次救援所設置準備及び開設、開設状況の報告 ・災害備蓄庫からの資材等の搬送 ・避難者の受け入れ、要配慮者の保護 ・避難者情報の収集・報告 ・避難者に対する生活相談の実施			
こすもす生活園 福祉救援所	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数 1人、 1人、 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集結 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
こすもす生活園 福祉救援所	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告				
こすもす生活園 福祉救援所	応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項) 福祉救援所の設置準備及び救援物資等搬送に關すること。 福祉救援所の開設・管理及び運営に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応 ・福祉救援所開設準備・開設・管理・運営 ・救援物資の搬送				
こすもす生活園 福祉救援所	災害時要配慮者の保護に関するこ と。生活相談に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	13人 18人 5人	想定内容 ・利用者への対応、その他利用者に關すること				
こども発達センター 福祉救援所	班員等の招集に關すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況通宜報告 ・未参集職員の安否確認				
こども発達センター 福祉救援所	関係機関との連絡調整及び報告に關 すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告				
こども発達センター 福祉救援所	応援職員の受け入れに關すること。 (各班共通事項) 福祉救援所の設置準備及び救援物資等搬送に關すること。 福祉救援所の開設・管理及び運営に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応 ・福祉救援所開設準備・開設・管理・運営 ・救援物資の搬送				
こども発達センター 福祉救援所	災害時要配慮者の保護に関するこ と。生活相談に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	28人 33人 5人	想定内容 ・利用者への対応、その他利用者に關すること				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
すきのき生活園 福祉救援所	班員等の招集に關すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告	・未参集職員の安否確認			
すきのき生活園 福祉救援所	関係機関との連絡調整及び報告に關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告				
すきのき生活園 福祉救援所	応援職員の受け入れに關すること。 (各班共通事項) 福祉救援所の設置準備及び救援物資等搬送に關すること。 。福社救援所の開設・管理及び運営に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応 ・福社救援所開設準備・開設・管理・運営				
すきのき生活園 福祉救援所	災害時要配慮者の保護に關すること。 生活相談に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	47人 57人 10人	想定内容 ・利用者への対応、その他利用者に関すること				
なのはな生活園 福祉救援所	班員等の招集に關すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告	・未参集職員の安否確認			
なのはな生活園 福祉救援所	関係機関との連絡調整及び報告に關すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告				
なのはな生活園 福祉救援所	応援職員の受け入れに關すること。 (各班共通事項) 福祉救援所の設置準備及び救援物資等搬送に關すること。 。福社救援所の開設・管理及び運営に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応 ・福社救援所開設準備・開設・管理・運営	・救援物資の搬送			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
なのはな生活園 福祉・救援所	災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	17人 22人 5人	想定内容	利用者への対応、その他利用者に関すること			
済美養護学校 福祉・救援所	班員等の募集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告	・未参集職員の安否確認		
済美養護学校 福祉・救援所	関係機関との連絡調整及び報告に関するこ と。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・機関に対する周知 (必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			
済美養護学校 福祉・救援所	応援職員の受け入れに関するこ と。 (各班共通事項) 福祉救援所の設置準備及び救援物資等搬送に 関すること。 福祉救援所の開設・管理及び運営に 関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れに対応	・福祉救援所開設準備・開設・管理・運営	・救援物資の搬送	
済美養護学校 福祉・救援所	災害時要配慮者の保護に関するこ と。 生活相談に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	11人 16人 5人	想定内容	利用者への対応、その他利用者に関すること			
震災救援所	所員等の募集に関するこ と。 (震災救援所共通事項) 所員等の参集状況の報告に関するこ と。(震災救援所共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・所員等の参集状況の確認及び集約 ・所員等の参集状況適宜報告	・未参集職員の報告(救援隊本隊へ)		
震災救援所	救援隊本隊、災害対策本部との連絡 調整及び報告に関するこ と。 (震災救援所共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・救援隊本隊に対する状況報告(開設状況、避難者数等の情報) (必要に応じて) 災害対策本部に対する状況報告 ・使用する又は不足している資材等の把握及び救援隊本隊に対する調達要請			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
震災救援所	応援職員の受入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 5人 4人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応		
震災救援所	震災救援所の設置、管理及び運営に関すること。 他の資機材の運搬・管理に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 10人 9人	想定内容	・震災救援所の開設、建物安全点検の実施、施設利用計画の掲示 ・パローン投光器や簡易トイレ等の資機材の設置 ・使用できる資機材の確認及び調達した資機材の管理 ・運営会議の実施、震災救援所内の状況把握及び管理		
震災救援所	救助活動の支援及び被害状況の把握に關すること。 避難誘導に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 5人 4人	想定内容	・警察、消防等と連携した被災者の震災救援所及び広域避難場所への誘導 ・警察、消防等と連携した被災者の震災救援所及び広域避難場所への誘導 ・震災救援所近隣の被害状況の収集及び被災者への周知と救援隊本隊への報告		
震災救援所	被災者の受入れ及び応急保育に關すること(応急保育については、支援所員で対応) 避難動物の受入れに關すること。 被災者に対する給食及び生活用品の支給等に關すること。 災害時要配慮者の保護に關すること。 負傷者等の搬送に關すること。 遺体の収容及び引渡しに關すること。 遺体の搬送に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 15人 13人	想定内容	・被災者の受入れ及び避難者名簿の作成(災害情報システム)、同行避難動物の飼養場所等の確保 ・被災者への食量・水、生活必需品の配給(必要に応じて炊出しの実施) ・災害時要配慮者の安否確認及び安否確認結果の入力(災害情報システム)		
震災救援所	避難者相談窓口の設置に關すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 10人 9人	想定内容	・緊急医療救援所への負傷者等の輸送(軽度な負傷であれば即時処置) ・救援隊本隊への書類に関する連絡・報告、遺体収容所への遺体の搬送 ・震災救援所内での相談スペースの確保 ・相談・要望・苦情等の聴取、被災者支援に関する情報の掲示・周知		

(4) 災対都市整備部

ア 業務一覧

業務開始目標	災害対策本部業務名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・班員等の招集に関すること。（各班共通事項） ・班員等の参集状況の報告に関すること。（各班共通事項） ・関係機関との連絡調整及び報告に関すること。（各班共通事項） ・応援職員の受入れに関すること。（各班共通事項） ・一時積み置場等の運営に関すること。 ・有害物等の適正処理に関すること。 ・本部庶務班との連絡・調整に関すること。 ・応急危険度判定班の庶務に関すること。 ・建築物に係る被害情報の把握に関すること。 ・判定地区の決定と現地確認に関すること。 ・判定建築棟数及び必要判定員数の把握に関すること。 ・応急危険度判定の実施に関すること。 ・応急住宅班の庶務に関すること。 ・被災住宅の応急修理に関すること。 ・仮設住宅建設用地に関すること。 ・復興まちづくり班の庶務に関すること。 ・都市復興の計画に関すること。 ・家屋被害概況調査及び家屋被害状況調査に関すること。
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設の応急措置に関すること ・判定員に対する受け入れ、判定指導、人員調整、宿泊及び食事の支援に関すること。 ・宅地危険度判定の実施に関すること。 ・判定結果データの取りまとめ及び処理に関すること。 ・判定活動に係る相談に関すること。 ・判定士の派遣要請に関すること。
3日後から1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設診療所の設置準備に関すること。 ・公共土木施設の応急復旧に関すること ・公共土木施設の復旧に関すること ・震災復興本部の設置に関すること。
1週間後から2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・住家に流入した障害物の除去に関すること。 ・空き住戸等の確保に関すること。 ・区営住宅の応急補修に関すること。
2週間後から1ヶ月まで	
1ヶ月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の入居者調査及び巡回相談に関すること。 ・仮設住宅入居者の募集、入居者の選定、入居管理に関すること。 ・仮設住宅の維持・修繕に関すること。

イ タイムライン

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間から 1ヶ月まで
本部庶務班	班員等の招集にすること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。 (各班共通事項) 班員等の再建支援に関するこ と、住宅、マンション等の再建支援に関 するこ と。 部内の職員の参集状況の集約に関 すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・班員等の参集状況の確認及び集約 ・班員等の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認			・区民への情報提供 ・資格審査
本部庶務班	関係機関との連絡調整及び報告に開 すること。 (各班共通事項) 災対本部との連絡・調整に関するこ と。 災害情報等の報告に関するこ と。 部内の災害対策本部業務実施状況の 集約及び報告に関するこ と。 部内各班の連絡調整に開すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の 事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 (必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			
本部庶務班	応援職員の受け入れに開すること。 (各班共通事項) 部内の受援ニーズの把握に関するこ と。 部内所管業務に対する応援職員の受 入れに開すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
本部庶務班	被害情報の収集・連絡に関するこ と。 部所管施設における被害状況等の集 約に開すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・被害情報の収集・連絡・集約			
土木班	班員等の招集に開すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認			
土木班	関係機関との連絡調整及び報告に開 すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 6人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の 事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 (必要に応じて) 関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)		1日後から 3日まで		1週間から 2週間まで	
土木班 (各班共通事項)	応援職員の受け入れに関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れに対応			
	土木関係各班の指揮命令に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 6人 0人	想定内容	・参集配備・道路障害物除去路線、河川等緊急措置(被害状況集約、対応方針決定、各班に指示) ・初動態勢確立			
土木班 (各班共通事項)	本部庶務班との連絡調整に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 6人 0人	想定内容	・救援所・がれき置場等情報集約及小部内調整、活動状況報告、交通規制・迂回路調整、部内応援の調整 ・公共土木施設被害状況調査、水防システム復旧等の調整			
	班員等の招集に関するこ と。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認			
土木情報班 (各班共通事項)	関係機関との連絡調整及び報告に關 すること。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			
	応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
土木情報班	公共土木施設情報の収集・整理に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	10人 10人 0人	想定内容	・情報収集、発信の体制づくり ・道路の破損・分析、公園等公共土木施設の被害情報収集 ・関係機関からの被害情報収集 ・道路、公園等公共土木施設における避難状況の把握 ・災害都市整備部各班への情報発信		・情報収集、整理	
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認			
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			
土木施設応急対策班	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
		割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
		割当人数 必要人数 要受援人数	30人 40人 10人	想定内容	・緊急道路障害物除去路線、河川、土砂災害警戒区域等の点検調査 ・一般区道、排水場等の点検調査			
土木施設応急対策班	公共土木施設の被害状況の把握に関すること。 公共土木施設の応急措置に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	15人 30人 15人	想定内容	・立入禁止措置等の実施			

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以降
土木施設応急対策班	公共土木施設の応急復旧に関すること。	必要人数 要受援人数	割当人数 要受援人数	想定内容			・被害拡大防止や交通確保のため応急対策工事の調査、設計実施	
土木施設応急対策班	公共土木施設の復旧に関すること。	必要人数 要受援人数	割当人数 要受援人数	想定内容			・災害報告、公共土木施設災害復旧申請（調査・設計・関係機関協議）、災害査定、実施設計、復旧工事実施	
土木施設応急対策班	協定業者への出動要請及び指示に開示すること。	必要人数 要受援人数	割当人数 要受援人数	想定内容	・緊急道路障害物除却路線の大規模障害物除却および公共土木施設の応急復旧工事の指示監督			
土木施設応急対策班	緊急道路障害物除却路線等の障害物除却に関すること。	必要人数 要受援人数	割当人数 要受援人数	想定内容	・緊急道路障害物除却路線の小規模障害物除却			
がれき対策班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関すること。 (各班共通事項) 関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項) 応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項)	必要人数 要受援人数	割当人数 要受援人数	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告 ・未参集職員の安否確認	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応	

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)		1日後から 3日まで		1週間後から 2週間まで	
がれき対策班	本部庶務班との連絡・調整に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・本部庶務班との連絡・調整				
がれき対策班	がれき等の発生量予測に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 5人 0人	想定内容 ・家屋等の被害状況の把握及び震災がれきの発生の予測				
がれき対策班	がれき処理計画の策定に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・被災状況などの様々な情報の収集・整理 ・震災がれき処理計画の策定				
がれき対策班	緊急道路障害物除去路線及び被災住宅から排出されるがれきの処理に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 6人 0人	想定内容 ・区道等における緊急道路障害物除去による震災がれきの処理			・被災住宅から排出される震災がれきの処理	
がれき対策班	がれきの処理に必要な車両の調達に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・震災がれき処理に必要な収集車両の調達				
がれき対策班	がれきの処理に関する都等との連絡・調整に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容 ・震災がれき処理に関する都等との連絡・調整				
がれき対策班	一時積み置場等の運営に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・一時積み置場等の選定・管理				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
がれき対策班	有害物等の適正処理に関すること。 住家に流入した障害物の除去に関すること。	必要人数 要受援人数	3人 0人	想定内容	・災対情報部との連携による有害物・危険物の管理・処理			
がれき対策班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。 (各班共通事項)	必要人数 要受援人数	1人 0人	想定内容				
応急危険度判定班	関係機関との連絡調整及び報告に関するこ と。 (各班共通事項)	必要人数 要受援人数	2人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況通宜報告	・未参集職員の安否確認		
応急危険度判定班	応援職員の受け入れに関するこ と。 (各班共通事項)	必要人数 要受援人数	1人 0人	想定内容				
応急危険度判定班	本部庶務班との連絡・調整に関するこ と。	必要人数 要受援人数	3人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
応急危険度判定班	応急危険度判定班の庶務に関するこ と。	必要人数 要受援人数	2人 0人	想定内容	・判定実施の要否を判断し、 本部庶務班へ連絡する	・本部庶務班への判定結果報告		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
応急危険度判定班	建築物に係る被害情報の把握に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 4人 0人	想定内容 ・被害情報の収集 ・判定実施要否の資料作成	想定内容 ・判定開始後も収集を続ける)	想定内容 ・判定実施区域、順位の決定及び決定のための現地確認 ・判定実施計画の策定	想定内容 ・判定建築棟数の推計 ・必要判定員数の算出	想定内容 ・判定建築棟数の見直し ・必要判定員数の見直し
応急危険度判定班	判定地区の決定と現地確認に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	8人 8人 0人	想定内容	想定内容	想定内容 ・判定実施区域、順位の見直し ・判定実施計画の見直し	想定内容	想定内容
応急危険度判定班	判定建築棟数及び必要判定員数の把握に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 4人 0人	想定内容 ・判定建築棟数の推計 ・必要判定員数の算出	想定内容	想定内容 ・判定建築棟数の見直し ・必要判定員数の見直し	想定内容	想定内容
応急危険度判定班	判定員に対する受け入れ、判定指導、人員調整、宿泊及び食事の支援に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	20人 20人 0人	想定内容 ・調査班、チームの編成 ・判定員へのガイダンス ・宿泊場所及び食事の支援	想定内容	想定内容 ・判定活動の開始、中止判断 ・判定活動の取りまとめ	想定内容	想定内容
応急危険度判定班	応急危険度判定の実施に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 6人 0人	想定内容 ・判定活動の開始、中止判断 ・判定活動の取りまとめ	想定内容	想定内容 ・判定活動の開始 ・判定結果の取りまとめ、報告	想定内容	想定内容
応急危険度判定班	宅地危険度判定の実施に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容 ・判定活動の開始、中止判断 ・判定活動の取りまとめ	想定内容	想定内容 ・判定活動の開始 ・判定結果の取りまとめ、報告	想定内容	想定内容
応急危険度判定班	判定結果データの取りまとめ及び処理に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容 ・判定結果の取りまとめ	想定内容	想定内容 ・判定結果の取りまとめ	想定内容	想定内容

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
応急危険度判定班	判定活動に係る相談に関すること。	必要人數 要受援人數	8人 0人	想定内容	・判定建築物所有者への対応 ・建築物所有者等からの判定依頼、相談への対応 (判定活動終了後も相談は相次ぐと予想される)		
応急危険度判定班	判定士の派遣要請に関すること。	必要人數 要受援人數	3人 0人	想定内容	・地元判定員への出動要請 ・応援判定員への出動要請 (東京都支援本部への支援要請)	・必要に応じて 判定員への出動要請 (再)	
応急住宅班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。(各班共通事項) 応急住宅班の庶務に関するこ と。	必要人數 要受援人數	1人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況暨宣報 ・未参集職員の安否確認		
応急住宅班	関係機関との連絡調整及び報告に するこ と。(各班共通事項) 本部庶務班との連絡・調整に 関するこ と。	必要人數 要受援人數	1人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告 ・本部庶務班との重絡・調整		
応急住宅班	応援職員の受け入れに関するこ と。(各班共通事項)	必要人數 要受援人數	1人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応		
応急住宅班	被災住宅の応急修理に関するこ と。	必要人數 要受援人數	3人 54人	想定内容	・都からの修理実績方法の把握 ・修理を必要とする民間住宅の把握 (1週間後以降?)、件数把握、施工確認		
応急住宅班	仮設住宅建設用地に関するこ と。	必要人數 要受援人數	2人 15人	想定内容	・仮設住宅建設用地の現況確認・報告 (生産緑地の持ち主との折衝は農務担当を想定)		

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
応急住宅班	空き住戸等の確保に関すること。	想定内容						
応急住宅班	仮設住宅入居者の募集、入居者の選定、入居管理に関すること。 仮設住宅の維持・修繕に関すること。	必要人数 要受援人数	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 10人、 7人	3人 1人			
応急住宅班	区営住宅の応急補修に関すること。	想定内容						
復興まちづくり班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。 (各班共通事項)	想定内容						
復興まちづくり班	関係機関との連絡調整及び報告に 関すること。 (各班共通事項) 本部庶務班との連絡・調整に 関すること。	想定内容						
復興まちづくり班	応援職員の受け入れに関するこ と。 (各班共通事項)	想定内容						
復興まちづくり班	復興まちづくり班の庶務に 関するこ と。	想定内容						

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
復興まちづくり班	都市復興の計画に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・都市復興基本方針策定			
		割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 0人	想定内容	・復興本部の設置 ・復興本部会議の招集、復興本部運営に係る体制構築			
		割当人数 必要人数 要受援人数	6人 24人 18人	想定内容	・復興事業の進行管理 ・復興本部会議の運営			
復興まちづくり班	震災復興本部の設置に関すること。 家屋被害概況調査及び家屋被害状況調査に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 0人 0人	想定内容	・家屋被害概況調査、被害概況の把握・分析			
		割当人数 必要人数 要受援人数	1人 1人 1人	想定内容	・家屋被害状況調査、被害状況(詳細)の把握・分析(応急参理等により居住可能な戸数の把握を中心)			

(5) 災対清掃部

ア 業務一覧

業務開始目標	災害対策本部業務名
発災当日（1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・班員等の招集に関すること。（各班共通事項） ・班員等の参集状況の報告に関すること。（各班共通事項） ・関係機関との連絡調整及び報告に関すること。（各班共通事項） ・応援職員の受入れに関すること。（各班共通事項） ・災対本部との連絡調整に関すること ・部内の職員の参集状況の集約に関すること ・部内所管施設における被害状況等の集約に関すること ・災害情報等の報告に関すること ・部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に関すること ・部内各班の連絡調整に関すること ・部内の受援ニーズの把握に関すること ・部内所管業務に対する応援職員の受け入れに関すること ・一部事務組合等との連絡調整に関すること ・ごみ・し尿処理対策に関すること ・ごみに関する車両の調達に関すること ・放射性物質対策に関すること ・災害発生直後の救助活動支援及び被害状況の把握に関すること ・直営車庫の管理及び運用に関すること
1日後から3日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ごみの収集に関すること ・ごみ・し尿処理に関すること
3日後から1週間まで	
1週間後から2週間まで	
2週間後から1ヶ月まで	
1ヶ月以降	

イ タイムライン

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン				
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	1週間まで	1週間から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで
清掃庶務班	班員等の募集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。(各班共通事項) 関係機関との連絡調整及び報告に開 すること。(各班共通事項) 対応職員の受入れに関するこ と。(各班共通事項) 対本部との連絡調整に関するこ と。部内の職員の参集状況の集約に開 すること。(各班共通事項) 班員等の募集に開 すること。 (各班共通事項)班員等の参集状 況の報告に開 ること。被害状況等の 部内所管施設における被害状況等の 集約に関するこ と。災害情報等の報告に開 ること。業務実施状況の 集約及び報告に開 ること。(各班共通事項)関係機関との連絡 調整及び報告に開 ること。部内の受援ニーズの把握に開 すること。部内所管業務に対する応援職員の受 け入れに関するこ と。(各班共通事項)応援職員の受け 入れに関するこ と。	割当人数 8人	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告	・未参集職員の安否確認			
清掃庶務班	一部事務組合等との連絡調整に開 ること ごみ・し尿処理対策に開 ること ごみに開 ること	要受援人数 0人	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・必要に応じて関係機関に対する災害対策の実施状況の報告	・未参集職員の安否確認			
清掃庶務班		割当人数 14人	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応				
		必要人数 14人	想定内容	・一部事務組合等との連絡調整 ・ごみ・し尿処理対策、ごみに開 る車両の調達			
		要受援人数 0人					

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
清掃庶務班	放射性物質対策に関するこ と。	割当人数 必要人数 要受援人数	4人 4人 0人	想定内容 ・放射性物質対策	※放射性物質対策については、想定が困難			
杉並清掃班	班員等の招集に関するこ と。 (各班共通事項) 班員等の収集状況の報告に関するこ と。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	10人 10人 0人	想定内容 ・班員の収集状況の確認及び集約 ・班員の収集状況箇宜報告	・未参集職員の安否確認			
杉並清掃班	関係機関との連絡調整及び報告に関 すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	10人 10人 0人	想定内容 ・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告				
杉並清掃班	応援職員の受け入れに関するこ と。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 5人 0人	想定内容 ・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応				
杉並清掃班	ごみ・し尿処理に関するこ と	割当人数 必要人数 要受援人数	22人 22人 0人	想定内容 ・衛生上速やかに処理を必要とするごみの優先収集 ・直営車両(小型バス車3台、軽小型ダンプ車5台)を利用した作業 割当・必要人数には、方南配車予定車両(3台)の運転手(3人)を含む。				
杉並清掃班	一般ごみの収集に関するこ と	割当人数 必要人数 要受援人数	69人 88人 19人	想定内容 ・避難しない自宅生活者が日常生活において排出する可燃ごみを収集 ・通常収集体制(小型バス車24台、軽小型ダンプ車6台)を利用した作業 車両の離脱(直営小型バス5台、軽小型ダンプ6台) 割当・必要人数には、方南配車予定車両(4台)の運転手(4人)を含む				
杉並清掃班	災害発生直後の救助活動支援及び被 害状況の把握に関するこ と	割当人数 必要人数 要受援人数	20人 20人 0人	想定内容				

班名	業務名(分掌事務)	想定人数	タイムライン					
			発災当日 (1日)	1日後から 3日まで	3日後から 1週間まで	1週間後から 2週間まで	2週間後から 1ヶ月まで	1ヶ月以後
杉並清掃班	直営車両の管理及び運用に関すること	割当人数 必要人数 要受援人数	7人 7人 0人	想定内容	・直営車両の運行可能な台数把握、運転手の確保			
方南支所班	班員等の招集に関すること。 (各班共通事項) 班員等の参集状況の報告に関するこ と。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・班員の参集状況の確認及び集約 ・班員の参集状況適宜報告	・未参集職員の安否確認		
方南支所班	関係機関との連絡調整及び報告に関 すること。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 3人 0人	想定内容	・使用する又は不足している資材等の事業者に対する調達要請 ・関係機関に対する周知 ・(必要に応じて)関係機関に対する災害対策の実施状況の報告			
方南支所班	応援職員の受け入れに関するこ と。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 2人 0人	想定内容	・応援を必要とする業務の把握、応援要請、応援職員の受け入れ対応			
方南支所班	ごみ・し尿処理に関するこ と	割当人数 必要人数 要受援人数	16人 16人 0人	想定内容				
方南支所班	一般ごみの収集に関するこ と	割当人数 必要人数 要受援人数	49人 65人 16人	想定内容	・衛生上速やかに処理を必要とするごみの優先収集 ・直営車両(小型バス2台、軽小型ダンプ車6台)を利用した作業			
方南支所班	災害発生直後の救助活動支援及び被 害状況の把握に関するこ と	割当人数 必要人数 要受援人数	8人 8人 0人	想定内容	・避難しない自宅生活者が日常生活において排出する可燃ごみの収集 ・通常収集体制(小型バス車等16台、軽小型ダンプ車13台)を利用した作業 ・車両の確保(直営小型バス4台、軽小型ダンプ3台)			

第6章 非常時優先業務実施における人員の確保対策

6.1 非常時優先業務における応援態勢の構築

第5章において、非常時優先業務の内容や該当業務に割り当てる職員数、業務開始目標時間及びタイムラインの精査をするとともに、災害対策本部業務の人員確保対策として、組織体制検討作業部会における災害対策本部組織体制の見直しによって、「災害対策本部業務に従事する区職員の配備態勢」と「非常時優先業務（通常業務）に従事する区職員の配備態勢」の人員を精査した。

区では、全序的に実施した調査結果で明らかとなった非常時優先業務における不足人数を踏まえて、災害対策本部各班の人員配置や受援体制の構築を引き続き検討していく。

表 6-1 災害対策本部業務における不足人数一覧

班名	業務名	想定人数		
災対総務部 総務班	班員等の招集に関する事項。（各班共通事項）	割当人数	4人	
	班員等の参集状況の報告に関する事項。（各班共通事項）	必要人数	5人	
	部内の職員の参集状況の集約に関する事項。	要受援人数	1人	
災対総務部 総務班	関係機関との連絡調整及び報告に関する事項。 (各班共通事項)	割当人数	6人	
	東京都災害対策本部及び防災関係機関との調整に関する事項。	必要人数	8人	
		要受援人数	2人	
災対総務部 総務班	応援職員の受入れに関する事項。（各班共通事項）	割当人数	3人	
	部内の受援ニーズに関する事項。	必要人数	6人	
	部内所管業務に対する応援職員の受入れに関する事項。	要受援人数	3人	
災対総務部 総務班	本部長室の庶務及び他部との連絡調整に関する事項。 本部活動の把握及び総括統制に関する事項。 部内各班の連絡調整に関する事項。	割当人数	7人	
		必要人数	10人	
		要受援人数	3人	
災対総務部 総務班	部所管施設における被害状況等の集約に関する事項。 災害情報等の報告に関する事項。 部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に関する事項。	割当人数	7人	
		必要人数	10人	
		要受援人数	3人	
災対総務部 職員班	本部職員の動員及び服務に関する事項。 職員の参集状況のとりまとめに関する事項。	割当人数	6人	
		必要人数	15人	
		要受援人数	9人	
災対総務部 職員班	本部職員の健康管理に関する事項。	割当人数	2人	
		必要人数	7人	
		要受援人数	5人	
災対総務部 被災者相談班	班員等の招集に関する事項。（各班共通事項）	割当人数	1人	
	班員等の参集状況の報告に関する事項。（各班共通事項）	必要人数	2人	
		要受援人数	1人	
災対総務部 被災者相談班	関係機関との連絡調整及び報告に関する事項。 (各班共通事項)	割当人数	1人	
		必要人数	4人	
		要受援人数	3人	
災対総務部 被災者相談班	応援職員の受入れに関する事項。（各班共通事項）	割当人数	1人	
		必要人数	3人	
		要受援人数	2人	

班名	業務名	想定人数	
災対総務部 被災者相談班	相談ニーズの把握に関すること	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 5人 2人
災対総務部 被災者相談班	臨時相談窓口の設置準備及び運営の調整に関すること。 被災者総合相談窓口の設置準備及び運営の調整に関すること。		5人 30人 25人
災対総務部 受援班	受援本部の設置に関すること。		2人 9人 7人
災対総務部 受援班	応援職員の派遣要請に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 6人 3人
災対総務部 受援班	災害対策本部全体の受援ニーズの把握に関すること。		4人 8人 4人
災対総務部 受援班	応援職員の受け入れ調整に関すること。		2人 4人 2人
災対総務部 受援班	労働者の供給に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 6人 3人
医療救護部 荻窪保健 活動班	(緊急) 医療救護所の設置運営に関すること。 医薬品・医療資材の調達供給に関すること。 災害拠点病院等への搬送体制の確保に関すること。 各種健康相談に関すること。 巡回診療に関すること。		24人 48人 24人
医療救護部 高井戸保健 活動班	(緊急) 医療救護所の設置運営に関すること。 医薬品・医療資材の調達供給に関すること。 災害拠点病院等への搬送体制の確保に関すること。 各種健康相談に関すること。 巡回診療に関すること。		19人 38人 19人
医療救護部 高円寺保健 活動班	(緊急) 医療救護所の設置運営に関すること。 医薬品・医療資材の調達供給に関すること。 災害拠点病院等への搬送体制の確保に関すること。 各種健康相談に関すること。 巡回診療に関すること。		18人 36人 18人
救援部 庶務班	一般ボランティア及び語学ボランティアの受け入れに関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人
救援部 庶務班	救出・救助活動の支援に関すること。		15人 415人 400人
救援部 庶務班	災害援護資金等の貸付、災害弔慰金等の支給に関するこ と。		7人 28人 21人
救援部 庶務班	被災者台帳の作成及び情報提供に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 7人 5人
救援部 庶務班	義援金の配分に関すること。		7人 28人 21人

班名	業 務 名	想定人数	
救援部 庶務班	区立福祉施設の改修等に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人
救援部 庶務班	外国人への支援に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 6人 5人
救援部 庶務班	仮設住宅の入居者調査及び巡回相談に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	3人 10人 7人
救援部 物資班	班員等の招集に関すること。(各班共通事項) 班員等の収集状況の報告に関すること。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人
救援部 物資班	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人
救援部 物資班	応援職員の受け入れに関すること。(各班共通事項)	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人
救援部 物資班	支援物資の輸送に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	10人 20人 10人
救援部 物資班	救援物資の調達・受入・輸送等に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人
救援部 物資班	地域内輸送拠点の管理・運営に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	21人 70人 49人
救援部 物資班	支援物資の受け入れに関すること。 支援物資の調達計画に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	6人 10人 4人
救援部 物資班	義援物資に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	5人 20人 15人
救援部 物資班	物資流通の把握に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人
救援部 物資班	要員の応援要請に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人
救援部 物資班	都、自治体スクラム支援会議参加自治体、協定締結団体等に対する物資の調達要請に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 2人 1人
救援部 被害調査班	住家被害認定調査に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 360人 358人
救援部 被害調査班	り災証明の交付に向けた情報整理に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	1人 3人 2人
救援部 被害調査班	り災証明の交付体制の整備に関すること。	割当人数 必要人数 要受援人数	2人 70人 68人

班名	業務名	想定人数	
救援部 被害調査班	り災証明の交付に向けた情報整理に関すること。	割当人数	1人
		必要人数	3人
		要受援人数	2人
救援部 阿佐谷 救援隊本隊	関係機関との連絡調整及び報告に関すること。 (各班共通事項)	割当人数	2人
		必要人数	3人
		要受援人数	1人
救援部 阿佐谷 救援隊本隊	応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数	4人
		必要人数	15人
		要受援人数	11人
救援部 阿佐谷 救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。 震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に関すること。 庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（さんじゅ阿佐ヶ谷、マイルドハート高円寺”ぼのぼの”、マイルドハート高円寺”なでしこ”）との連絡調整に関すること。	割当人数	13人
		必要人数	20人
		要受援人数	7人
救援部 阿佐谷 救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に関すること。 広域避難場所の管理に関すること。 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送致に関すること。 避難誘導に関すること。	割当人数	3人
		必要人数	10人
		要受援人数	7人
救援部 阿佐谷 救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関すること。	割当人数	12人
		必要人数	25人
		要受援人数	13人
救援部 阿佐谷 救援隊本隊	り災証明及び被災証明の交付に関すること。	割当人数	15人
		必要人数	30人
		要受援人数	15人
救援部 阿佐谷 救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関する こと。 帰宅困難者の支援に関すること。	割当人数	12人
		必要人数	20人
		要受援人数	8人
救援部 阿佐谷 救援隊本隊	相談窓口の設置に関すること。 避難者ニーズの収集に関すること。	割当人数	12人
		必要人数	25人
		要受援人数	13人
救援部 阿佐谷 救援隊本隊	応急給水活動に関すること。	割当人数	4人
		必要人数	5人
		要受援人数	1人
救援部 阿佐谷 救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。	割当人数	3人
		必要人数	10人
		要受援人数	7人
救援部 阿佐谷 救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関する こと。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数	5人
		必要人数	20人
		要受援人数	15人
救援部 井草 救援隊本隊	隊員等の招集に関する事項。 (各班共通事項) 隊員等の参集状況の報告に関する事項。 (各班共通事項)	割当人数	1人
		必要人数	2人
		要受援人数	1人
救援部 井草 救援隊本隊	関係機関との連絡調整及び報告に関する事項。 (各班共通事項)	割当人数	2人
		必要人数	3人
		要受援人数	1人
救援部 井草 救援隊本隊	応援職員の受け入れに関する事項。 (各班共通事項)	割当人数	3人
		必要人数	15人
		要受援人数	12人

班名	業務名	想定人数	
救援部 井草 救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。 震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に関すること。 庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（杉並育成園すだちの里すぎなみ、介護老人保護施設シーダ・ウォーク）との連絡調整に関すること。	割当人数	10人
		必要人数	20人
		要受援人数	10人
救援部 井草 救援隊本隊	遺体収容所の開設及び運営に関すること。 遺品の管理に関すること。 遺体の搬送に関すること。 遺体の安置・保管及び火葬で使用する物資の調達に関すること。	割当人数	5人
		必要人数	10人
		要受援人数	5人
救援部 井草 救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に関すること。広域避難場所の管理に関すること。 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送致に関すること。 避難誘導に関すること。	割当人数	3人
		必要人数	10人
		要受援人数	7人
救援部 井草 救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関すること。	割当人数	10人
		必要人数	25人
		要受援人数	15人
救援部 井草 救援隊本隊	り災証明及び被災証明の交付に関すること。	割当人数	11人
		必要人数	30人
		要受援人数	19人
救援部 井草 救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関するこ と。 帰宅困難者の支援に関するこ	割当人数	10人
		必要人数	20人
		要受援人数	10人
救援部 井草 救援隊本隊	相談窓口の設置に関するこ と。 避難者ニーズの収集に関するこ	割当人数	10人
		必要人数	25人
		要受援人数	15人
救援部 井草 救援隊本隊	応急給水活動に関するこ	割当人数	2人
		必要人数	5人
		要受援人数	3人
救援部 井草 救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関するこ	割当人数	2人
		必要人数	10人
		要受援人数	8人
救援部 井草 救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関するこ と。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関するこ と。 災害時要配慮者の保護に関するこ と。 生活相談に関するこ	割当人数	5人
		必要人数	20人
		要受援人数	15人
救援部 永福和泉 救援隊本隊	隊員等の招集に関するこ と。（各班共通事項） 隊員等の参集状況の報告に関するこ と。（各班共通事項）	割当人数	1人
		必要人数	2人
		要受援人数	1人
救援部 永福和泉 救援隊本隊	関係機関との連絡調整及び報告に関するこ と。（各班共通事項）	割当人数	1人
		必要人数	3人
		要受援人数	2人
救援部 永福和泉 救援隊本隊	応援職員の受け入れに関するこ と。（各班共通事項）	割当人数	2人
		必要人数	15人
		要受援人数	13人
救援部 永福和泉 救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に関するこ と。 震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に関するこ と。 庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（介護老人保健施設ウェルファ ー）との連絡調整に関するこ	割当人数	10人
		必要人数	20人
		要受援人数	10人

班名	業務名	想定人数	
救援部 永福和泉 救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に関すること。 広域避難場所の管理に関するこ 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送致に関するこ 避難誘導に関するこ	割当人数	2人
		必要人数	10人
		要受援人数	8人
救援部 永福和泉 救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関するこ 地域内輸送拠点の支援に関するこ	割当人数	10人
		必要人数	25人
		要受援人数	15人
救援部 永福和泉 救援隊本隊	り災証明及び被災証明の交付に関するこ	割当人数	10人
		必要人数	30人
		要受援人数	20人
救援部 永福和泉 救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関するこ 帰宅困難者の支援に関するこ	割当人数	10人
		必要人数	20人
		要受援人数	10人
救援部 永福和泉 救援隊本隊	相談窓口の設置に関するこ。避難者ニーズの収集に関するこ	割当人数	10人
		必要人数	25人
		要受援人数	15人
救援部 永福和泉 救援隊本隊	応急給水活動に関するこ	割当人数	2人
		必要人数	5人
		要受援人数	3人
救援部 永福和泉 救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関するこ	割当人数	2人
		必要人数	10人
		要受援人数	8人
救援部 永福和泉 救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関するこ 第二次救援所の開設・管理及び運営に関するこ 災害時要配慮者の保護に関するこ 生活相談に関するこ	割当人数	5人
		必要人数	20人
		要受援人数	15人
救援部 荻窪 救援隊本隊	隊員等の招集に関するこ。(各班共通事項) 隊員等の参集状況の報告に関するこ。(各班共通事項)	割当人数	1人
		必要人数	2人
		要受援人数	1人
救援部 荻窪 救援隊本隊	関係機関との連絡調整及び報告に関するこ (各班共通事項)	割当人数	2人
		必要人数	3人
		要受援人数	1人
救援部 荻窪 救援隊本隊	応援職員の受け入れに関するこ (各班共通事項)	割当人数	4人
		必要人数	15人
		要受援人数	11人
救援部 荻窪 救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に関するこ 震災救援所、第二次救援所の統括に関するこ 庶務班及び震災救援所、第二次救援所との連絡・調整に関するこ	割当人数	10人
		必要人数	20人
		要受援人数	10人
救援部 荻窪 救援隊本隊	遺体収容所の開設及び運営に関するこ 遺品の管理に関するこ 遺体の搬送に関するこ 遺体の安置・保管及び火葬で使用する物資の調達に関するこ	割当人数	5人
		必要人数	10人
		要受援人数	5人
救援部 荻窪 救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に関するこ 広域避難場所の管理に関するこ 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送致に関するこ 避難誘導に関するこ	割当人数	2人
		必要人数	10人
		要受援人数	8人
救援部 荻窪 救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関するこ	割当人数	10人
		必要人数	25人
		要受援人数	15人

班名	業務名	想定人数		
救援部 荻窪 救援隊本隊	り災証明及び被災証明の交付に関すること。	割当人数	12人	
		必要人数	30人	
		要受援人数	18人	
救援部 荻窪 救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関する こと。 帰宅困難者の支援に関すること。	割当人数	12人	
		必要人数	20人	
		要受援人数	8人	
救援部 荻窪 救援隊本隊	相談窓口の設置に関すること。 避難者ニーズの収集に関すること。	割当人数	12人	
		必要人数	25人	
		要受援人数	13人	
救援部 荻窪 救援隊本隊	応急給水活動に関すること。	割当人数	2人	
		必要人数	5人	
		要受援人数	3人	
救援部 荻窪 救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。	割当人数	2人	
		必要人数	10人	
		要受援人数	8人	
救援部 荻窪 救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関する こと。第二次救援所の開設・管理及び運営に関する こと。災害時要配慮者の保護に関すること。生活相談に関する こと。	割当人数	5人	
		必要人数	20人	
		要受援人数	15人	
救援部 高井戸 救援隊本隊	応援職員の受け入れに関すること。（各班共通事項）	割当人数	6人	
		必要人数	15人	
		要受援人数	9人	
救援部 高井戸 救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に関する こと。 震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に 関すること。 庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉 救援所、民間福祉救援所（南陽園、第二南陽園、第三南 陽園、浴風園、松風園、ケアハウス本館、多目的ホール、 認知症介護研究・研修東京センター、さんじゅ久我山） との連絡調整に関すること。	割当人数	13人	
		必要人数	20人	
		要受援人数	7人	
救援部 高井戸 救援隊本隊	遺体収容所の開設及び運営に関する こと。遺品の管理に 関すること。遺体の搬送に関する こと。遺体の安置・保 管及び火葬で使用する 物資の調達に関する こと。	割当人数	6人	
		必要人数	10人	
		要受援人数	4人	
救援部 高井戸 救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に関する こと。 広域避難場所の管理に 関すること。 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送 致に 関すること。 避難誘導に関する こと。	割当人数	4人	
		必要人数	10人	
		要受援人数	6人	
救援部 高井戸 救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関する こと。 地域内輸送拠点の支援に関する こと。	割当人数	15人	
		必要人数	25人	
		要受援人数	10人	
救援部 高井戸 救援隊本隊	り災証明及び被災証明の交付に関する こと。	割当人数	17人	
		必要人数	30人	
		要受援人数	13人	
救援部 高井戸 救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関する こと。 帰宅困難者の支援に関すること。	割当人数	15人	
		必要人数	20人	
		要受援人数	5人	
救援部 高井戸 救援隊本隊	相談窓口の設置に関する こと。避難者ニーズの収集に 関すること。	割当人数	15人	
		必要人数	25人	
		要受援人数	10人	
救援部 高井戸 救援隊本隊	応急給水活動に関する こと。	割当人数	4人	
		必要人数	5人	
		要受援人数	1人	

班名	業務名	想定人数		
救援部 高井戸 救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。	割当人数	4人	
		必要人数	10人	
		要受援人数	6人	
救援部 高井戸 救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関する こと。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数	7人	
		必要人数	20人	
		要受援人数	13人	
救援部 高円寺 救援隊本隊	応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数	6人	
		必要人数	15人	
		要受援人数	9人	
救援部 高円寺 救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。 震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に 関すること。 庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉 救援所、民間福祉救援所（ブース記念病院老人保健施設 グレイス）との連絡調整に関すること。	割当人数	15人	
		必要人数	20人	
		要受援人数	5人	
救援部 高円寺 救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に関すること。 広域避難場所の管理に関すること。 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送致に 関すること。 避難誘導に関すること。	割当人数	8人	
		必要人数	10人	
		要受援人数	2人	
救援部 高円寺 救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関すること。 地域内輸送拠点の支援に関すること。	割当人数	15人	
		必要人数	25人	
		要受援人数	10人	
救援部 高円寺 救援隊本隊	り災証明及び被災証明の交付に関すること。	割当人数	17人	
		必要人数	30人	
		要受援人数	13人	
救援部 高円寺 救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関する こと。帰宅困難者の支援に関すること。	割当人数	15人	
		必要人数	20人	
		要受援人数	5人	
救援部 高円寺 救援隊本隊	相談窓口の設置に関すること。 避難者ニーズの収集に関すること。	割当人数	15人	
		必要人数	25人	
		要受援人数	10人	
救援部 高円寺 救援隊本隊	応急給水活動に関すること。	割当人数	4人	
		必要人数	5人	
		要受援人数	1人	
救援部 高円寺 救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。	割当人数	6人	
		必要人数	10人	
		要受援人数	4人	
救援部 高円寺 救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関する こと。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数	7人	
		必要人数	20人	
		要受援人数	13人	
救援部 西荻 救援隊本隊	応援職員の受け入れに関すること。 (各班共通事項)	割当人数	4人	
		必要人数	15人	
		要受援人数	11人	
救援部 西荻 救援隊本隊	救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。 震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に 関すること。 庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉 救援所、民間福祉救援所（上井草園、サンフレンズ善福 寺）との連絡調整に関すること。	割当人数	12人	
		必要人数	20人	
		要受援人数	8人	

班名	業務名	想定人数	
救援部 西荻 救援隊本隊	広域避難場所の避難状況の把握に関すること。 広域避難場所の管理に関すること。 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送致に関すること。 避難誘導に関すること。	割当人数	6人
		必要人数	10人
		要受援人数	4人
救援部 西荻 救援隊本隊	救援物資等についての連絡調整に関すること。 地域内輸送拠点の支援に関すること。	割当人数	12人
		必要人数	25人
		要受援人数	13人
救援部 西荻 救援隊本隊	り災証明及び被災証明の交付に関すること。	割当人数	13人
		必要人数	30人
		要受援人数	17人
救援部 西荻 救援隊本隊	帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関する こと。帰宅困難者の支援に関すること。	割当人数	13人
		必要人数	20人
		要受援人数	7人
救援部 西荻 救援隊本隊	相談窓口の設置に関すること。 避難者ニーズの収集に関すること。	割当人数	13人
		必要人数	25人
		要受援人数	12人
救援部 西荻 救援隊本隊	所管地域における被害情報の収集に関すること。	割当人数	4人
		必要人数	10人
		要受援人数	6人
救援部 西荻 救援隊本隊	第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関する こと。 第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数	5人
		必要人数	20人
		要受援人数	15人
救援部 こすもす生活 園福祉救援所	災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数	13人
		必要人数	18人
		要受援人数	5人
救援部こども 発達センター 福祉救援所	災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数	28人
		必要人数	33人
		要受援人数	5人
救援部 すぎのき生活 園福祉救援所	災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数	47人
		必要人数	57人
		要受援人数	10人
救援部 なのはな生活 園福祉救援所	災害時要配慮者の保護に関すること。生活相談に関する こと。	割当人数	17人
		必要人数	22人
		要受援人数	5人
救援部 済美養護学校 福祉救援所	災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	割当人数	11人
		必要人数	16人
		要受援人数	5人
救援部 震災救援所	応援職員の受け入れに関すること。（各班共通事項）	割当人数	1人
		必要人数	5人
		要受援人数	4人
救援部 震災救援所	震災救援所の設置、管理及び運営に関すること。 救援物資の他の資機材の運搬・管理に関すること。	割当人数	1人
		必要人数	10人
		要受援人数	9人
救援部 震災救援所	救助活動の支援及び被害状況の把握に関すること。 避難誘導に関すること。	割当人数	1人
		必要人数	5人
		要受援人数	4人

班名	業務名	想定人数	
救援部 震災救援所	被災者の受入れ及び応急保育に関するこ (応急保育については、支援所員で対応) 避難動物の受入れに関するこ と。 被災者に対する給食及び生活用品の支給等に関するこ と。 災害時要配慮者の保護に関するこ と。 負傷者等の搬送に関するこ と。 遺体の収容及び引渡しに関するこ と。 遺体の搬送に関するこ と。	割当人数	2人
		必要人数	15人
		要受援人数	13人
救援部 震災救援所	避難者相談窓口の設置に関するこ と。	割当人数	1人
災対 都市整備部 土木施設応 急対策班	公共土木施設の被害状況の把握に関するこ と	割当人数	30人
災対 都市整備部 土木施設応 急対策班	公共土木施設の応急措置に関するこ と	割当人数	15人
災対 都市整備部 土木施設応 急対策班	公共土木施設の応急復旧に関するこ と	割当人数	30人
災対 都市整備部 土木施設応 急対策班	公共土木施設の復旧に関するこ と	割当人数	18人
災対 都市整備部 土木施設応 急対策班		割当人数	21人
災対 都市整備部 応急住宅班	被災住宅の応急修理に関するこ と。	必要人数	40人
災対 都市整備部 応急住宅班		要受援人数	19人
災対 都市整備部 応急住宅班	仮設住宅建設用地に関するこ と。	割当人数	3人
災対 都市整備部 応急住宅班	空き住戸等の確保に関するこ と。	必要人数	54人
災対 都市整備部 応急住宅班		要受援人数	51人
災対 都市整備部 応急住宅班	仮設住宅入居者の募集、入居者の選定、入居管理に関するこ と。 仮設住宅の維持・修繕に関するこ と。	割当人数	2人
災対 都市整備部 応急住宅班		必要人数	15人
災対 都市整備部 応急住宅班		要受援人数	13人
災対 都市整備部 復興まちづ くり班	区営住宅の応急補修に関するこ と。	割当人数	3人
災対 都市整備部 復興まちづ くり班		必要人数	27人
災対 都市整備部 復興まちづ くり班		要受援人数	24人
災対 都市整備部 復興まちづ くり班		割当人数	3人
災対 都市整備部 復興まちづ くり班		必要人数	10人
災対 都市整備部 復興まちづ くり班		要受援人数	7人
災対 都市整備部 杉並清掃班	家屋被害概況調査及び家屋被害状況調査に関するこ と。	割当人数	1人
災対 都市整備部 杉並清掃班		必要人数	2人
災対 都市整備部 杉並清掃班		要受援人数	1人
災対 都市整備部 方南支所班	一般ごみの収集に関するこ と	割当人数	6人
災対 都市整備部 方南支所班		必要人数	24人
災対 都市整備部 方南支所班		要受援人数	18人
災対 都市整備部 方南支所班		割当人数	69人
災対 都市整備部 方南支所班		必要人数	88人
災対 都市整備部 方南支所班		要受援人数	19人
災対 都市整備部 方南支所班		割当人数	49人
災対 都市整備部 方南支所班		必要人数	65人
災対 都市整備部 方南支所班		要受援人数	16人

表 6-2 非常時優先業務（通常業務）における不足人数一覧

課名	業務名	想定人数	タイムライン		
			発災当日 (1日)	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
区民生活部 区民課	ホストコンピュータシステム(住民基本台帳システム、印鑑登録システム)の運用管理 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理	割当人数	—	3人	1人
		必要人数	—	3人	4人
		要受援人数	—	0人	1人
産業振興センター	農業の育成・支援(農地の被害調査等)	割当人数	—	1人	1人
		必要人数	—	2人	4人
		要受援人数	—	1人	3人
保健福祉部 高齢者施策課	ゆうゆう館、高齢者活動支援センターの運営業務	割当人数	2人	2人	2人
		必要人数	4人	4人	4人
		要受援人数	2人	2人	2人
保健福祉部 高齢者在宅支援課	一時的に家族、住家から離れてしまった認知症高齢者等の保護	割当人数	—	1人	1人
		必要人数	—	1人	2人
		要受援人数	—	0人	1人
保健福祉部 杉並福祉事務所 荻窪事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復	割当人数	1人	1人	1人
		必要人数	2人	2人	6人
		要受援人数	1人	1人	5人
保健福祉部 杉並福祉事務所 荻窪事務所	生活保護事務(保護費支給事務、医療業務、および問い合わせ対応)	割当人数	5人	5人	5人
		必要人数	6人	6人	6人
		要受援人数	1人	1人	1人
保健福祉部 杉並福祉事務所 荻窪事務所	地域たすけあいネットワーク(地域の手)等に登録していない障害者の心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応	割当人数	1人	1人	1人
		必要人数	1人	2人	2人
		要受援人数	0人	1人	1人
保健福祉部 杉並福祉事務所 高円寺事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復	割当人数	1人	1人	1人
		必要人数	1人	1人	4人
		要受援人数	0人	0人	3人
保健福祉部 杉並福祉事務所 高円寺事務所	生活保護事務(保護費支給事務、医療業務、および問い合わせ対応)	割当人数	5人	5人	5人
		必要人数	6人	6人	6人
		要受援人数	1人	1人	1人

課名	業務名	想定人数	タイムライン		
			発災当日 (1日)	1日後から3日まで	3日後から1週間まで
保健福祉部 杉並福祉事務所 高円寺事務所	地域たすけあいネットワーク(地域の手)等に登録していない障害者的心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応	割当人数	1人	1人	1人
		必要人数	1人	2人	2人
		要受援人数	0人	1人	1人
保健福祉部 杉並福祉事務所 高井戸事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復	割当人数	1人	1人	1人
		必要人数	1人	1人	4人
		要受援人数	0人	0人	3人
保健福祉部 杉並福祉事務所 高井戸事務所	地域たすけあいネットワーク(地域の手)等に登録していない障害者的心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応	割当人数	1人	1人	1人
		必要人数	2人	2人	2人
		要受援人数	1人	1人	1人
教育委員会 事務局 庶務課	学校人事・給与事務	割当人数	—	1人	1人
		必要人数	—	1人	4人
		要受援人数	—	0人	3人
教育委員会 事務局 庶務課	学校職員人件費	割当人数	—	1人	1人
		必要人数	—	1人	2人
		要受援人数	—	0人	1人
教育委員会 事務局 中央図書館	中央図書館(地域館含む)の施設及び図書資料き損防止のための安全管理業務	割当人数	10人	10人	10人
		必要人数	13人	13人	13人
		要受援人数	3人	3人	3人

6.2 他自治体からの応援職員の受け入れ

東日本大震災では、行政機関自体が甚大な被害を受け、業務継続に重大な支障を伴う事例も確認されており、大規模な災害が発生した場合の単独自治体での対応の限界が改めて明らかとなった。

汎用性の高い業務については他自治体からの人員の応援を受けることで業務を実施することができる。このため、杉並区が甚大な被害を受けた場合に他の基礎自治体から人的・物的支援を受けるための水平的な相互支援関係を平素から構築していくことが、杉並区の業務継続に係る対応力を向上させる鍵となる。

災害対策本部業務について、他自治体からの応援受け入れが可能である主な業務は次のとおりである。

※当該業務は、全序的に実施した調査結果の項目「受援可否」のうち、受援可と回答があつた業務を記載する。

表 6-3 他自治体からの応援職員の受け入れが可能である主な災害対策本部業務一覧

主な業務内容	対応する災害対策本部組織（部・班）
災害広報に関すること。	災対総務部広報班
報道機関との連絡に関すること。	災対総務部広報班
本部職員の動員及び服務に関すること。 職員の参集状況のとりまとめに関すること。	災対総務部職員班
本部職員の健康管理に関すること。	災対総務部職員班
区役所本庁舎及び周辺地域における区民への対応及び誘導に関すること。	災対総務部庁舎・車両管理班
車両の調達及び配車に関すること。	災対総務部庁舎・車両管理班
車両及び燃料の調達に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。	災対総務部庁舎・車両管理班
区有施設等の点検及び応急危険度判定に関すること。	災対総務部区有施設点検班
災対都市整備部本部庶務班との連絡調整に関すること。	災対総務部区有施設点検班
区有施設点検班の庶務に関すること。	災対総務部区有施設点検班
区有施設等の被災度区分判定の実施に関すること。	災対総務部区有施設点検班
区有施設等の応急補修に関すること。	災対総務部区有施設点検班
社会教育施設における被害状況の収集に関すること。	災対総務部応急教育班
文化財における被害状況の収集に関すること。	災対総務部応急教育班
私立学校における被害状況の収集に関すること。	災対総務部応急教育班
班員等の招集に関する事項。（各班共通事項） 班員等の参集状況の報告に関する事項。（各班共通事項）	災対総務部被災者相談班
関係機関との連絡調整及び報告に関する事項。（各班共通事項）	災対総務部被災者相談班
応援職員の受け入れに関する事項。（各班共通事項）	災対総務部被災者相談班

主な業務内容	対応する災害対策本部組織（部・班）
相談ニーズの把握に関すること	災対総務部被災者相談班
臨時相談窓口の設置準備及び運営の調整に関すること。	災対総務部被災者相談班
被災者総合相談窓口の設置準備及び運営の調整に関すること。	災対総務部被災者相談班
受援本部の設置に関すること。	災対総務部受援班
応援職員の派遣要請に関すること。	災対総務部受援班
災害対策本部全体の受援ニーズの把握に関すること。	災対総務部受援班
応援職員の受入れ調整に関すること。	災対総務部受援班
労働者の供給に関すること。	災対総務部受援班
震災救援所等における衛生管理に関すること。	医療救護部衛生班
感染症対策に関すること。	医療救護部衛生班
防疫活動に関すること。	医療救護部衛生班
(緊急) 医療救護所の設置運営に関すること。 医薬品医療資材の調達供給に関すること。 災害拠点病院等への搬送体制の確保に関すること。 各種健康相談に関すること。 巡回診療に関すること。	医療救護部荻窪保健活動班
(緊急) 医療救護所の設置運営に関すること。 医薬品医療資材の調達供給に関すること。 災害拠点病院等への搬送体制の確保に関すること。 各種健康相談に関すること。 巡回診療に関すること。	医療救護部高井戸保健活動班
(緊急) 医療救護所の設置運営に関すること。 医薬品医療資材の調達供給に関すること。 災害拠点病院等への搬送体制の確保に関すること。 各種健康相談に関すること。 巡回診療に関すること。	医療救護部高円寺保健活動班
一般ボランティア及び語学ボランティアの受入れに関すること。	救援部庶務班
救出救助活動の支援に関すること。	救援部庶務班
災害援護資金等の貸付、災害弔慰金等の支給に関すること。	救援部庶務班
被災者台帳の作成及び情報提供に関すること。	救援部庶務班
義援金の配分に関すること。	救援部庶務班
区立福祉施設の改修等に関すること。	救援部庶務班
外国人への支援に関すること。	救援部庶務班
仮設住宅の入居者調査及び巡回相談に関すること。	救援部庶務班
支援物資の輸送に関すること。	救援部物資班
地域内輸送拠点の管理運営に関すること。	救援部物資班

主な業務内容	対応する災害対策本部組織（部・班）
義援物資に関すること。	救援部物資班
住家被害認定調査に関すること。	救援部被害調査班
り災証明の交付に向けた情報整理に関すること。	救援部被害調査班
り災証明の交付体制の整備に関すること。	救援部被害調査班
り災証明の交付に向けた情報整理に関すること。	救援部被害調査班
救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。 震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に関すること。	救援部各救援隊本隊
広域避難場所の避難状況の把握に関すること。 広域避難場所の管理に関すること。 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入送致に関すること。 避難誘導に関すること。	救援部各救援隊本隊
救援物資等についての連絡調整に関すること。	救援部各救援隊本隊
り災証明及び被災証明の交付に関すること。	救援部各救援隊本隊
帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。 帰宅困難者の支援に関すること。	救援部各救援隊本隊
相談窓口の設置に関すること。 避難者ニーズの収集に関すること。	救援部各救援隊本隊
応急給水活動に関すること。	救援部各救援隊本隊
所管地域における被害情報の収集に関すること。	救援部各救援隊本隊
第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。 第二次救援所の開設管理及び運営に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	救援部各救援隊本隊
庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、 民間福祉救援所（さんじゅ阿佐ヶ谷、マイルドハート高円寺ぼのぼの、マイルドハート高円寺なでしこ）との連絡調整に関すること。	救援部阿佐谷救援隊本隊
庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、 民間福祉救援所（杉並育成園すだちの里すぎなみ、介護老人保護施設シーダウォーク）との連絡調整に関すること。	救援部井草救援隊本隊
遺体収容所の開設及び運営に関すること。 遺品の管理に関すること。 遺体の搬送に関すること。 遺体の安置保管及び火葬で使用する物資の調達に関すること。	救援部井草救援隊本隊

主な業務内容	対応する災害対策本部組織（部・班）
庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（介護老人保健施設ウェルファー）との連絡調整に関すること。	救援部永福和泉救援隊本隊
地域内輸送拠点の支援に関すること。	救援部永福和泉救援隊本隊
遺体収容所の開設及び運営に関すること。 遺品の管理に関すること。 遺体の搬送に関すること。 遺体の安置保管及び火葬で使用する物資の調達に関すること。	救援部荻窪救援隊本隊
庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（南陽園、第二南陽園、第三南陽園、浴風園、松風園、ケアハウス本館、多目的ホール、認知症介護研究研修東京センター、さんじゅ久我山）との連絡調整に関すること。	救援部高井戸救援隊本隊
遺体収容所の開設及び運営に関すること。 遺品の管理に関すること。 遺体の搬送に関すること。 遺体の安置保管及び火葬で使用する物資の調達に関すること。	救援部高井戸救援隊本隊
地域内輸送拠点の支援に関すること。	救援部高井戸救援隊本隊
庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（ブース記念病院老人保健施設グレイス）との連絡調整に関すること。	救援部高円寺救援隊本隊
地域内輸送拠点の支援に関すること。	救援部高円寺救援隊本隊
庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間福祉救援所（上井草園、サンフレンズ善福寺）との連絡調整に関すること。	救援部西荻救援隊本隊
地域内輸送拠点の支援に関すること。	救援部西荻救援隊本隊
災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	救援部こすもす生活園福祉救援所
災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	救援部こども発達センター福祉救援所
災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	救援部すぎのき生活園福祉救援所
災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	救援部なのはな生活園福祉救援所
災害時要配慮者の保護に関すること。 生活相談に関すること。	救援部済美養護学校福祉救援所

主な業務内容	対応する災害対策本部組織（部・班）
震災救援所の設置、管理及び運営に関すること。 救援物資の他の資機材の運搬管理に関すること。	救援部震災救援所
救助活動の支援及び被害状況の把握に関すること。 避難誘導に関すること。	救援部震災救援所
被災者の受入れ及び応急保育に関すること (応急保育については、支援所員で対応) 避難動物の受入れに関すること。 被災者に対する給食及び生活用品の支給等に関すること。 災害時要配慮者の保護に関すること。 負傷者等の搬送に関すること。 遺体の収容及び引渡しに関すること。 遺体の搬送に関すること。	救援部震災救援所
避難者相談窓口の設置に関すること。	救援部震災救援所
班員等の招集に関すること。（各班共通事項） 班員等の参集状況の報告に関すること。（各班共通事項） 住宅、マンション等の再建支援に関すること。 部内の職員の参集状況の集約に関すること。	災対都市整備部本部庶務班
公共土木施設の被害状況の把握に関すること	災対都市整備部土木施設応急対策班
公共土木施設の応急措置に関すること	災対都市整備部土木施設応急対策班
公共土木施設の応急復旧に関すること	災対都市整備部土木施設応急対策班
公共土木施設の復旧に関すること	災対都市整備部土木施設応急対策班
がれき等の発生量予測に関すること。	災対都市整備部がれき対策班
緊急道路障害物除去路線及び被災住宅から排出されるがれきの処理に関すること。	災対都市整備部がれき対策班
がれきの処理に必要な車両の調達に関すること。	災対都市整備部がれき対策班
がれきの処理に関する都等との連絡調整に関すること。	災対都市整備部がれき対策班
一時積み置場等の運営に関すること。	災対都市整備部がれき対策班
有害物等の適正処理に関すること。	災対都市整備部がれき対策班
住家に流入した障害物の除去に関すること。	災対都市整備部がれき対策班
判定建築棟数及び必要判定員数の把握に関すること。	災対都市整備部応急危険度判定班
判定員に対する受け入れ、判定指導、人員調整、宿泊及び食事の支援に関すること。	災対都市整備部応急危険度判定班
応急危険度判定の実施に関すること。	災対都市整備部応急危険度判定班
宅地危険度判定の実施に関すること。	災対都市整備部応急危険度判定班
判定結果データの取りまとめ及び処理に関すること。	災対都市整備部応急危険度判定班
被災住宅の応急修理に関すること。	災対都市整備部応急住宅班

主な業務内容	対応する災害対策本部組織（部・班）
仮設住宅建設用地に関すること。	災対都市整備部応急住宅班
空き住戸等の確保に関すること。	災対都市整備部応急住宅班
仮設住宅入居者の募集、入居者の選定、入居管理に関すること。	災対都市整備部応急住宅班
仮設住宅の維持修繕に関すること。	災対都市整備部応急住宅班
区営住宅の応急補修に関すること。	災対都市整備部応急住宅班
復興まちづくり班の庶務に関すること。	災対都市整備部復興まちづくり班
家屋被害概況調査及び家屋被害状況調査に関すること。	災対都市整備部復興まちづくり班
ごみし尿処理に関すること	災対清掃部杉並清掃班
一般ごみの収集に関すること	災対清掃部杉並清掃班
ごみし尿処理に関すること	災対清掃部方南支所班
一般ごみの収集に関すること	災対清掃部方南支所班

非常時優先業務（通常業務）について、他自治体からの応援受け入れが可能である業務は次のとおりである。発災後、業務開始目標時間が1週間以内の業務について整理している。

表 6-4 他自治体からの応援職員の受け入れが可能である非常時優先業務（通常業務）一覧

担当部	担当課	主な業務内容
総務部	経理課	災害に関連する契約事務（主管部・課契約を除く）
産業振興センター		農業の育成・支援（農地の被害調査等）
保健福祉部	国保年金課	国民健康保険証、後期高齢者医療保険証再発行事務
保健福祉部	障害者施策課	障害福祉サービス、障害児通所支援の支給決定・給付等事務の総括（区役所等の業務再開への対応）
保健福祉部	杉並福祉事務所 荻窪事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復
保健福祉部	杉並福祉事務所 高円寺事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復
保健福祉部	杉並福祉事務所 高円寺事務所	地域たすけあいネットワーク（地域の手）等に登録していない障害者の心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応
保健福祉部	杉並福祉事務所 高井戸事務所	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復
保健福祉部	杉並福祉事務所 高井戸事務所	地域たすけあいネットワーク（地域の手）等に登録していない障害者の心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応
保健福祉部	杉並福祉事務所 高井戸事務所	地域たすけあいネットワーク（地域の手）等に登録していない障害者の心身状況及び安否確認等に関する問い合わせ対応

第7章 業務継続計画の定着・改定

7.1 計画の定着（研修・訓練等）

（1）業務継続計画の理解・周知

業務継続計画を発動する大規模地震等の非常時には、本庁での全組織的な対応が必要となる。そのためには、全職員が業務継続の重要性や業務継続における各自の役割等を理解し、組織全体に周知しておくことが重要である。

このため、業務継続計画に関する説明会等による職員への説明や、防災対策推進会議幹事会、防災計画等改定検討会等を通じた各部署との情報共有、初動における行動等が記載された職員防災カードの見直し等を行い、業務継続に係る理解・周知を図るものとする。

また、本庁の業務継続の実施にあたっては、出先機関や他自治体、関係機関との連携も必要となることから、平常時から本庁の業務継続の考え方や計画の内容等を出先機関に説明し、他自治体や関係機関への周知も併せて図ることとする。

（2）対応力の向上

大規模地震等の非常時における業務継続計画の発動にあたっては、業務継続計画の理解・周知と共に、計画通り遂行するための対応力の向上も必要となる。業務継続に対する理解を深め、対応力の向上を図るために、定期的に研修や訓練を実施する。また、業務継続計画には、実際に行動してみなければ発見が難しい問題点もあるため、業務継続計画の問題点を発見するという観点からも、訓練等は有意義である。

研修・訓練等の例は表 7-1 のとおりであるが、定期的な業務継続計画の改定・見直しの必要性や、人事異動で業務継続における各職員の役割等が変わることを考慮し、定期的に各研修・訓練等を実施する。

また、訓練等には業務継続計画の問題点を抽出する目的もあるので、実施にあたっては実施時及び終了時に、活動状況や問題点、優れていた点、情報を共有すべきその他の事項について記録をするものとする。参加者の意見等も非常に有益な情報であるため、第三者的な評価者の記録とともに参加者の意見等も記録し、それらの記録を参考に業務継続計画の改定・見直しを図るものとする。

表 7-1 研修・訓練等の例

種類	内容	対象者の例
避難消防訓練	避難訓練及び消防訓練を実施。	全職員
参集訓練	徒步等による参集訓練を実施。	全職員
安否確認訓練	あらかじめ定められた方法により、安否情報の連絡、集約等を実施。	全職員
情報通信訓練	内外の関係者との通信手段の確認も含めて実施。	通信担当者 災対総務部指令情報班員等

種類	内容	対象者の例
内外連絡の確認	内外の関係者及び協定先等との通信手段の状況・連絡先の確認。	通信担当者・連絡先確認者
非常用発電機の立上げ訓練	非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認。	担当課
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認。	データ・システム管理者
資源の確認 (非常用発電機の起動等)	計画発動時に使用する資機材・食料等の状況確認。	資源管理の担当者
全職員を対象とした説明会等の実施	業務継続計画の説明、各部署の非常時優先業務や職務代行等に係る確認。	全職員
幹部職員を対象とした研修	業務継続計画発動時に実施すべきことの習熟。	管理職員
他組織との連携訓練	他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練。代替施設での他組織との通信の確認も含む。	該当職員
計画発動時の対応訓練・演習	マニュアル整備、対応訓練の実施・検証。	全職員

7.2 計画の継続的改善

業務継続計画は、策定して完了ではなく、訓練等を通じてその問題点を洗い出し課題の検討を行い、是正すべきところを改善し計画を更新するという継続的改善により業務継続力を向上させていくことが必要となる。

また、職員一人ひとりが適宜点検・改善を進める意識をもち、人事異動や業務プロセスの変更のたびに、業務継続上の問題がないか考え、必要な対応策（新たな連絡先の登録、業務代替担当者の確保・育成等）を講じる。

さらに、杉並区地域防災計画等の修正を踏まえ、適宜、杉並区業務継続計画の点検及び見直しを実施する。

第8章 業務資源の確保等に係る今後の取組

8.1 職員確保（勤務時間内の発災）

- ・オフィス家具等による怪我を防止するため、オフィス家具等の固定を行う。
- ・迅速に負傷者を救出・救護するため、救出等に必要な機材（バール、のこぎり、ジャッキ等）や備品（救急箱、三角巾等）に係る備蓄の充実を検討する。
- ・救出・救護等について、職員の研修の受講等を推奨する。
- ・災害時に実施する業務資源の確保対策について、マニュアルやチェックシート等の整備・充実を図る。
- ・職員が自分の身の安全を適切に確保できるように啓発のための教育研修を実施する。
- ・災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の周知及び操作訓練を実施する。（安否確認方法の習熟）

8.2 職員確保（勤務時間外の発災）

- ・非常時優先業務に必要な要員を確保できるように、参集ルールの作成・見直しを行う。
- ・参集に係る心得を職員に周知する（服装、携行品、歩き方、注意事項等）。
- ・職員参集の観点から、初動における行動等が記載された職員防災カードの見直しを行う。
- ・訓練等を利用して、各職員に対して具体的な参集イメージ（経路、通行支障、災害時の状況等）の理解を促す。
- ・災害時に実施する業務資源の確保対策について、マニュアルやチェックシート等の整備・充実を図る。
- ・職員の自宅での負傷を防止するため、家具転倒の防止対策、防災備蓄用品等について職員に周知する。
- ・災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の周知及び操作訓練を実施する。（安否確認方法の習熟）
- ・職員非常参集システムを利用した、安否及び参集可否確認訓練を実施する。

8.3 指揮命令系統の確立

- ・代行者を設定する責任者の範囲を定め、順序を付けて複数の代行者を定める。また、必要に応じて委任する権限や職務の範囲も定める。
- ・権限を代行する場合に必要なデータや資源等がある場合には、それらの保管場所等の情報を共有する。
- ・責任者及び代行者等に、権限委任の順位や方法等を周知する。
- ・責任者との連絡方法を定め、連絡先等の情報を関係者で共有する。
- ・人事異動等に際し、定期的に代行者の見直しを行う。
- ・災害時に実施する業務資源の確保対策について、マニュアルやチェックシート等の整備・充実を図る。

8.4 安否確認

- ・安否確認の方針や手段を職員に周知する。また、職員は、安否確認のための連絡先の情報を携帯電話等に登録する。（職員非常参集システムの活用）
- ・輻輳の影響の受けにくさ等の観点から適切な安否確認手段を選択するため、必要に応じて安否確認手段の見直しを行う。（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等）
- ・職員の安否確認の観点から、初動における行動等が記載された職員防災カードの見直しを行う。
- ・定期的に安否確認の訓練を実施し、予定された時間内に安否確認が終了できるか等の検証を行う。（職員非常参集システムや災害用伝言ダイヤルを使用）
- ・災害時に職員が業務に専念できるように、職員は家族との安否確認について、複数の手段を事前に家族と取り決めておくように周知する。

8.5 庁舎等（執務室）

- ・「杉並区耐震改修促進計画」等に基づき、本庁以外で耐震性が低い建物について計画的に耐震化を実施した結果、区内の区立施設については、全ての施設で耐震化が完了した。
- ・建物のひび割れやガラスの破損等の応急修理のため、修理に必要な機材やビニールシート等の備蓄に努める。
- ・庁舎等の点検等を行う職員の早期参集体制の一層の充実を図る。
- ・災害時に実施する具体的な行動計画等を決めておく。また、マニュアルやチェックシート等の整備・充実を図る。
- ・平時から天井の落下防止対策、窓ガラスの飛散防止対策、什器等の固定措置の徹底等を行う。

<発災時の行動>

- ・火災が発生した場合には、速やかに消防署への通報を行うとともに、庁内放送で火災発生の事実を職員及び来庁者に伝達する。
- ・消防署への通報、火災情報の周知後、火災の状況に応じて初期消火を実施する。
- ・危険な箇所が発見された場合や消火が出来ない場合は、早急に職員等を安全な場所に避難させるとともに、立入りを制限する。
- ・建物への立入りの可否を判断するために、建物の安全性を確認し災対総務部に報告する。
(区職員（建築職が望ましい）がチェックリスト等で安全点検を実施。)
- ・建物に被害が発生した場合には、職員等の安全や業務継続への支障度が大きい箇所を優先して応急修理を実施する。

8.6 電力

- ・計画的に非常用発電機の整備・強化を図る。特に重要度の高い機器等に対しては、個別に無停電電源装置（UPS）を導入を検討する。
- ・停電が想定よりも長期化する可能性を鑑み、燃料備蓄の充実を図るとともに、燃料供給事業者と災害時の燃料調達に関する協定を締結した。また、協定事業者とは平常時から実態及び災害時に遺漏なく対応できるか確認し、必要に応じて、対策を要請する。
- ・外部からの燃料調達において自ら輸送する必要がある場合等は、車輌やドラム缶等の器具の準備を検討する。
- ・各部課は、停電を想定してパソコン、プリンタ等を利用しない手作業等による代替方法を決めておく。
- ・電力事業者に対して、災害時における優先的な復旧及び発電機車の派遣等を要請する。必要に応じて協定を締結する。
- ・非常用発電機の手動による起動方法に係る研修を実施する。

8.7 情報通信1（災害時優先電話を含む固定電話）

- ・通信事業者に対して、災害時における優先的な復旧及びポータブル衛星車の派遣、特設公衆電話の設置等を要請する。
- ・区では、災害時に備え、区役所や保健所、保健センター、地域区民センター、学校（震災救援所）、清掃事務所、体育館等の区施設に災害時優先電話を約170回線指定している。また、区役所や学校（震災救援所）、地域区民センターについては、災害時特設公衆電話を設置している。
災害時には、通信制限により指定受けていない電話からでは通信ができない可能性が高いことから、日頃から災害優先電話に指定されている回線の確認や、災害時特設公衆電話の設置場所・設置方法について、確認及び訓練を所管課の職員とともに実施する。
- ・災害時優先電話は、被災地内に電話が集中し受発信に統制がかかった場合でも、優先的に発信が可能な電話であるため、発信用として利用する旨を周知しておく。

＜発災時の行動＞

- ・通信事業者に対して、優先的な復旧及びポータブル衛星車の派遣等を要請する。
- ・災害時優先電話を着信用として利用しないように、各部署に呼びかけを行う（発信用として利用する場合に、輻輳に巻き込まれないというメリットが活かせる）。

8.8 情報通信2（移動系防災無線【IP無線設備を含む】）

- ・IP無線設備の設置

現在の地域防災無線設備は、無線設備規則の改正により令和4年12月1日以降使用できない設備となる（スプリアス規格）ため、平成33年度中に現在の基地局及び全移動局をIP無線設備に入れ替えるとともに、情報連携のため新たに指定した一時滞在施設や民間福祉救援所等にも設置する。

※スプリアス発射（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波）の強度の許容値が改正され、令和4年12月1日以降は、新スプリアス規格に適合しない無線機器は使用できなくなる。

- ・必要に応じて移動系防災無線を新規に整備・充実する。また、予備電池の充実を検討する。
- ・移動系防災無線（携帯型）を持って行った先での充電体制（電力の確保や必要な充電器の準備）を検討する。
- ・確保可能な移動系防災無線を、どの非常時優先業務やどの部署に対して割り当てるかを検討する（複数業務間、複数部所間の共有を含む）。
- ・操作手順や異常時対応手順の周知、マニュアル化をすすめる。

8.9 情報通信3（情報システム機能の確保）

- ・コンピュータ・サーバ類やネットワーク等について、ICT-BCP（ICT インフラ資源編）に基づき、発災時の保全・復旧措置に関するマニュアルの充実を図る。
- ・発災に備え、マニュアルに記載された対応手順の確認等、職員の教育に取り組むとともに訓練を実施する。
- ・震動等の外的要因による被害を最小化するため、機器の設置に当たって、耐震・免震等の対策を実施する。（全序的なシステム及び各種防災業務に係る情報システムについては実施済）
- ・情報システムの保全・復旧には、委託事業者の要員確保が必要であるため、委託事業者との連絡・協力体制を強化する。
- ・重要な機器への無停電電源装置（UPS）の設置など、機器を安全に停止するための対策を実施する。（全序的なシステム及び各種防災業務に係る情報システムについては実施済）
- ・コンピュータ・サーバ機器やネットワーク機器等は精密機器であり、空調設備も含めてこれらを稼働させるためには、安定した電力の確保が必要となる。発災時にはこれらの機器の稼働に必要な安定的な電力が確保できない可能性が高いため、各課は情報システムやインターネットが一定期間停止することを十分に考慮し、手作業による代替手段等の対策を講じる。
- ・重要な情報資産について、各課においてバックアップの適切な取得や安全な保管について必要な対策を講じる。
- ・必要に応じて情報システムの外部施設への設置を検討するなど、災害に備えたシステム運用体制の強化を図る。

8.10 執務環境（エレベーター）

- ・エレベーターの保守事業者と災害時の技術者派遣等について確認する。
- ・エレベーターが利用困難となった場合を想定して、来庁者や障害がある職員への支援策を検討する。
- ・閉じ込めの場合には、保守業者や消防等への連絡し指示を仰ぐ。

<発災時の行動>

- ・エレベーターの被害や閉じ込めの状況を確認する。
- ・エレベーターの保守事業者に対して、優先的な復旧等を要請する。

8.11 執務環境（什器等）

- ・什器類等（本棚、書類棚、ノート PC、机上書類、椅子等）で転倒の危険性があるもの及び重量物の落下の危険性が高いものに対しての安全対策を図る。
- ・什器類等の配置場所を工夫する。
(壁面や落下しない場所に配置する、重量物を下方に配置する、簡易な固定を行う等)。
- ・什器等の上に書類や荷物等を置かないように指導する。特に重要な OA 機器については、転倒防止対策を実施する。
- ・入退室や通行が困難とならないように、出入口や非常口及びそこまでの移動経路を確保する。
- ・天井等を定期的に点検し、破損しそうな場所（はがれている場所等）を必要に応じ補修する。
- ・窓ガラスの飛散防止対策を実施する。
- ・什器等の復旧に必要な機材（バール等）や、窓ガラスの復旧に必要な備品（軍手、ブルーシート等）等の備蓄を行う。
- ・災害時に実施する業務資源の確保対策について、マニュアルやチェックシート等の整備・充実を図る。

<発災時の行動>

- ・あらかじめ整理された作業手順に従い、周囲の部署等とも協力して、安全を確保できる範囲で什器等を復旧し、執務環境を確保する。

8.12 食料・飲料水、生活用品の確保

杉並区では、本庁舎内に区職員用の食料や飲料水等を備蓄しており、食料については、アルファ化米やクラッカー等、計1,620食分が備蓄されている。飲料水については、耐震性の高い受水槽に約29,000リットル、庁内の災害備蓄倉庫に2,400リットルの水を備え、地下水活用システムによる深井戸からの直接給水も可能なことから、相当量の飲料水を確保することが可能と考えられる。

阪神・淡路大震災では、神戸市には発災当日中に全国からの食料等が到着しており、首都直下地震においても、数日以内には外部から飲料水や食料等が到着することも考えられることから、発災後3日間の食料や飲料水等は備蓄品や受水槽等及び東京都からの支援物資で対応し、発災後4日目以降は全国からの応援物資等による確保を想定している。

本庁以外の施設（地域区民センター、震災救援所等）については、下記により整備することを基本とする。なお、応援物資等の供給については、避難者への分配とあわせて搬送する。

・地域区民センター

各地域区民センターは、救援部救援隊本隊として職員が従事するが、被災状況により、災害時要配慮者や帰宅困難者等を受け入れる施設として開設することとなっている。これに伴い、地域区民センター内や近隣の災害備蓄倉庫には避難者用の備蓄を行っており、職員用の備蓄についても、避難者用備蓄と併せて整備を検討する。

・震災救援所

学校防災倉庫内の避難者用備蓄と合わせて整備を検討する。

・保健所（各保健センターを含む）・清掃事務所・土木事務所

施設内の備蓄を基本とし、整備を検討する。

○業務資源の必要量

全国からの応援物資等が4日目以降に到着すると想定し、発災後3日間の食料等の需要を計算した。

飲料水は備蓄のほか、受水槽の水等を有効活用すれば、ある程度の必要量を確保することが可能と考えられる。また、一方で、食料は備蓄（計1,620食分）の約20倍の需要が予想され、大幅に不足すると想定する。

表8-1 需要予測（食料・飲料水、毛布等生活用品）

	食料	飲料水	毛布
全職員（約3,700人） =執務時間内に発災し、業務に従事可能な職員	33,000食分	33,000リッ	3,700枚
執務時間外に発災し、2日以内に参集する職員（約3,200人）	28,800食分	28,800リッ	3,200枚

注1) 食料は、1人1日3食で計算した。

注2) 飲料水の備蓄では1人1日2～3リッという目安があり、ここでは3リッで計算した。

注3) 毛布は、1人1枚で計算した。

○非常時における業務資源の確保対策

災害時において食料や飲料水、毛布等生活用品を確保するために、災害時において以下の対応を実施する。

- ・職員用の食料等の備蓄を充実させる（最低3日間分の備蓄を目標とする）。
- ・災害時における外部からの調達や庁内の配布等に係る担当要員を選定しておく。
- ・家族の負傷や住宅の被害により職員の帰宅が認められる場合には、飲料水の提供等の帰宅支援策も検討する。
- ・備蓄場所、調達方法、配布方法、配布場所等についてあらかじめ具体的にを決めておく。また、マニュアルやチェックシート等の整備・充実を図る。
- ・女性や障害を持つ職員等の視点からも必要な備蓄品の検討を行う。
- ・職員の休憩・仮眠スペース、食事場所、シャワースペース等の確保を検討する。

8.13 トイレ

区施設においては、外部からの供給中断や内部の配管被害等により断水する可能性が否定できないことから、災害時のトイレ対策の充実を図ることは重要である。

また、受水槽の水は飲料水としても利用することから、断水している間は水洗トイレの利用は大きく制限されることも想定される。全国からの応援等により簡易トイレや仮設トイレ等が到着する場合も、発災後数日間を要すると考えられるため、各施設で備えて置く必要がある。

地域区民センターや震災救援所には、避難者用として仮設トイレや収便袋を備蓄しており職員用と兼用としているが、それ以外の施設についてもトイレ対策の推進を図っていく必要がある。

○業務資源の必要量

阪神・淡路大震災では、仮設トイレを 75 人に 1 基の割合で確保できた段階で住民の苦情がほとんど無くなっている。同じ割合で職員用の仮設トイレを確保すると仮定すると、その需要は以下の表の通りとなる。トイレについては職員用の備蓄が不足するため、現状では外部からの調達に頼ることとなる。災害用トイレとしては、仮設トイレ以外にも携帯トイレや簡易トイレ、収便袋等もあり、これらを備蓄していく方法も考えられる。

表 8-2 需要予測（仮設トイレ）

	仮設トイレ
全職員（約 3,700 人） = 執務時間内に発災し、業務に従事可能な職員	約 50 基
執務時間外に発災し、2 日以内に参集する職員（約 3,200 人）	約 43 基

注 1) 75 人に 1 基の割合で確保すると仮定した。75 人に満たない場合でも各施設に 1 基ずつ仮設トイレを確保することが理想であるが、ここでは需要のおおよその規模を把握するために、75 人に 1 基として試算した。

【参考】阪神・淡路大震災におけるトイレの原単位

神戸市では、仮設トイレの設置目標を順次高め、当初は避難者 150 人に 1 基、次いで 100 人に 1 基を目標にした。100 人に 1 基行き渡った段階で設置についての苦情はかなり減り、75 人に 1 基達成できた段階では苦情が殆どなくなった。

出典：阪神・淡路大震災教訓情報資料集（内閣府）

（http://www.bousai.go.jp/1info/kyoukun/hanshin_awaji/data/detail/1-8-2.html）

○非常時における業務資源の確保対策

- ・職員用トイレの備蓄を進める。
- ・外部業者と仮設トイレの調達について確認し、可能であれば協定を結ぶ。
- ・仮設トイレの設置場所や簡易トイレの利用場所をあらかじめ確保しておく。
- ・災害時における外部からの調達や設置場所の確保、設置等に係る担当要員を選定しておく。
- ・排泄物の処理方法やごみの収集スペースの確保を検討する。

8.14 行政データのバックアップ

- ・災害時には全庁システムや共有フォルダの使用が困難となるため、非常時優先業務を実施する際に必要なデータ・記録等については、電子データだけでなく、必要に応じて紙データでも保管し、業務の実施に支障が出ないよう周知及び準備する。（ICT-BCP 上、全庁システムについては、3日間利用ができない。）
- ・各課で使用している小型システムについては、発災時においても速やかに復旧及び業務再開ができるように、保守業者と対応方法について協議を進めていく。
- ・非常時優先業務用に打ち出した紙データについて、個人情報を含む場合は厳重に保管し、課内の管理を徹底する。

8.15 消耗品等

- ・災害に備え、非常時優先業務の実施の際に必要となる消耗品等（コピー用紙、トナー等）については、常時保管量を確認し、不足が生じないように管理する。
- ・納入業者等に発災後の納品再開時期の目安を確認する。

第9章 今後の展開

今回の業務継続計画の改定においては、第3章、第4章で記載した、区の現状の把握及び第5章、第6章で記載した非常時優先業務の精査を中心に改定を実施した。

特に非常時優先業務については、災害対策本部業務要員の確保を目的に非常時優先業務（通常業務）の精査を行い、業務数の縮小により災害対策本部業務の要員を増員することができた。

災害対策本部業務においても、災害対策本部業務上の各部・各班の分掌事務及び人員配置について全庁的に精査を行い、タイムライン等の作成を通じて災害時の業務実施体制について精査することができた。

今後は、非常時優先業務の精査で明らかになった、人員の不足する非常時優先業務に対する受援体制の構築を目的として、平成31年度に「杉並区災害受援計画（人的支援編）」を策定する。

また、各課に属する非常時優先業務については、他自治体からの応援受入を考慮し、作業手順や内容などを具体化したマニュアル等を整備しておく必要がある。マニュアルの作成、見直し・更新については、防災計画等改定検討会の中で引き続き実施し、災害時に円滑に業務が実施できるよう整理していく。

さらに、区の業務には、委託や指定管理等の形態で事業者等が実施している場合もあるため、区が行う業務全体の継続性が担保されるよう、今後はこれらの事業者等に対して業務継続計画の策定等を要請していく必要がある。

本庁舎を含む防災活動拠点については、発災後72時間以上継続して利用できるように防災機能強化を図るとともに、代替施設についても今後検討していく。

杉並区業務継続計画【震災編】令和元年6月改定

登録印刷物番号

31-0020

令和元年6月発行

編集・発行： 杉並区総務部危機管理室防災課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
TEL (03) 3312-2111 (代)